

10月11日(水)

出席委員

委員長 鈴木 真澄 君
副委員長 つる 伸一郎 君
同 石田 ちひろ 君
委員 のだて 稔史 君
同 新妻 さえ子 君
同 吉田 ゆみこ 君
同 田中 さやか 君
同 高橋 伸明 君
同 松永 よしひろ 君
同 安藤 たい作 君
同 筒井 ようすけ 君
同 あくつ 広王 君
同 鈴木 博 君
同 横山 由香理 君
同 中塚 亮 君
同 鈴木 ひろ子 君
同 須貝 行宏 君

委員 高橋 しんじ 君
同 塚本 よしひろ 君
同 こんの 孝子 君
同 浅野 ひろゆき 君
同 木村 けんご 君
同 石田 しんご 君
同 飯沼 雅子 君
同 南 恵子 君
同 藤原 正則 君
同 西本 貴子 君
同 たけうち 忍 君
同 若林 ひろき 君
同 伊藤 昌宏 君
同 本多 健信 君
同 石田 秀男 君
同 大沢 真一 君
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

渡部 茂 君

その他の出席議員

松澤 利行 君

出席説明員

区 長
濱 野 健 君

副 区 長
桑 村 正 敏 君

副 区 長
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長
中 山 武 志 君

参 事
企画部企画調整課長事務取扱
柏 原 敦 君

参 事
企画部財政課長事務取扱
秋 山 徹 君

企画部広報広聴課長
中 元 康 子 君

総 務 部 長
榎 本 圭 介 君

参 事
総務部総務課長事務取扱（危機管理室長兼務）
米 田 博 君

総務部人権啓発課長
島 袋 裕 子 君

地域振興部生活安全担当課長
菅 雅 由 樹 君

子ども未来部長
福 島 進 君

子ども未来部保育課長
佐 藤 憲 宜 君

会 計 管 理 者
齋 藤 信 彦 君

教 育 長
中 島 豊 君

教育委員会事務局教育次長
本 城 善 之 君

教育委員会事務局庶務課長
品 川 義 輝 君

教育委員会事務局学校計画担当課長
篠 田 英 夫 君

教育委員会事務局学務課長
有 馬 勝 君

教育委員会事務局指導課長
熊 谷 恵 子 君

教育委員会事務局教育総合支援センター長
大 関 浩 仁 君

教育委員会事務局品川図書館長
横 山 莉 美 子 君

区 議 会 事 務 局 長
久 保 田 善 行 君

○午前10時00分開会

○鈴木（真）委員長　ただいまより、決算特別委員会を開会いたします。

それでは、平成28年度品川区一般会計歳入歳出決算を議題に供します。

本日の審査項目は、一般会計歳入歳出決算、歳出のうち第7款教育費のみとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、これより本日予定の審査項目の説明を願います。

○齋藤会計管理者　おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

教育費をご説明申し上げます。事項別明細書、146ページをお願いいたします。成果報告書は177ページでございます。

第7款教育費は、予算現額166億12万2,000円、支出済額は157億35万6,831円で、執行率は94.6%、対前年度比3億8,721万1,078円、2.5%の増であります。増の主なものは、義務教育施設整備基金積立金であります。

1項教育総務費の支出済額は70億1,360万1,888円で、執行率は96.0%であります。

1目教育委員会費は主に委員報酬であります。2目事務局費では、区固有教員給与費、学校ICT化推進経費、義務教育施設整備基金積立金などを支出いたしました。

1枚おめくりいただきまして、成果報告書では178ページでございます。3目教育指導費では、いじめ防止対策費、同じく成果報告書、181ページでございます。オリンピック・パラリンピック教育推進事業、品川英語力向上推進プランに基づく外国人英語講師学習指導、日本人英語専科指導員による学習指導や、ジュニア・イングリッシュキャンプ実施のほか、特別支援学級の運営などを行いました。

4目社会教育費では、文化財保護事業、図書館の運営などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、事項別明細書150ページをお願いいたします。2項学校教育費の支出済額は86億8,675万4,943円で、執行率は93.4%であります。1目学校管理費では、普通教室等照明LED化工事費、校庭人工芝生化などの学校環境整備などを行いました。

1枚おめくりいただきまして、2目教育振興費では、就学援助費などを支出いたしました。

3目学校給食費では、給食調理業務代行経費、給食施設改修費などを支出いたしました。

4目学校保健費では、児童・生徒の検診などを行いました。

次のページにまいりまして、成果報告書では189ページでございます。5目学校施設建設費では、芳水小学校第1期校舎等改築工事、城南小学校改築実施設計委託、後地小学校改築基本設計委託などにかかる経費を支出いたしました。

6目幼稚園費では、障害児保育介助員、預かり保育事業などに関する経費を支出いたしました。

○鈴木（真）委員長　以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。

質疑に入ります前に、今現在24名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。横山由香理委員。

○横山委員　おはようございます。よろしくお願いいたします。私からは、181ページ、品川英語力向上推進プランについて、時間がありましたら183ページの家庭教育力向上支援についてをお伺いいたします。

英語をたくさん勉強しても言いたいことというのは自分で見つけなければなりません。より正確に自分の気持ちを表現し、世の中をうつつし出すことができる能力を身につけるために、国語も英語も語彙を増やしてほしいと考えていますが、区のお考えと現在の指導方法を教えてください。

英語力向上のためにもまずは国語を通して言いたいことを言う力を習得してほしいと考えています。こちらは対話力と言えるかと思えます。聞く、受けとめて応じる、話す、話し合う、相手に配慮しつつ自らの考えを論理的に主張し、折り合うことのできる能力です。残念ながら相手を傷付けることを口にしてしまう大人が増えていることが社会の課題として挙げられています。原因としては、あまりに強い怒りを感じている、傷ついている、おびえている、問題に対処するよりよい方法を思いつくことができないなどの課題があると私は考えております。自分の意見を主張するだけでは独善的になり、けんかになってしまいます。相手が自分の主張に反論することを容認し、聞く耳を持つということです。そのためにはレジリエンス、逆境力のうち、自己効力感、自分ならできるというセルフイメージを品川区の子どもたちにぜひ身につけてほしいというふうに私は考えております。他人からの評価ではなく、自分軸として自己に対する信頼感や有能感がベースにあることで、チャレンジを前向きに捉えて、失敗してもくじけず、再チャレンジを続けることで成功体験につながると考えます。相手の反論を容認する余裕を持つことができ、受けとめることができるようになるとも考えております。

先日、日野学園で行われた中学生の英語スピーチコンテストを視察した際にも感じましたが、聞く、受けとめて応じる能力もまたとても重要です。日本人の聴衆に対して、スピーチを行う場合と、外国人の聴衆に対してスピーチを行う場合では、話しやすさに違いがあります。目を合わせてくれたり、首を振ってくれたり、ユーモアに笑ってくれたりする話しやすい聴衆がいると、スピーチがしやすい場になります。児童・生徒には静かに真剣に聞くというだけでなく、相手の話を受けとめながら聞く技術も身につけてほしいと考えています。さらに反論への対処法として、言い争い、何々すべきという発言、告発、自己弁護はしないで、褒め言葉、質問、賛同、背景の理解などのテクニックを使って、相手にもほかの考えにも思いを及ぼせるように促していくようなコミュニケーションのラリーができるとういのではないかと考えています。品川区においては英語教育における対話力とレジリエンスについて、どのように指導しておりますでしょうか。

○熊谷指導課長 国語も含め、国語と英語の中でどのように対話力を、その中で語彙をどのように増やしていくかというご質問をいただきました。まず、国語におきましては委員ご指摘のとおり、やはり話すこと、聞くことの学習におきまして、最終的には9年生の段階で合意形成を図ることができる児童・生徒の育成を目指しております。そのためには言い回しですとか、相手が傷つかないような言葉ということもしっかり考えて、語彙力を増やすということがまず大事だと思っております。特に日本語におきましては、さまざまな語彙がございますので、日本人ならではの語彙をしっかり身につけていくということが重要だと思っております。そういう中で国語につきましては、話すこと、聞くことの学習において、自分の気持ちや考えを適切に相手に伝えたり、また話の要点や要旨を捉えて聞いたりする学習をしっかり行っているところでございます。

また、英語科におきましては、子どもたちが1年生からの英語ということで、まずはALTとともに、相手にどのように伝えればわかりやすいのか、日本のことをわからない外国人の方にどのように伝えていく力をつけていくのか、そういったことを1年生の段階から学んでいるところです。これから、今、品川区立学校教育要領の改訂を進めているところですが、今ご指摘がありました対話力というところにつきましては、まだまだ現在の私どものカリキュラムにおきましては足りない部分でもございますので、次の教育要領に取り入れていきたいということで検討を進めているところでございます。

続きましてレジリエンスにつきましては、教育総合支援センター長からお答えしたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 本区では独自教科である市民科を通じまして、子どもたちにさまざま

まな活動を体験させる中で、まずはどう物事を捉えていくのか、自分の課題としてどのように捉えるのかというものを考えさせております。実際にステップ、段階を追って自分の課題設定をする中で、実際にどのように取り組んでいくのか、その中で取り組もうと考えたことを、実際の活動の中で生活あるいは学校以外の場面も含めて実際にやってみる、やった中でどのような形で結果が出せたのかを報告をしようという活動を重視しております。子どもたち同士の中で実際に友達はどんな考え方を持っていてどういうことをやったからどういう体験をしたということをお互いに報告することを通じて、自分自身の考え方について修正を行い、あるいは自分がやったことについて成果を達成できたりなど、そういったことにより自信を持つことで、子どもたちの、次にまたチャレンジしていこう、あるいは今度はもっとうまくやろうという気持ちが育っていく、そういったことが生き抜く力を育てていくというふうに考えております。さまざまな教科に市民科は関連した中で、品川区独自の考え方として子どもたちに生き抜く力を育てていきたいと考えているところでございます。

○熊谷指導課長 また、3番目にご質問がございましたスピーチ、受けとめて応じる会話の技術につきましてでございますけれども、全ての教科におきまして、子どもたちが説明したり発表したりする、そうした言語活動を大切にしたい授業展開を行っているところでございます。また、コミュニティ・スクールにおきまして、地域の方々が多数ゲストティーチャーとして入る機会がございますので、そういった中で相手を尊重した、聞く力を育てる技術を身につけさせているところでございます。

○横山委員 ご答弁ありがとうございます。対話力の部分、今まだ少し足りない部分があるということで、次の展開にぜひ期待しております。引き続き進めていただければと思います。レジリエンスにつきましても、市民科などさまざまな教科の中で取り入れていただいて、品川区としてチャレンジができる子どもをぜひ育てていただきたいと思っております。また、スピーチ、聴取する力、聞く力および受けとめる力につきましても、ぜひコミュニティ・スクールのほうと関連しまして進めていただければと思います。

続けます。中学校学習指導要領の授業時数について、7年生から9年生の外国語の時数は、昭和22年からは35時間から140時間、昭和24年からは140時間から210時間、昭和37年からは105時間、平成5年からは105時間から140時間、平成14年からは105時間となっているかと思っております。新学習指導要領における外国語の授業時数と、品川区の外国語の授業時数についてを教えてください。

また、ゆとり教育の関係なのかと思うのですが、平成14年に時数が減った理由と、先ほど申しあげました授業時数について比較したところ、大体38歳ぐらいから67歳あたりの世代もゆとり教育と同じ105時間となっておりますが、この27歳あたりから37歳あたりの世代と比較して、英語力に関してどのような違いがあるのか、おわかりになる範囲で教えてください。

また、教員の質の向上についてもお伺いいたします。品川区の固有教員の中に、小・中学校の英語教員免許を持っている教員は何名いらっしゃいますか。また、東京都で募集する小学校全科、英語コースの採用についての考え方もご説明ください。品川の英語教育を進めていただくために、英語教員の質の向上を要望いたしますが、お願いいたします。

○熊谷指導課長 品川区の英語の授業時数でございますけれども、現在1から6年生につきましては35時間、そして7、8、9年生が140時間となっております。こちらにつきましては国と同等でございます。一旦、時数が落ちたという時期がございましたけれども、その時期につきましては、いわゆるマスコミで言うゆとり教育と言われた総授業時数が減少したときでございまして、そのときには国語

も含め、英語も授業時数が減少してございます。

それから2点目でございますけれども、区の固有教員において、小・中学校の英語教員免許を持つ教員の数でございますけれども2名おります。

そして、都の考え方でございますけれども、まず指導力の向上についてでございますけれども、小学校の教員につきましては免許取得の補助が出てございまして、英語の免許がとれるような事業がございます。それは、英語免許状取得促進事業ということで、昨年度は7名の小学校の教員がそれを受講しまして、5名が英語科の免許を取得したところでございます。ちなみに今年度でございますけれども、10名が、取得に向けて研修を受講しているところでございます。また、JTEも含めて私どもで対応している英語科の専門教員、日本人の教員がございまして、それも含めて研修を行っているところでございます。

それから、27歳から38歳の世代と現在の英語の授業との大きな違いでございますけれども、話すこと、聞くこと、書くことおよび読むことの4技能を重視している、特に話すこと、聞くことを重視した英語教育に変わってきていることが27歳から38歳の世代との大きな違いとなっていると思います。

○横山委員 次に進んでいきたいと思っております。

イングリッシュキャンプについてお伺いいたします。私もブリティッシュヒルズを視察してまいりました。子どもたちが積極的に生の英語に触れている姿がありましたが、擬似的な留学体験の機会として23区で初めての試みということで、現在の効果をお知らせください。また、平成30年9月より江東区にTOKYO GLOBAL GATEWAYがオープンしますが、対象が5、6年生からということや、アクセスのしやすさ、日帰り利用もできる点を踏まえて、品川区では利用していくお考えなのかどうかお聞かせください。また、日本について、特に品川の魅力についてを英語で伝えることをぜひ実践していただきたいと考えております。

○熊谷指導課長 今年度も福島県のブリティッシュヒルズでイングリッシュキャンプを実施したところでございます。効果につきましては、普段なかなか授業でしか使わない英語を、実際に1日中英語漬けで過ごすことで、非常に英語の授業で学んだ成果を生かすことができたという子どもの声が聞かれています。また、外国人の先生との会話が意外と通じたので、自信になったというような子どもの声も上がっているところです。そして、イギリスの文化について学ぶことで、日本の文化との違いを改めて感じて、双方の文化のよさを感じ、学ぶことができたという声も出ているところでございます。

それからTGG、TOKYO GLOBAL GATEWAYについてでございます。本区においては現在4年生で、ジュニアイングリッシュキャンプを全校で行っているところでございます。実はTGGにつきましては4年生でも可というふうに聞いておりますので、来年度検討をしていきたいと考えているところでございます。

○横山委員 新しい施設であるTGGができてまいりました。4年生も受け入れ可能ということですので、ぜひ、さまざまな形で実際に英語を勉強してきたことの成果を生かす場、そして成功体験を積み重ねる場というところの経験、ぜひそういった場を増やしていただけたらと思っております。こちらは要望です。

それから最後に、家庭教育力向上支援について簡単にお聞かせいただければと思います。平成27年度に冊子ができたかと思うのですが、現在の状況や効果などが何かありましたらお願いいたします。

○品川庶務課長 家庭教育ブックでございます。心身の発達等を考慮して3種類の家庭教育力チェックシート、家庭教育ブックを作成しております。まず、チェックシートを見ていただいて、家庭教育

ブックを見て、子育ての参考にしていただくというものでございます。今年度、家庭訪問等で生徒・児童等に渡して活用をしているところがございます。

○鈴木（真）委員長 次に、新妻委員。

○新妻委員 188ページ、学校給食費、給食費無償化について、179ページ、市民科・各教科充実経費、がん教育について、178ページ、いじめ防止対策費から、SNSによる相談についてお伺いをいたします。

まず、品川区における、現在保護者が負担をしています1カ月の小・中学校の給食費をそれぞれ教えていただきたいと思います。また、徴収方法や、滞納者がいるのかどうかお伺いをいたします。

○有馬学務課長 学校給食費の関係のお尋ねでございます。まず、給食費でございますけれども、小学校の1・2年生が240円、3・4年生が260円、5・6年生が280円、7年生から9年生が320円となっております。これを基本的には食数、年間大体192日程度ということですので、それを月で割ったもので月額の計算をしております。徴収方法につきましては、月にまとめて、今は入学のときに口座振替をお願いしております、基本的には口座引き落としの形で対応しているところがございます。それから滞納でございますけれども、今説明したような口座振替制度を有効に活用しているということで、品川区の場合、非常に滞納額は低くなってございます。平成28年度で申し上げますと、給食費は大体10億円弱でございますけれども、滞納が46万円程度ということで、平成28年度は99.95%の徴収率となっております。昨年度、平成27年度は99.98%、その前も99.99%でございます。滞納額で言えばそれぞれ10万円、20万円、40万円と、今年は過年度と比較して少し多いのですけれども、今年ももう既に半分ぐらい徴収済みとなっているところがございます。

○新妻委員 口座引き落としということで、滞納はあまりないということでした。ただ、数名の方が、やはり滞納されている方がいらっしゃるわけです。こういう方に対しては丁寧な対応をされていると思うのですが、ご家庭の事情があって、滞納されているケースも考えられますので、ご家庭の状況をよく確認をしていただきながらしっかり対応していただきたいと思います。

公明党は、教育においては教育の格差があってはいけない、家庭の収入によって受けられる教育に格差があってはいけないという思いで教育費軽減を掲げて取り組んでおります。本年5月には政府に対して小・中学校における完全給食の実施と、地方自治体における学校給食の無償化支援を政策提言をいたしました。全国では少しずつこの無償化が進んでいる中で、2016年度までで約60の自治体が無償化を行っており、2017年度も増えているということですので、70、80自治体ぐらいまで行っているのではないかと思います。今回、文部科学省はこの学校の公立学校、小・中学校での学校給食の無償化が各自治体で進んでいる中で、全国で初めて調査を行い、今、回収をしているところだと思います。品川区でも東京都の教育委員会から調査が来ていると思われるのですが、いかがでしょうか。また、このアンケートの内容を教えてくださいたいと思います。

○有馬学務課長 学校給食の無償化の調査ということでございますけれども、このたび、多分初めてになるのだろーと思っておりますけれども、文部科学省のほうから東京都を通じて無償化の調査ということで来ております。内容につきましては、基本的に無償化、まず完全給食を実施していますかというところから入ってきています。これは、中学校のほうで完全給食の実施率というのがまだ八十数%ということで、まずはこれを90%に持っていこうということが背景にはあります。ということで、まず完全給食を実施していますかということから入りまして、その次に無償化をやっていますかというようなことで、無償化の場合はどういうものを対象にしていますか、そういった形で来ているものでございます。

○新妻委員 今回この調査は公明党が提案をいたしまして、文部科学省から発信をされているものでございます。この目的は、無償化をしている自治体の補助制度の枠組みや予算額、また実施までの経緯やどのように財源を確保しているのか、そして課題を捉えて見える化をしていく、それからメリットがどこにあるのかということも確認をしていく中で、この無償化に向けて国がどういう支援をできるのかということを検討していくためのアンケートであるというふうに聞いております。

先ほど、品川区におけるこの給食費を伺いましたけれども、品川区においては既に収入の少ないご家庭や多子世帯家庭においては完全に給食費が免除されるという制度がありますので、給食費にお困りの方、給食が食べられない、払えないなどの子どもは品川区ではないと思われま。しかし、今、例えば学校で教科書が完全無償化になっているのが、当たり前のようにになっているのと同様に、この給食費の無償化に関しても進めていきたい、そういう制度が必要ではないかと考えております。しかし大きな財源が必要です。そのために今回この調査をして取り組んでいこうという方向性でございますが、この給食費の無償化に関しての品川区の見解として、無償化ということに対してどう捉えているか、お伺いをしたいと思います。

○有馬学務課長 学校給食無償化ということですが、これまでも割と小さな地方都市ということで、定住化ですとか少子化対策ということで行ってきたと思います。近年はこれに加えて経済的負担の軽減というようなことが1つポイントとして出てきたのだろうというふうには捉えております。しかしながら、給食にかかわる費用は相当かかっておりまして、調理する人件費から光熱水費、それから設備費、そういったものは全て設置者の負担ということで、今は材料費のみということでその分を負担していただいていると。それから就学援助や多子家庭については、ある程度経済的弱者と言いますか所得が低い方について無償で提供しているということもありますので、ただちに無償化に対してどうかというところの判断は難しいのかなと思っております。財源も相当かかりますので、これについては財源がしっかりつかないと難しいことではないかというふうにも今のところ考えております。

○新妻委員 確かにおっしゃるとおりだと思います。国、また都議会公明党も無償化を推進しております。国、東京都、そして品川区、それぞれの自治体が協力し合いながら、給食費の無償化が進んでいくように注視をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、がん教育について伺います。まず平成28年度2月、日野学園においてがん教育が行われました。若林委員とともに視察をさせていただきましたが、この日野学園で開催をされましたその経緯といきさつなど日野学園の状況を教えていただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 委員よりご案内いただきました日野学園では、2月に8年生を対象といたしまして実際に外部講師として医療従事者、病院の先生をお呼びして、がんに関して教育を行いました。保健体育として、健康な生活と疾病の予防ということ子どもたちに学ばせるために、どのような方法があるのか、これは品川区の教育会の体育部会の養護教諭を中心とした研究の中で、まずはやってみようという経緯の中で、日野学園で実施をしたような状況でございます。

○新妻委員 私も参加をさせていただいて、生徒たちが緊張しながら集まってくる姿から見せてもらいましたけれども、まずは開催できたことは大変よかったことだと思っております。ただ、外部講師を招いてということで行われましたが、外部講師の先生も、ドクターも、非常にどうやって言ったら、話したら伝わるのだろうかという、講師の方も緊張しながら臨まれたがん教育であったと思えます。

そこで1つ確認をしたいのですが、学校の中には養護教諭、いわゆる保健室の先生がいらっしゃると思うのですが、この保健室の先生ががん教育にどのようにかかわったのか教えていただきたいと思います。

す。

○大関教育総合支援センター長 実際には養護教諭が担任とともにその学年のどのような段階でどういう単元を扱うのかという部分は、まず校内で十分に調整しております。その上で実際に外部講師をお呼びする際には、学校の狙いとして、今回の場合にはがんについて正しく理解をさせる、それから健康と命の大切さについて主体的に考えられるという2点を狙いとして取り組みました。そういった狙いを講師の先生にお伝えを直接したりするなど連絡調整等も養護教諭が担いました。

○新妻委員 非常になかなか子どもたちに理解をさせるのは難しいと思います。すごく話の内容も専門的なところが多かったので、中には子どもたちも難しいというふうにした子もいたのかなと思います。

1点気になったことがあります、この授業を受ける中で、生徒たちが筆記用具を持っていなかったのではないかなと思うのです。聞くだけで何も書きとどめることができなかつたように見受けられたのですけれども、こういう授業の場合というのは、こういう形が普通なのか、たまたまそのときは筆記用具がなかったのか教えてください。

○大関教育総合支援センター長 その時間は、まずは講師の先生が用意してくださったパワーポイントの資料を集中して見るということで、筆記用具を持たせてしまうとメモをしてしまいがちですので、お話集中できないということで意図的にその時間はメモをとらせず、後から感想やアンケートを書かせる形で振り返りの学習を行いました。

○新妻委員 私はもうその場でメモをしないと忘れてしまうので、メモがあったほうが良いなと思ったのですけれども、意図がよくわかりました。また、アンケートも非常に大事だと思います。今後、平成29年度、これから品川区が目指すがん教育と今、次の流れが決まっているところがあれば教えていただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 実際に子どもたちは感想という形でいろいろな思いを書いてくれました。めったに経験できない、直接先生から、病院の先生からがんについて詳しく聞くことができた、実際に自分の身内の方を想像しながら、その大変さを考えた生徒もおりましたし、あるいは生活習慣という部分が非常に大切だということを理解できた生徒もいました。

一方、すごく内容が難しかったという感想もございました。ですので、どのような形が良いのかは、今回1回目では学校現場からは課題として出てきた部分もございますので、また今後何校か校種も変えながら検証していきたいと思っております。

○新妻委員 今回、日野学園で出されたアンケートも参考にしながら、他の学校で行うときにもまた生かしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

最後に、SNSを活用したいじめに関する相談について伺いたいと思います。今、聞いているところでは3つの自治体でLINEを活用し、またアプリにより相談を受け始めております。まず、品川区における平成28年度、昨年度のいじめに関しての成果を教えてください。

○大関教育総合支援センター長 本区のいじめ対策、取り組みにつきましては、今年度で5年目となりますが、全校に子どもたちがいじめに関する相談をするための目安箱を設置し、さらにHEARTS「学校支援チーム」が直接子どもたちからの、あるいは保護者の方からの専用電話での相談を受けております。年々、だんだんと目安箱を活用するよりは、直接電話で相談をする、あるいは直接担任の先生に相談するという部分が増えてきているかなというふうに現在分析をしているところでございます。

なお、アイ・シグナルと言いまして、パソコン等から自分の相談を匿名で行うことも、中学生以上に

つきましては取り組んでいるところでございます。

○鈴木（真）委員長 次に、中塚委員。

○中塚委員 179ページの教育総合支援センター運営費にかかわって、LGBTなど性的マイノリティにおける学校の取り組みについて、今回はカミングアウトとアウトィングについて伺いたいと思います。まず今年予算特別委員会でLGBTについてはしっかり昨年度から本年度も含めて検証と答弁がありましたが、この検証の成果を伺いたいと思います。また、きちんとした個別対応ができるような体制があるとの答弁がありましたが、今までに対応した件数を伺いたいと思います。

私はこの先生への相談というのはつまりカミングアウトになるわけですけれども、これは子どもにとって悩みが深く、話しにくい苦しい気持ちがあると思うのですけれども、この点はいかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 LGBTに関しましてはこの間、東京都教育委員会が発行している人権教育プログラムを活用した各学校への働きかけ、あるいはリーフレットを通じて、まずは教員に対して指導を教育委員会として行ってきたところでございます。まずはLGBTについて教員が理解をすること、そのことによって子どもたち、あるいは家庭から相談があったときに適切な対応をまずは受けとめることが重要かと考えております。そのために、状況はどうであるのか、まずはLGBTについてどのような教材等について今後可能性があるかなど情報収集をしている最中でございます。

個別対応の件数をお尋ねいただきましたが、LGBTに特化した形での相談ということではなくて、学校へ行きづらいという相談、あるいは友達との関係等の相談という形で個別に受けている中で、中にはカウンセラーに対して自分がいろいろな人を好きになるというような相談があったこともあろうかと思えます。件数といたしまして、LGBTに関することに限定してどこの学校で何年生で何人というような統計はとってございません。個別の内容につきましては非常に取り扱いが難しいものだと教育総合支援センターでは考えておりますが、そのような相談があったとしても、丁寧にまずは受けとめる。そして本人、保護者の方がそのことをどのように捉えているのか、どう動いてほしいのか、学校には言わないでほしいという段階もあるかもしれません。そのような部分も含めまして、まずは丁寧に相談を受けるといった形をとっております。

○中塚委員 自分の性のありようについて先生に相談する場合は、やはり子どもにとっては不安で頭がいっぱいだと思えますし、中には追いつめられて言葉にならず、先生にまだ相談ができない生徒もいて、とてもハードルが高いと思えます。調査を見ますと、高校生までに自分がLGBTであることについて、多くが「誰にも話していない」か「ごく少数のみ」で、カミングアウトした人であっても相手は同級生が7割で担任の先生や保健の先生は1割ほどです。学校に体制があっても先生の相談につながらなければ個別への対応は難しく、子どもにとっては苦しい時期を過ごすことになっているのが実態だと思います。率直に伺いますけれども、なぜ先生にカミングアウトしにくいのか、子どもの苦しさの原因というのは一体何なのか、ご見解を伺いたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 まず、観念的に周りからどう受けとめられるかという部分を非常に気にするのが子どもたちの世代かと考えます。そのような中で、例えば親御さんにどういうふうにご相談できるのかという部分と、教員に相談できるのか、また別の考え方として子ども自身は悩むという実態がございます。もしかすると身近な養護教諭の先生に何か相談をする子どももいるかもしれません。まずはいろいろな実態があるのだ、性に関する認識という部分は多様な考え方もあるのだという部分を、LGBTのことに特化してということではないですが、まずはいろいろな人権ということで、本区の場合には5年生に全員「大切なこと」というリーフレットを配布して取り組んでいます。その中では、世

の中には女性・男性という2つの性があるけれども、女の人は男の人を好きになるのが当たり前と思っ
ていませんかというようなことをせりふを投げかけるキャラクターが出てきて、子どもたちにまずいろ
いろな考え方があるのだということに気づかせることから取り組んでいるところでございます。そう
いった地道な活動が重なっていく中で、性だけにとどまらず、多様性というものを子どもたちが考えら
れる、そのような区民を育てたいというふうに考えております。

○中塚委員 いろいろと取り組みも始まっているかと思えますけれども、ぜひ進めていただきたいと
思っております。LGBTの子どもたちが自分の気持ちの整理、合わせてカミングアウトされた同級生
や先生についてもあらかじめ正しい知識や心構えがないと、逆に相手を傷つけることにもつながりかね
ません。カミングアウトする、しないは自由であり、決まったタイミングはありませんが、この苦しさ
からとにかく話を聞いてもらいたいと思うときもあるかと思えます。それだけに自分へのカミングアウ
トについて悩んでいる子どもと、カミングアウトされた同級生や先生などへのサポートがそれぞれ必要
だと思えますが、現状と今後の取り組みについて伺いたいと思えます。

○大関教育総合支援センター長 生徒あるいは保護者から相談を受けた際に、教員が正しい理解をし
ておくという部分はまず前提として大切だと考えております。ですので、全教員に対しまして性同一性
障害につきましては研修会等の中で正しい理解を促しているところでございます。実際に教員がどのよ
うに相談を受けるか、相談を受けた際にどのような点に注意するかという部分につきましては、人権教
育プログラムを活用いたしまして、実際にQ&Aの形で、このような問い合わせがあった場合はどうい
うふうに対応すべきかという部分も具体的に示しながら、研修を進めているところでございます。

○中塚委員 東京都のプログラムも1つの例であって、やはり1人1人の子どもに合わせた対応がも
ちろん必要だと思うのですが、セクシュアル・マイノリティのカミングアウトはとても大切な
テーマだと私は思います。これまで秘密にしていた自分の性のありようを表明することで、それは2段
階あると伺いました。1段階目は自分へのカミングアウト、2段階目は家族や友人など周囲へのカミン
グアウトです。どちらも大切なことであると思えます。合わせて大事なことは、カミングアウトする、
しないも自由であって、どちらであっても慎重に進めないと自分を傷つけてしまったり、周囲から傷つ
けられてしまったり、またカミングアウトを受けた側も性の多様性の理解や、話を聞くことや、周囲に
話すというアウティングをしないこと、この理解が必要だと思えます。思春期を迎える小・中学校では、
このLGBTのカミングアウトとアウティングについて、子どもたちが学校であらかじめ学ぶ機会が必要
だと思えますけれども、現状についてお伺いします。

○大関教育総合支援センター長 例えばリーフレットなどで、相談の窓口はいろいろあるよという案内を、各学校では子どもたちに対して周知しているところでございます。その中の1つで、例えばHE
ARTSも子どもから相談があればそういったことの相談を受けることもできますし、担任のほうに相
談をするという形もあるかもしれませんが、学ぶ機会として、まずLGBTについてカミングアウトを
しようというような教材等はございませんので、先ほどの繰り返しになりますが、いろいろな人権を大
切にしていこう、違いをきちんと認め合おう、認識しようという取り組みを市民科の中で行っている
ところでございます。

○中塚委員 カミングアウトをしようという教材はなくていいと思うのですが、自分の性がど
こにあるのかを知るためのサポートが必要だと私は思います。実際に自分へのカミングアウトや先生へ
の相談について、そのカミングアウトの前にやはり自分のセクシュアリティについて悩んでいた
り戸惑っていたり混乱しているときは気持ちの整理も必要ですから、専門の窓口でまず電話相談などを進め

ていくということが大事だと思います。リーフレットもお配りされているということですが、例えば品川区の男女共同参画センターのカウンセリング相談ですけれども、ここは小学生や中学生も相談してよいのか、あとはこの性別や同性愛に関する電話相談について、東京都のパンフレットにあるよりそいホットラインですけれども、学校から子どもへこの電話相談の周知はあるのかお伺いしたいと思います。

○島袋人権啓発課長 ただいま男女共同参画センターのカウンセリングについてのご質問がございました。今のところカウンセリング相談で対応しておりますが、年代的に統計を見ますと20歳以上の方が大多数を占めております。まだ子ども、10代の方のご相談はないというふうに聞いております。ただ、私どもはそのような方々からご相談があった場合には関係機関との連携を含め、状況に応じて対応してまいりたいと考えているところでございます。

○大関教育総合支援センター長 さまざまな相談窓口が載っているものを、例えば夏休みに入る前など、そういった機会をある程度一定の時期ごとに家庭、そして子どもに配布をしているところです。自分のかけやすいところに相談をしますので、中には教育総合支援センターにございます教育相談室のカウンセラーに定期的にさまざまな悩みを相談してくる子どもがいますので、その中で、まだ具体的に自分の性というものを、体の成長と照らし合わせて、どのように悩みが生じてくるのかといういろいろな段階から、ここに丁寧に対応できるように、カウンセラーには日ごろから周知をしているところでございます。

○中塚委員 まずカウンセリング相談ですけれども、連携していただきたいと思いますが、一方でアウティングが起きないように注意していただきたいと思います。

よりそいホットラインについてですけれども、これは子どもたちにはまだ周知をしていないということなのでしょうか。そこを確認させていただきたいと思います。やはり自分の気持ちの整理や、自分の性がどこにあるのかについて、人と相談するなど話を聞いてほしいと思うと思います。性的マイノリティの子どもからの電話相談をしている、このよりそいホットライン、厚生労働省の委託事業だと思いますけれども、学校で子どもたちに伝えていただきたいと思います。ポスターの掲示やA4サイズのチラシや名刺サイズのものもありますので、学校の廊下や保健室など子どもたちが自由に見たり持って帰ったりできるようにしていただきたいと思いますが、この点はいかがでしょうか。

それから学校図書における関連書籍の全校配置について、現在は4校だと伺っておりますけれども、全校に配置を広げていただきたいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 よりそいホットラインにつきまして、相談窓口一覧の中に載せるかどうかにつきましては、さまざまな反応等もあろうかと思っておりますので、周囲の状況等も考えながら検討していきたいと考えます。

○横山品川図書館長 学校図書館の蔵書につきましても、各学校で選択をしているところでありますが、人権の中の1分野として資料を置かせていただくように配置してまいりたいと思います。

○中塚委員 ぜひいろいろ進めていただきたいと思います。LGBTの子どもたちが学校生活の中でありのままの自分を磨くことができる、そんな学校であっていただきたいと思います。これまで学校での学ぶ機会について、市民科の中で取り扱いを検討したいと答弁がありましたけれども、どこまで検討が進んだのかお伺いしたいと思います。

もう1点、教員研修についてですけれども、NPO法人ReBitでは、企業をはじめ学校や教育委員会、自治体などでLGBT教育についての研修を熱心に進めております。このNPO法人ReBit

の研修も活用していただきたいと思いますのですが、この点はいかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 市民科の中では、先ほどご案内いたしましたとおり5年生の段階で「大切なこと」を活用してさまざまな考え方があるという部分は全校児童に投げかけております。またその前の段階、例えば国語では「みんなちがって、みんないい」という詩を題材にした教科書もございますので、さまざまな人間が生きているのだということを子どもたちがいろいろな段階に応じて学んでいるところでございます。

○島袋人権啓発課長 まずは区職員、教職員も含めた研修でございますが、LGBTに関する理解を正しく浸透させることが大事かと考えております。

○鈴木（真）委員長 次に、松永委員。

○松永委員 私からは成果報告書の178ページ、生徒指導対策費、181ページ、マイスクール運営費の中でマイスクール八潮、マイスクール五反田について、189ページ、結核検診について伺いたいと思います。

まず初めに成果報告書の178ページのクラブ・部活動指導費について伺います。まず名称をクラブと部活に分けている理由について伺います。次にこのクラブ・部活はどのような方々が指導していて、そして1つのクラブまたは1つの部に対して何人体制で行われているのか伺います。

○有馬学務課長 学校のクラブ活動の指導員の件でございますけれども、まずどういう人がということでございますけれども、これは基本的に各学校のほうでその指導員をいろいろな学校のつてで見つけてきて、指導員をやっているというのがほとんどでございます。現在、運動部で約10、文化部で約6ありまして、そこに指導員を配置しているということでございます。それで基本的には、各学校での対応ですのでそれほど人数が多くありません。ばらばらでございますので、それほど1つの学校のクラブで何人もいるということではなくて、基本的には1つのクラブで1人いるというのが現状でございます。

○大関教育総合支援センター長 教員がクラブあるいは部活動の顧問としてまずは指導に当たっております。その教員以外に、今学務課長より申し上げましたように、外部指導員に講師をお願いをしている実態がございます。具体的に昨年度でございますが、導入しているさまざまな学校の部の中で、延べ人数でございますけれども37人の方に品川区の子どもたちのためにご協力をいただいております。

○松永委員 先ほど質問をいたしました、クラブと部活の違いについてお願いします。

○大関教育総合支援センター長 大変失礼いたしました。小学生の場合にはクラブ活動として行っております。中学生は部活動として、これは学習を終えた後の放課後等に行っている一般的な部活をイメージしていただければと思います。

○松永委員 そうした中で、先ほど決算額についてなのですが、昨年度は約1,100万円余、平成28年度に関しては1,000万円余で100万円近く減少しております。これは指導員の数が減ってしまったという事なのか、決算額が減ってしまった原因について伺いたいと思います。

それから、外部指導員の方が37名ということなのですが、1人当たり費用は大体どのくらいなのですか。また、時給換算にするとどのくらいの金額になるのかも、合わせて伺いたいと思います。

○有馬学務課長 まず決算額が88万円ほど下がっておりますけれども、これはやはり実績が落ちているということでございます。部活動を行っている回数というのは、そこに派遣する指導員の派遣回数と言いますか、その実績が落ちているということでございます。基本的には昨年度が1,396回でしたけれども、その前の年は1,575回あったということでございます。これは特に教育委員会のほう

から制限しているとか、そういうことではなくて、条件は同じにしてありましたけれども、多分指導員の都合ということもあって下がっているのではないかというふうに思っています。単価は外部指導員につきましては1回4,000円ということで対応をしているところでございます。

○大関教育総合支援センター長 先ほど37人と申しあげましたのは運動系の部活動でございまして、それ以外に文化系の部活動では延べ34人の方にご協力いただいているところでございます。

○松永委員 1回につき約4,000円ということで、例えば夏休みなどの部活で1回指導すると4,000円という形になるのでしょうか。時間に換算すると、ちょっとそれではどうかなとは思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○有馬学務課長 基本的にはこの外部指導員について、現状の取り決めでは1回4,000円ですので、2時間の場合もありますし4時間の場合もあるとは思いますが、その全額で対応させていただいております。

○松永委員 子どもたちのためにぜひよろしくお願いたします。

次にクラブまたは部活動の指導について伺いたいと思います。マスコミ等でも報道がありました体罰についてです。都教育委員会で2017年6月に2016年度において都内の公立小・中・高等33校の教職員、34人が児童・生徒に体罰を加えたとする調査結果が公表されました。前年度に比べて28人減少、けがをさせたのは4校、4人で、同6人減でありました。また、胸ぐらをつかむ、人格を否定するなど不適切な行為は延べ216校、236人で、同67人減でありました。

この調査は都内の全公立小・中・高と特別支援学校の計2,167校が対象で、これは大阪市立高等学校で男子生徒が自殺してしまったということで始まりまして、今回で5回目になります。

この体罰を加えた教職員の内訳は、小学校が14人、中学校が15人、高校が4人、特別支援学校が1人でありました。内容はたたくというのが20人と多い結果でしたが、その理由として、主に掃除をしない生徒を倒して殴る蹴るなどを繰り返したということでありました。そうした事例が挙げられております。そこで今年度、本区において部活動や授業中などにこうした体罰事例があったのかを伺いたいと思います。

○熊谷指導課長 昨年度の体罰の実態把握の調査結果でございまして、品川区におきましては0件でございます。ですので、全く体罰にあたる案件はございませんでした。

○松永委員 こうしたことが他自治体で起こっている中で、品川区はないということで安心しました。ただ、こうした事例はいつ起こるかわかりませんので、しっかりと子どもたちの健全育成に取り組んでいただきたいと思っております。

関連しまして、今度は、先ほどとは逆になりますが、生徒が教師を蹴るという事件がSNSで発信されました。内容はマスコミ等で報道されておりますが、生徒に対し注意をしたら逆に生徒から暴力を加えられ、男性教師は注意をした後、男子生徒の胸ぐらを一瞬つかもうとする場面がありましたが耐えて、男子生徒はそのまま席に戻りました。男性教師はそのまま授業を続けましたが、他の生徒から誹謗中傷的なことを言われ、笑われている様子がわかりました。これは生徒たちが、教師が生徒に何もできないことを利用して、男性教師をいじめていたことが憶測されます。この事件はたまたま動画で拡散したもので、証拠があり発見できたものだと思います。そこで質問いたしますが、もしこうした動画のような証拠がない場合、教職員から、生徒からいじめられていると言われた場合、どのような対応をされているのかお伺いします。

○大関教育総合支援センター長 現段階におきまして、教員から生徒にいじめられているという相談

は受けてごさいませんが、万が一あった場合に、考え方といたしまして、まずその教員の指導力がどう
いう状況なのか、あるいは対応を学校が組織的に未然に防ぐ対応ができているのかという部分を考える
必要があろうかと思ひます。本区におきましても、結果的に暴力行動発生件数の毎年の調査では、ゼロ
ではごさいません。ただしそれは衝動性のある子どもであったりなど、そういう部分でときどきごさい
ます。ただ、当然ですが事前に十分学校と家庭が共通理解をして、子どもへの対応という部分も丁寧
に行っておりますので、本区においては発生件数も少なくなっております。

○松永委員　ここで教育委員会に伺いたいと思うのですけれども、今回の教職員の対応というものは
これが正しかったのか、それとも他の対応があったのか、本区では、こういう事例が現状ないと思うの
ですけれども、もしこういうことが起こった場合に、教師としてこういう対応が正しかったのかを改め
て伺いたいと思ひます。

○大関教育総合支援センター長　さまざまな背景要因まではわかりませんので、その場面だけでは判
断いたしかねる部分もごさいますが、ただ子どもたちが教員に対して暴言を吐いている、授業中にス
マートフォンで教員の様子を撮影しているという時点で、まず授業が成立していない状況かと思ひます。
その状況をそのままにしておくのは適切ではないと思ひますので、当然、そこに至る前の段階で、学校
全体でまず校内体制の工夫等をして、そういったいわゆる学級崩壊のような形にならないよう取り組ん
ではいきますし、教育委員会としても指導・支援してまいります。

○松永委員　ぜひ学校に関してはICTも進んでおりましてタブレット端末も配布されていると思ひ
ます。そういったところもきちんと丁寧に進めていただきたいと思ひます。

時間がなくなりましたので、189ページの結核検診について質問いたします。現在、医師会により
全学年で問診を行い、結核感染のリスクが高い児童・生徒を拾い上げ、二次検査につなげているので
すが、さまざまな問題が起きております。主な1つ目は胸部X線撮影の拒否で、特に外国人は放射性被曝
を避けようとする強い傾向があります。2つ目は二次健診を行うためには少なくとも2回の通院が必要
であるため、途中でやめてしまう傾向があります。3つ目は外国人移住者において言葉の壁があるとい
うことが主な理由でございすけれども、この二次検査の実施率が低迷していると言われております。
また、QFT検査においても問題点があり、QFTは採血量、そして検査の不適切な手抜き等によって
影響を受けることがわかっており、これらによって精度が確保されないこともあります。健康診断とし
て実施する場合は、陽性的中率を十分に考慮しながら検討する必要があります。つまり、適切な採決方
法、保存方法を厳守する必要があり、検査実施までの時間が短いことが要求されます。また、検査コス
トがまだ高価であることも問題です。その二次検査についてですが、例えば保健センター、医師会検査
センターを利用してQFT検査の採血を集約して実施してはどうか、区のお考えをお聞かせく
ださい。

○有馬学務課長　結核検診の件でございすけれども、特に外国人がということでもなくて、日本人
も含めて二次検診になかなか行ってくれないという状況が多少あるということでごさいます。基本的
には医師会が指定した日、数日間はとっているのですけれども、その決められた日になかなか行かれない
ということもありますし、今委員が言われたとおり、夏休み中に本国に1回帰ってしまうなど、やはり
言葉の壁というもの若干そこにはあるのかなというふうにも、いろいろ背景はあると思ひます。今ご提
案の……〔時間切れにより答弁なし〕

○鈴木（真）委員長　次に、須貝委員。

○須貝委員　私は178ページ、教育指導費についてお伺いいたします。まず学校選択制についてメ

リット・デメリットをお聞かせください。そして現在、品川区は学校選択制を実施して相当期間が経っています。実際に著しい学校間格差、子どもの児童数の格差が広がってきた。これに対してどう思われるかもお聞かせください。

○有馬学務課長 まず学校選択制についてのメリットとデメリットというお話でございます。基本的にはこの学校選択制というのは、平成11年のときにまず教育改革プラン21を策定いたしまして、小学校は平成12年度から、中学校は平成13年度からということですが、当時は公立学校でいろいろいじめ問題ですとか不登校問題など、荒れた校風が公立学校に蔓延しているというような状況がありました。それをいかにして質的改善をしていくのか、信頼を回復していくのか、教育改革が求められた時代でございます。そういった中で、品川区としてプラン21という中の大きな柱として学校選択を導入したところですが、学校選択についてはお互いが切磋琢磨して、今までの学校をより良くしていこうということで、開かれた学校づくりをしていこうということで進めたものでございます。そういったことで各学校は地域にも目を向けながら子どもに対する教育もしっかりと向き合ってきたということが言えると思います。教員の意識もそういった意味では大きく変わってきたということが言えると思います。

一方、デメリットということでは、その選択制によって学校によって多少なりとも希望者が集中する学校と、少し学校が通学区域内の生徒数よりも減ってしまう学校があらわれたということ、それから一部では地域との絆が若干薄れてきたのではないかという声も上がっていると、そういった両面があるというふうに思っております。

それから実際にその格差、人数がどう変わったかということでは、平成11年度のときの学校の数も少し調べてみましたが、もともと今小規模校だと言われていたところは、当時もやはり年少人口が少なく、やはり小規模校だったというようなことがあります。ですので、極端に格差が広がったというふうには考えておりません。また最近では平成27年度から平成29年度を見ますと、各学年1学級に6クラスしかない学校がこの2年間で6校だったものが3校減ってきているというようなこともありますし、それらの学校ではもう既にその学年において、6校で110人ぐらい生徒が増えてきているということもありますので、近年は就学人口も増えてきているという背景もありますけれども、そう問題視するような格差が広がっているというふうには今のところ認識はしていないということではございます。

○須貝委員 教育委員会として、さまざまな授業を行って、子どもたちのために一生懸命尽くしています。ですが、実際では取り組んでどうなのだと。いや、うちの子はあそこの学校へ行かせたい、うちの子はこっちの学校へ行かせたい、そうやってばらばらでそれぞれの皆さんが品川区の小学校に対して、あっちへ行ったりこっちへ行ったりする、ということはどういうことか、逆を見れば、あそこの学校では不安、心配なのだと。こちらの学校はいろいろな風聞、人の話を聞いていて、こちらの学校がよさそう。それでいいのですか。品川区の教育ってそんなものなのですか。やはりみんな平等で、どこへ行っても品川区の教育は大丈夫だということが、私はやはり求められているのではないかと思います。そしてやはり適正な子どもたちの人数、子どもたちはやはりお互いから学ぶものがあります。確かに先ほど課長がおっしゃったとおり、住宅事情はあると思います。ですが、ある学校には生徒が集中して、ある学校は6学年、1年生から6年生で100名足らずという学校もある。やはりこれは、私は教育委員会としても考えるべきだと思う。学校選択、自由ですから皆さんに任せている。そうではないでしょう。どこの学校へ行っても安心で安全だという気持ちを持たせるということ

が、私は教育委員会に求められていると思いますが、もう一度ご見解をお聞かせください。

○有馬学務課長 まず、公立の学校としてどこへ行っても平等であるべきだということでございます。それは基本的な部分ではまさしくそうでありまして、品川区の学校につきましてはどこの学校を選んででも小中一貫教育ということで、きちんとした学びは提供しているということでございます。その上で各学校がプラスアルファとして自分たちの特色も出しながら、学校間で切磋琢磨してレベルアップを図っていこうというのが1つの狙いですので、ベースにつきましては、まずはどこの学校へ行っても基本のところは同じ教育内容は提供できていると、それが基本であるということはまず押さえておきたいと思っております。

それから、まず小学校につきましては、全域ということではなくてブロック選択制を敷いておりますので、選択制と言ってもきちんとした地区の中で子どもたちを育てていこうというようなこともありまして、ブロック制を敷いているということもあります。

それから実際に現在通学区域の学校に通っている子どもというのは、大体今で言うと、平成29年度は77%ぐらいを占めているというような、そういった実態もあるということでございます。

○須貝委員 今、特色とおっしゃいました。実際、そういう言い方しかできなくなってしまいますよね。だってこっちは例えば中学校の部活だったら部活が盛んだ、そういう顧問の先生がきちんとした人が来ている。でも現実論、教員の皆さんにそこまで求められるかと、平等に、それは難しいかもしれない。ですけれども、やはり品川区がもう最先端の教育システム、そしてこれだけの授業をやっているならば、子どもたちって平等ですよ。できるだけそうしてあげなければいけない。少なくとも我々が小学校・中学校のときは部活も各学校盛んだった。中学校は特に。それぞれ先生が、当時は加配で、先生の数も多かったから、活発に学校生活を皆さん送っていました。でも現実、今送れなくなったということがあります。そして一番の問題にこの学校選択制、希望者全員が自分の選択した学校に入れないのでは、今特色がある、いやこちらで学校で頑張っているとおっしゃいましたが、頑張っているのはいいのですよ。では学校選択制とうたっていて、全員が入れるのですかということですよ。ある人は、あいているから入れる。でもある人は入れない。これでは学校選択制って言わないほうがいいではないですか。一部選択制という名前に変えるべきですよ。おかしいとおもいますよ。みんな子どもたちは平等ですよ。ではあそこへ行きたい、ではそこへ行かせてあげればいいのか。ではどうするのですか。学校を改築するしかないですよ。そういうことまでしてやらなければならない。まして、どんどん高層マンションが建設されてきて、品川区にどんどん人が入ってきています。子どもたちも増えつつあります。そうしたら、実際にあけてみたら、いやこっちはもういっぱいです。お断りしている学校もあります。こっちはちょっと余裕がありますから、遠方から来ても入れる。でも、ほんの、その学校の近く、もう10メートル、20メートルしか離れていなくても入れないという子がいるのですよ。これはおかしくありませんか。やはり地域はその学校を中心にして形成されています。目の前に見えている学校に入れない。これも大きな問題ではないでしょうか。その辺についてご見解をお聞かせください。

○有馬学務課長 まず、選択制について希望者全員が入れていないのではないかとということです。これはまさしく子どもが心を痛めていると言いますか、当初につきましては全員入れていましたけれども、ここ数年につきましては、やはり就学人口が多くなってきたということで、お断りする人も出てくるとともに抽選校も増えてきているというのが実態でございます。ただ、できる限り教室を確保して受け入れするように最大限努力をしながら、できるだけ保護者の希望に沿うようなことでの努力はしているところです。

一方、一部選択制ではないかということをございますけれども、そうは言いつつ、そういう状況の中においても、例えば昨年と言えば小学生が約600人か700人ぐらい希望があったうちの92人が入れなかったというようなことで、八十五、六%の方については希望がかなっているというようなことも一方でございます。ほとんどの方が希望通りに入れていないのではないかということではなくて、できるだけ多くの方を受け入れているという状況もありますので、そこはなるべく努力をしていながら、教室の確保もしながら、場合によっては学校改築等も視野に入れながら、保護者のニーズには応えていきたいというふうに思っております。

それから、目の前の学校に行けないではないかというようなところの問題は指摘はいただいておりますので、学事制度審議会の中でもその辺の問題については検討はしていただいているところでございます。

○須貝委員 品川区ではさまざまな長期計画、またいろいろ事業の見直しを進めています。ですけれども、ではこれは完全に見誤った、自分たちの考えていた構想と違っていたということなののでしょうか。だったら早く私は修正すべきだと思います。今、課長は入れなかった方はこれだけの子どもたちだけですよとおっしゃいました。現実、違うのですよ。募集をしたら何人待ちですよということがわかります。そうしたらその時点であきらめてしまう。では、こちらの別の学校に行ってしまう。でも、それは区で考えている学校選択制と意味が違いますよね。皆さん、好きな学校、特色のある学校なら特色のある学校でいいですよ。そこへ行きたいのだから行ってくださいよということが、現実では、違う子どもがたくさんいます。ですから、その辺は考えてほしい。また、地域の町会も困っています。近隣町会、町会長の話の中では、例えば毎朝子どもたちを見送っている、そういう町会長も、それから交通部長もいます。さらに、すぐそこに住んでいるのに、学校はこっちの左側の方向にあるのに、そして100メートルも離れていない。ですけれども実際に子どもは右のほうへ歩いていらっしやっている。ではその方たちが、今度は町会においてお祭りだ、盆踊りだ、さまざまな運動会、レクリエーションとあります。学校ってすごい力があって、町会でそこに住んでいても、やはり学校の枠組みってというのは、子どもたち、友達同士の枠組みって強いのですよね。だからその町会の行事には出ない。そして別のところへ出てしまう。各町会は、町会長を筆頭に、次世代の町会の役員を探しています。そしていろいろな方と接触したいと思っています。でも接触するチャンスが少ないのですよね。前はその学校の運動会に行けば、運動会でその子どもの両親に会えた。そしてお祭りをやれば町会のお祭りに参加してくれた。そういうことがありました。でも今、こうやって地域が少しずつくずれかけているのです。区としては、地域を主体にして、そして学校も一緒になって、一体となってこの品川区をつくり上げたいということをやっていると思います。でも現実こういうふうな状況に対して、どのようにお考えでしょうか。お答えください。

○有馬学務課長 端的に申し上げますと、今の選択制で地域のきずなが薄れてきているのではないかとご指摘だと受け止めましたけれども、基本的に学校選択制によって多少なりとも違う学校に行くという子どもがいるということが承知しておりますので、何も影響がないかと言われれば、多少はあるというふうには思っています。ただし、都市部における地域コミュニティの希薄化というのは、学校選択制をやめれば全て解決するという問題でもないのかなというふうにも考えております。ですので、各学校が切磋琢磨しながら、今年のパンフレットにも出しましたけれども、3.11以降の防災の面、生徒の安全の面ですとか、今学校は地域とともにある学校を目指していますよと、地域との結びつきも考えながら学校を選択してくださいというような文面を入れて、現状、学校選択制を行っている

ころでございます。やたらにあっちでもこっちでもいいということ、教育委員会が地域に目を向けずに勝手にやっているということではございません。そういったことも視野に入れながら、一方で保護者のニーズ、あるいは今在校生がアンケートで答えている学校選択制があつてよかったというような生徒・児童の率直なご意見もありますので、その辺もいろいろ鑑みながら、この制度はまたどういふふうな形で行くのかということ、きちんと研究していきたいと思っています。少なくとも今は義務教育学校もありますし、単独校もあります。ということで、必ずどちらか選べるというようなことは最低でも残していく必要は絶対にあるだろうというふうに思っています。

○須貝委員 いや、確かに選択制で助かっている、喜んでいらっしゃる、それはわかります。それはわかりますが、先ほど申し上げたのですが、やはり品川区がこれだけ子どもたちの指導と教育として、これだけの事業費を使っているならば、根本は先生という形になるのだと思うのですが、先生がしょっちゅう異動してしまう、3年たったら異動してしまうので、また新しく構築しなければいけない。そういうご苦勞もわかります。ですが、できるだけやはり均一な、やはり教育体制、そういうものを敷いていただきたいと思います。そして今、各学校が切磋琢磨して云々というお話がございました。でもね、以前、課長はご存じだと思うのですが、前に選択制がないときはいろいろ荒れた学校もありました。ですけれども、子どもたちはその学校に行かなければいけなかった。ではその学校はどうなったのですか。やはりだんだん再生してくるのですよ。だって子どもは変わりますから。どんどん新しい子どもが入ってくる。そういうやはり地域と一体になって学校も再生してきた、子どもたちも選択制ということではなかったけれども、そこでまた復帰して地域がまた盛んになっていった。切磋琢磨というその原動力は、私は子どもにあると思うのです。近隣に住んでいる、学校の近くに住んでいる子どもたちがそれぞれ名前を呼び合い、それで一緒に遊んで、それが学校教育の私は原動力になって、大きなパワーを発揮して、かつてはその地域を支えたと思います。ですが現在、こういうシステムがやはりばらばらになってきた。確かに教育委員会でやってきた。それはもう認めます。さまざまなことをやってきたのはわかります。でもやはりその辺の考え方、子どもがあくまで主体なのだということ、私は考えていただきたいと思います。最後に一言お願いいたします。

○有馬学務課長 今、学校が変わるということには、児童の主体的な力が大きな影響だということをお話ししましたけれども、まさしくその子どもをつくるのが教育ということになりまして、今回の学校選択制の導入によって教員の意識も大いに変わったということがあります。その意識の高まりによって、それが子どもたちにも伝わっていているということになっていると思います。ということで、教員の意識が子どもにも伝わっているということではないかというふうに考えております。

○熊谷指導課長 昨年度からスタートした品川教育ルネサンスの中の大きな柱の1つに、地域とともにある学校づくり、コミュニティ・スクールがあります。まさに地域の中で、地域の方々とともに子どもを育てていくという取り組みが始まったところでございますので、次年度の全校展開、そこでさらに地域とともにというキーワードを大切に学校づくりをしてまいりたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、田中委員。

○田中委員 188ページ、2項学校教育費3目学校給食費、給食食材放射性物質検査費、186ページ、1目学校管理費、校庭人工芝生化と監査報告について、178ページ、1項教育総務費3目教育指導費、教職員人材育成経費、いじめ防止対策費、いじめ等防止等プログラム経費について伺います。

まず、給食食材放射性物質検査費について伺います。検査が継続していることを評価しています。来

年度の予算にも計上してほしいと、保護者からの声が生活者ネットワークにも届いています。来年度予算について現状ではどのような検討がされているのかお知らせください。

○有馬学務課長 給食食材の放射性物質の検査につきましてですが、次年度につきましてはまだこれからということで、予算編成についてこれから検討していく形になります。

○田中委員 汚染水の流出がまだ続いており、原発事故はまだまだ収束はしておりません。リスクがある限り検査を継続することが必要であり、検出せずを確認することが重要です。その確認を行っているからこそ、もし検出されたときには因果関係が特定できます。正しくはかって公表し、産地ではなく数値で選ぶことを徹底することが風評被害を防ぐことにつながります。今後も区はその範を示すために給食の放射能検査を継続することを強く求めます。

次に、監査報告で指摘されていた学校における毒物・劇物管理について質問します。2015年、2016年と2年続けて学校での毒物・劇物管理について監査報告で指摘がされました。通常、監査で指摘を受け、措置報告を受けるのは、監査で指摘を受けた学校だと思いますが、その措置報告のとおり、指摘された点が改善されたというのほどが確認をしているのでしょうか。監査意見の生かし方について、2015年の毒物・劇物管理での対応を例にお知らせください。

○品川庶務課長 今回の監査の件につきまして、まず理科室の毒物・劇物の件でございますが、主な内容としましては、この理科室、薬物を使うときに薬品台帳、それから薬品使用簿というものを備えております。監査の指摘の主な点としましては、薬品を使ったときにこの薬品台帳に記入が漏れているとか、それから薬品の使用簿に使用した数量の記入を忘れているなどでございます。指摘が出てきた時点におきましては、教育委員会として校長連絡会等で指導をしましてそこで学校等に指示を出しているところでございます。

それから各学校につきましては、指導主事等が訪問をしてございます。その訪問の時点で直接理科室を見て確認をするというような業務を行っております。

○田中委員 校長連絡会に指示を出して、その後職員などにより全校の状況の確認をとることができたということですか。

○品川庶務課長 校長連絡会等で指示をしまして、校長から各学校の理科主任という理科の先生がいるのですけれども、そこに指示が行き、そして理科準備室のほうを再度点検を行い、整理をしているところです。その後、定期的に指導主事が学校を回っておりますので、その段階で確認をしているというような状況でございます。

○大関教育総合支援センター長 実際に指導主事が学校を回った際には、まず理科準備室に薬品が入っておりますので、理科準備室が確実に鍵がかかっているか、そして保管庫にはきちんと鍵がかかっているかという部分も確認してございますので、大方の学校は今回ご指摘がございましたことについてしっかりとできております。また、教育委員が定期的に訪問をした際にも、鍵もあけて実際にグラム数をはかって正しく記録されているか、そういった部分の確認もして、徹底しているところでございますので、ご安心ください。

○田中委員 今回の答弁ではしっかり確認されていたということなのですが、ではなぜ2016年にまた毒物・劇物管理で監査報告が出てしまったのかということを知りたいです。2015年のときにきちんと監査報告が他の学校でも共有されて確認されるべきだったと思いますが、そのことを伺います。

○品川庶務課長 これはまさに委員のおっしゃるとおりで、学校の監査というのは毎年大体10校弱

の学校を定期的に監査をしております。該当校で指摘があった場合に確認をしておりますが、例えばその年に該当校ではなかった学校、その学校が翌年に監査を受けて指摘をされるという点がどうしてもまだ出てきてしまっているというような状況はございます。こういう点につきましては、教育委員会としても徹底して指導をしていきたいと、このように考えております。

○田中委員 本日にぜひ再発防止を徹底してください。時間がないので次に行きます。

いじめ防止対策費に含まれるCAPについて伺います。CAPプログラムは人権概念を通して子どもたちがいじめ、誘拐、性暴力などのさまざまな暴力、人権侵害から自分を守る方法を子どもたちと保護者や教職員が学ぶ参加体験型のプログラムです。この事業をこれからも継続してほしいという立場で質問をします。

子どもたちと大人に向けたCAPプログラムの導入の目的をどのように区は捉えているのか伺います。

○大関教育総合支援センター長 本区におきましては市民科の中でまず自分の身を守るということ子どもたちに学ばせる領域がございます。その中でCAPを活用いたしまして、これまでも子どもたち自身に性被害、虐待に遭わないために、やめると言える、あるいは誰かに相談できるという部分を実際に団体の方のご協力を得てロールプレイ等を通じて子どもたちに学ばせてきたところでございます。これはやはり子どもたちのいじめ、虐待、性被害に遭わないための対処法の1つとしてこれまでも取り組んできたところでございます。

○田中委員 先日、大人向けCAPに参加しました。CAPの授業である権利教育は大変素晴らしいものです。安心、自信、自由は生きるために必要なもの、それが権利であり絶対に奪われてはいけないものだということを、子どもも大人も再認識できます。子どもが権利を脅かされたときに、子どもの権利を守るために大人たちがどのような声かけをしたら有効なのか、どのような言動で子どもたちの気持ちを遠ざけてしまうのかなどを学ぶことができ、参加した保護者からはぜひ次回も開催してほしい、子どもたちに定期的にワークショップを受けさせたいという声がとても多く上がりました。日本でのいじめ対策は、いじめが起きた後にいかに早く発見し対処するかに力点が置かれてきましたが、いじめ予防に力を入れているイングランドでは、学年とともにいじめの件数が減少する傾向にあり、予防の方法次第でいじめは減らすことができることが証明されています。人権を学び、誰にでもあたえられている幸せに生きる資格を子どもたちが知ることにより、いじめは人権侵害であること、人権侵害をお互いに侵してはいけなくと注意することができ、いじめ予防につながります。いじめ予防という視点からこのCAPの授業はとても有効だと考えています。しかし、このCAPの授業が2016年から縮小されていることを伺いました。3年生と5年生で行っていた授業が3年生だけになったということです。どのような判断でCAPの授業が縮小となり、いつ決定がされたのでしょうか。CAPの縮小について子どもたちや保護者に意見を聞く機会はあったのか伺います。

○大関教育総合支援センター長 市民科学習の中の自己管理領域、その中で生活適応能力を育成する単元として、CAPをこれまで平成17年度より品川区では取り組んできております。そして平成18年度から3年生と5年生を対象に行ってまいりました。その間、いじめ対応につきまして学校の取り組みもさまざま変化してきてございます。そのような中で、内容につきましてはどちらかと言うと性暴力、虐待に関する内容のほうが特に重点的に効果があるというふうに判断して、まずは低学年の3年生でそこをしっかりと学んでいただく、そして5年生につきましては子どもたち自身が実際に単元の中で自分たちでどうすべきかをしっかり考える時間を扱いたいというような声が、学校からこの間ございました。したがって、平成27年度より3年生において全校展開という形で、学年・段階に応じて

それぞれ内容を変えてきているところがございます。なお、5年生で自分たちで話し合うきっかけにつきましては、平成27年度より全校児童・生徒自身がデザインしたいじめ防止バッジを全ての学校で配って、それをつける日を第1・第3土曜日というふうに定めて、いじめ防止について子どもたち自身が考える、自分たちが話し合う、児童・生徒会役員が各校の取り組みについて情報交換をする、そのような取り組みを充実させているところがございます。

○田中委員 普通の授業もそうですが、何度も復習することにより身につきます。いじめ予防の実効性を高めるには、繰り返し授業を実施する必要があると考えます。子どもたちが子どもの権利について学び、自らが命を守る方法を学ぶことができる大切な授業です。CAPの授業の継続を望みますが、見解を伺います。そして品川区では特に子どもが自ら命を落としてしまった事例があります。子どもたちや保護者が権利について学び、命を守ることを学ぶ機会を奪ってはいけないと私たちは考えております。子どもたちの命を守っていくためにも、CAPプログラムの今後の方針をお知らせください。

○大関教育総合支援センター長 子どもたちの発達段階も踏まえながら、そのとき何が最も効果的であるかを十分学校と共通理解を図りながら、今後もCAPにつきましては適切な学年で対応してまいりたいと考えます。

○田中委員 ぜひ継続実施をお願いいたします。では、次に行きます。

発達障害に対する教員への学びについて伺います。教育相談の報告書を目にすると、相談内容の上位には不登校、登校渋り、養育上の問題の次に、発達障害についての相談がありました。発達障害と言っても個々に症状が違います。発達障害は一見わかりづらく、周囲が気づきにくい障害です。発達障害への理解もなかなか進んでいないため、子ども同士や大人とのトラブルが起きてしまうことがあります。実際に発達障害の子どもを抱える保護者から、パニックを起こした子どもへの教師の対応のミスで、子どもが二次障害を発症してしまったという声が複数、生活者ネットワークには届いています。確か以前の答弁では、教員への発達障害の研修を行っていると同っていました。しかし、教員等の研修計画を確認しましたが、普通級の教員向け研修において読み取ることができませんでした。発達障害について普通級の教員が学ぶ時間はどのくらい確保されているのか、そして具体的にいつ頃どのような形で教員が発達障害について学んでいるのか、また、研修を受けた教員からはどのような声が届いているのかをお知らせください。

○大関教育総合支援センター長 発達障害に関する研修の件でございますが、校長研修会及び副校長研修会でも今年度も扱っております。そのほか特別支援教育研修会といたしまして、各校の特別支援コーディネーターを複数指名してございますが、そちらが参加する内容を研修会でも扱い、全ての学校において校内研修会として共通理解を図るよう伝達講習会を求めているところがございます。また、特別指導学級、通級指導学級も含めました担任研修会の中でも、発達障害につきましてはその指導方法についても非常に重要でございますので、扱ってございます。

○田中委員 子どもたちの近くで接している先生たちには、特に発達障害への理解を深め、それぞれに合った対応で接し、発達障害を持つ子どもが孤立せずに済み、多様性を認め合える環境をつくってほしいです。先ほどは質問項目に入れられなかったのですが、LGBTについても今まで質問してきた中で、研修をしていくと区は答弁をされていましたが、しかし教員への研修計画には載っていませんでした。発達障害、そしてLGBTなど多様性への理解が広がり学べる場の提供を区へ強く要望したいのですが、区の見解を伺います。

○大関教育総合支援センター長 人権同和教育研修会の中において、さまざまな人権課題の1つとし

てLGBTについても各校の担当教員に対して指導してございます。また、各職層別において、先ほど申し上げました校長研修会、副校長研修会、あるいは生活指導主任会、そういったものを通じてLGBTについて相談のあった場合に適切な対応をするよう全ての学校に対して求めている、そのように扱ってございます。

○田中委員 その校長研修会でLGBTや発達障害について学んだ後に、きちんと教員へその研修内容が受け継がれているのかなども伺いたいと思います。ぜひ多様性を認め合える学びの場の提供というのは大事なものです。今後のためにもぜひお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 例えば校長研修会で伝達した内容につきましては、全ての校長は各学校で職員連絡会議、あるいは打ち合わせの場面などを通じて周知はしているところでございます。また、リーフレットとして東京都教育委員会から出されたものを全校に配布しましたので、必ず発達障害等に対する、発達の偏りのある子どもに対する対応に関する内容も、校内研修会を求めましたし、あるいはLGBT等に関しての扱い等についても管理職より全教員に対して周知徹底してございます。

○田中委員 二次障害を発症してしまったという声も、先ほども申し上げましたが数が多く届いておりますので、ぜひ教員の方たちが多様性について認め合える環境を理解できるように、きちんと研修をお願いいたします。

次に行きます。校庭の人工芝生化について伺います。人工芝生化の目的は転倒時のかすり傷の軽減や水はけや汚れにくさ、近隣への砂ぼこりの抑制などと伺っています。しかし実際に人工芝生化された学校へ行き子どもたちの声を聞いてみると、人工芝を踏んだ後に鉄棒やのぼり棒で遊ぶと静電気が発生し痛いので、気軽に校庭で遊ばなくなった、あとは今の時期、話を聞いたときが9月の中旬だったのですが、今の状態での静電気だと冬はどうなるのかと先生たちも心配していた、人工芝の根の部分にある緑色のチップをさわっていたら、先生に怒られて校庭で遊ぶのを禁止にするよと言われてしまった、綱引きをしては駄目などの禁止ごとが増えてしまって自由に遊べないなどの意見のほか、走ったときに変なふうには足に力が入るのか、足をひねる子が増えたと、ねんごをし手当てをされた足を見せてくれた子もいました。保護者に配られた人工芝の使用上の注意を読んでも、火気厳禁、車両等の乗り入れ禁止、乗り入れる際には軽自動車でも合板等を敷いて通路の養生をする、踏ん張る競技（綱引き等）は人工芝がずれるおそれがあるので避けるなどが書かれております。この学校では運動会のPTA競技で毎年綱引きが行われています。そして消防車の写真会や、自転車教室では消防車やトラックが校庭に入って企画が行われていました。そして昨年の夏には夏祭りで校庭で花火のナイアガラの滝が行われていたそうです。人工芝生化に伴いこれらの企画を再び行うことは少し難しくなるのかなと考えられますが、今回の人工芝生化は学校や学校に通う子どもたち、そして地域の要望を受け実現したものなのでしょうか。どのような経緯から人工芝生化に至ったのか伺います。

○品川庶務課長 まず人工芝の関係でございますが、今年度より教育委員会としましては、実質校庭の改修を行うときには人工芝にしていくということにしております。その背景としましては、人工芝の費用が土の整備よりも大分安くなってきたというところがあります。それとやはり一番大きいのは砂ぼこりです。近隣に対する砂ぼこりの対応というのは人工芝にすることによってかなり違ってきております。それから人工芝にしてから、子どもたちが非常に外で遊ぶようになったというところがありまして、体力向上にも効果が出ているというところがございます。そういった点から人工芝にしていくという計画になっております。

それから静電気等のお話がありましたが、水等をまいて対応するというようなことも対応策としてご

ざいます。

○鈴木（真）委員長 次に、高橋伸明委員。

○高橋（伸）委員 成果報告書、教育指導費、179ページ、まちの人々に学ぶ授業経費、183ページ、社会教育費の中の子ども地域活動支援経費、185ページ、学校環境整備事業について質問をさせていただきます。

まず初めに183ページ、子ども地域活動支援経費に関連した質問をさせていただきます。これは町会等行事参加カードについて、その事業についてご質問をさせていただきたいと思います。平成26年度より実施している事業なのですけれども、子どもの住所地での地域活動の参加を促進し、地域との連携を深めていくため、町会・自治会の主催行事に参加する際、このカードを持っていくということです。平成28年度から区内在住の1年生から6年生までを対象に配布をして実施していると思いますけれども、このカードを持って町会等の行事等に参加するごとに、スタンプを押していくということで、3回分スタンプがたまったら記念品を渡していくという事業だと思いますけれども、この事業の現況と、改めて1町会当たり1万5,000円を上限とした助成金を申請した町会・自治会の数、どの程度の町会・自治会が助成金を受けて今現在取り組んでいるのか教えてください。よろしくお願いします。

○品川庶務課長 行事参加カード事業でございますが、今年から、委員お話しのように1年生から6年生まで全てカードを配布しまして、事業を進めているところでございます。主な実績として、景品の配布につきましては、これは町会への景品の配布までしか教育委員会ではつかんでおりませんで、そこから子どもに幾つ渡ったかということまでつかめていない状況ではありますが、今年度、大体9月時点ですと213セット、それから昨年度、平成28年度ですと467セットお配りをしているというような状況でございます。

それから、昨年より始めました町会への助成金のほうでございますが、これは平成28年につきましては8町会に配っております。それから今年度につきましては、これも9月1日現在なのですけれども、15町会配布をしているというような状況になります。

○高橋（伸）委員 やはりなかなかこの制度は、非常にいい部分もあると思うのですけれども、例えば、荏原第四地区には14町会あるのですが、その町会に関しても、児童が行事参加カードを持参して来た町会というのは1町会程度ということとお聞きしております。こういったところを含めて、教育委員会のほうから記念品、なわとびなどが記念品としてあると思うのですけれども、新たに助成金で1人500円以内のものでお願いしますということで、町会が助成を受けているということなのですけれども、この助成を受けない町会は各地域センターに行って、旗と記念品を受けとって、それぞれの行事のところに町会が持っていくということだと思えるのですけれども、制度としてこれはなかなか行き渡っていないというのが現状だと思うのですね。こういうカードをつくったのですから、改めて学校の先生のほうからも、保護者に対して啓発もやっていただきたいと思います。そのことについてよろしくお願いします。

○品川庶務課長 この町会スタンプカードを始めた当時から、ほぼ毎年のように13地区の町会長会議に参加いたしまして、毎年変更内容がありましたので、その説明ということでお話をしているものでございます。そこでは、非常に多くの意見をいただいているのですが、その中で、具体的なお話を申し上げますと、イベントの会場でテーブルを出していただいて、そこに教育委員会がつくりましたのぼりを立てていただくとともに同じく教育委員会がつくりましたスタンプ、判子を持っていただきまして、カードを持ってきた子どもたちがそののぼりのところに来て、町会の方がスタンプを押すというような

仕組みで今のところ事業は進めております。ただやはりこの作業が、実に町会にとっては負担だという意見を非常に多くの町会から聞いてございます。それから、例えば景品等を当初教育委員会が選んだりなどもしていましたけれども、こういう景品などについても町会の裁量でいろいろ決められるようにしてほしいというような意見も出てまいりました。今年度、このような点を十分踏まえまして、来年度に向けて現在のところ大きく見直しをかけているような状況でございます。

○高橋（伸）委員 ぜひ、区政協力員の方々、そして地域の方と話をさせていただいて、継続するのか、もしくはやめるのかについて検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして179ページ、まちの人々に学ぶ事業経費のご質問をさせていただきたいと思っております。市民科についてご質問させていただきます。市民科では外部から講師を招いて、それぞれの学校において茶道教室とか和楽器による音楽教育、あるいは税の教育等々、市民科の充実を今現在、外部の方々をお願いして取り組んでいると思います。これは社会保険労務士にご協力をいただき市民科の授業を平成28年度に計3回行っていると思います。御殿山小学校の6年生、旗台小学校の6年生、荏原平塚学園の8年生、荏原平塚学園においては職場体験に向けた授業ということで行われました。やはりこれは働くことではなく、いろいろ年金の制度とかさまざまニーズがあると思います。労働法の社会保険とか、それぞれそういった市民科の授業でとり入れておりますけれども、改めていろいろ学校によって外部の団体の人たちとの協議の中で、回数なども決めていると思うのですがけれども、他にさまざまな授業内容があると思いますけれども、今後どういうふうに市民科における、外部講師を招いた授業を進めていく予定なのか、改めてお聞かせください。よろしくお願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 ただいま委員よりご案内いただいた何校かの取り組み、社労士の方のご協力をいただいている学習は、私も旗台小学校の授業を実際に拝見させていただきました。子どもたちは実際に教員とは別のまちの方から、あるいはプロから学ぶことを通じて、また新鮮に受け止めることができているというふうに私も感じております。全校で同じような時期に同じようなお願いをしようとなかなかお受け入れが難しいという課題もある中で、どのように取り組んでいけるのか現在市民科の中で、教科書の改訂も将来的な部分を含めて、市民科の単元の見直し作業を進めているところでございます。そういった中で各学校が裁量で行えるものは何なのか、あるいは全ての学校で、例えば租税教室であれば6年生と9年生で社会科の中で、税務署の協力を得て進めているところでございます。あるいはそれ以外に税に関する作文、あるいは標語などの取り組みについては、全ての学校で現在実施しているところでございます。冒頭ご紹介いただきました社労士団体の方等の協力を得て、どのように増やしていけるかにつきましては、各学校の状況も踏まえながら関係団体の方からもアドバイスをいただきながら、今後検討してまいりたいと思います。

○高橋（伸）委員 この市民科の充実をより一層図っていただき、年金、ものづくり、法律等の専門家による授業は重要だと思います。区内の各種団体の方たちと教育委員会の連携の体制を強化してやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして185ページ、学校環境整備事業に関連した質問をさせていただきます。今、学校と地域、いわゆる近隣住民からの苦情、例えば児童の声とか音です。学校側の運動会や部活動などがある中で、学校側がやはり地域とのかかわりの中で、何か少し過剰な配慮をされているのではないかとこののを、質問させていただきます。ある学校においては、池の濾過機のモーターをいまだに回せない、それはお隣の住民の方からのお声で、なかなか池の浄化ができていない。それは学校公開がある前などは清掃をするなどしてきれいになっているのですけれども、やはりモーターは回さないと1週間もたつと汚れて

しまいます。そういった中で学校公開があるときに来校される方々、そして子どもたちのためにもやはりこれは生き物が生息しているわけですから、透明度のある池を、また、池だけではなく、植物にしても剪定にしてもそうだと思うのですけれども、学校における、近隣に対しての配慮というか取り組みを改めてお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○品川庶務課長 学校の近隣に対する配慮ということでございますが、基本的には近隣からいろいろなご要望があれば、学校としてもできる限りで対応をしていきたいというスタンスでございます。この該当する学校につきましては、いろいろと池の関係で、先ほど委員がお話しなさったとおりなのですが、ポンプの音がうるさい、それからポンプを回さないで今とめている状況において今度はボウフラがわいてきたとか、いろいろな苦情があるところでございます。教育委員会としても池を移すほうがいいのか、また濾過機を少し改善したらいいのかなどさまざまな対策を考えているところではあるのですが、適当な対策が今とれないというような状況でございます。ですので、こういう近隣に対するスタンスとしては、とにかくお声を聞いて対応のできるところは全てやっていく、とにかく前向きな姿勢で取り組んでいっているというような考え方でございます。

○鈴木（真）委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午前11時59分休憩

○午後1時00分再開

○鈴木（真）委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑に入ります前に、理事者より発言を求められておりますので、ご発言願います。

○菅生活安全担当課長 私から2件ご報告をさせていただきたいと思います。

まず1件目につきましては、被疑者の逃走事案につきましてでございます。これは今朝方、埼玉県警の捜査員が西中延に住んでおります被疑者宅におきまして任意同行を求めたところ、被疑者が逃走したという事案になります。発生につきましては本日の午前5時47分ごろということで聞いております。これに伴いまして、午前6時2分から荏原消防署におきまして緊急警戒を発令しているところでございます。もう既に一部報道されておりますように、これは埼玉県警の捜査員が被疑者を取り逃がしているような事案なのですが、またその逃走するときに近くにあります延山小学校に入り込んだのではないかなというような話がございますけれども、これは捜査の結果、逃走するときに敷地内には入っているのですけれども、建物の中には入っているような形跡はないということで、そこを逃げてまた外のほうに逃げたというようなことで聞いております。今のところ学校の中に入っているというような形跡はございません。

なお、こちらの情報につきましては、生活安全担当のほうで話を認知しましてから、教育総合支援センターをはじめ各課のほうに情報共有を図りまして、また各学校におきましても登下校時の警戒をお願いしているところでございます。今、まだ犯人、被疑者は捕まっております。警察のほうで鋭意捜査をして行方を追っているところでございます。

もう1件は、これは大崎三丁目の民家の中で発見されました不発弾の関係でございます。こちらのほうは解体途中の民家の屋内から不発弾らしきものが2発発見されたというところでございまして、警察と自衛隊が出動しまして、検査しましたところ、火薬等がないということで、危険性がないということでございますので、自衛隊のほうで既に回収をして、一時規制をしていたのですけれども、いずれも規制のほうは解除している状況でございます。

○大関教育総合支援センター長　ただいま、生活安全担当課長からご報告がありましたように、子どもたちに危険は現在特になくであろうという情報提供を受けておりまして、学校は通常どおりの授業等を行っております。下校におきましても下校路のパトロール等をするように学校には情報提供をしているところでございます。

○鈴木（真）委員長　では、質疑を続けます。

　ご発言願います。あくつ委員。

○あくつ委員　私からは179ページ、プラン21推進事業に関連いたしまして、まず1点目がプログラミング教育について伺います。2点目は品川区の教育ということで、SDGsと教育について伺ってまいります。時間があれば182ページ、人権尊重教育推進経費に関連いたしまして、アール・ブリュット展の子どもたちの鑑賞について伺います。

　1点目のプログラミング教育でございますが、今までにも何度かInternet of Things（IoT）や人工知能の急速な展開で激変しつつあるこの未来を、品川区の子どもたちがどうやって生き抜いていくかについて質問をさせていただいてまいりました。2020年から実施をされる新学習指導要領におきまして、大きな特色としては、何度も議会で出ていますがアクティブラーニング、英語の早期教育、そしてプログラミング教育ということが挙げられております。一昨日、10月9日の朝日新聞にプログラミング教育を推進するNPO法人CANVASの石戸理事長の記事が掲載をされました。この方、後で読みますけれども、京陽小学校のプログラミング教育にもかかわっておられます。この方がおっしゃってございました。企業では情報化が日々進み、AI、IoTという議論が進んでいます。一方で教育現場では2世代ぐらいおくれた議論がされています。プログラミング教育の必修化やタブレット端末の導入、ネット環境をどうするかなど、いったいいつの時代の話なのか。日本の教育の情報化は先進国でも相当おこなわれています。こういうことが載ってございました。

　まずこの教育の情報化、世界で既に大きくおこなわれているとこの方は指摘をされております。私自身もそう思っていますけれども、品川区においてはどのように捉えられているのかを教えてください。また、2020年度から本格実施となるプログラミング教育について、どのように準備を進めておられるのか教えてください。

○大関教育総合支援センター長　プログラミング教育に関する教育委員会の捉え方、準備等についてのご質問かと思いますが、これまでも各教科等においてどのように取り組んでいくかは我々教育委員会に与えられた課題であると考えております。例えば、総合的な学習の時間においてプログラミングとの関係を考えてよさを気づく学びが実践例として他県等でも挙げられている、あるいは理科では電気製品にはプログラムが活用されることを理科の学習の中でできるのではないかなど、さまざまな実践の体制が徐々に整いつつあります。本区におきましても京陽小学校でデジタルテクノロジーの書き手を育てるということで、プログラミングを活用した言語活動をこれまで研究して、各校にその内容等について周知してきたところでございます。また今年度、第二延山小学校でPepperを動かして実際のロボットを動かしてみたいというふうに子どもたちに思わせる取り組みを試験的に試行しております。次年度におきましても何校か子どもたちに、自分がプログラムをすることで具体的に何かができるという楽しさを味わわせていくこと、そういったことを研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。今後につきましてもそのような積み重ね、情報収集も含めて、例えば各教科以外に本区独自の教科である市民科の中で、プログラミング教育は何年生でどのような単元を全校で行うべきかなどについても現在検討を進めているところでございます。

○あくつ委員 当然進められているというお話がありまして、P e p p e r を活用するという話は初めて聞きましたけれども、今やっているのですか。非常に興味深いなと思いました。

何回か議会でも取り上げましたので、ご存じだと思うのですが、京陽小学校においてプログラミング教育に取り組まれているところで、この中心者が、この前の土曜日、NHKのEテレに出ておりました。「ウワサの保護者会」という番組で、これは再放送で、本放送も私は見ていたのですけれども、おやじの会でこのプログラミング教育を始めて、それに対して非常に子どもたちの、目の輝きが違うということで、学校側もこれに注目をして平成26年度から学校の研究として3年間行ったということがあります。それで、先ほどご答弁がありました、市民科において、先ほどのCANVASなどがラズベリーパイという小さなコンピューターを操作して、それに指示を出して、自分でいろいろプログラムを組んでみるとか、そういったことをやっている。非常に想像しやすいのですが、先ほど理科の授業での活用についてお話があったのですけれども、この学習指導要領の改訂においては、いわゆるプログラミング的思考を育むために、別にプログラミングの時間をとるわけではなくて、算数、理科、国語、あとは総合的な学習、市民科、この中でプログラミング教育ということを工夫をして入れ込んでいく、組み込んでいくということになっていると思います。先ほど理科の例はあったのですが、例えば国語や算数において、どのようにこのプログラミング教育を組み込んでいくのかについて、ちょっと私もなかなか想像がしにくいというところもあります。この京陽小学校の校長の3年間の振り返りが公開されていますので私も拝見をしましたら、成果が出た一方で、2年間は教科の指導に活用することをやってみただけでも、「その教科の狙いを達成するためにはプログラミングによる学習活動こそが最適であるという場面を見出すには困難が伴った」と。「実践してみたものの、プログラミングを用いるよりさらに有効な学習活動があったのではないと思われることも多々あった」と。抜粋なので飛ばしますが、「プログラミングに取り組んだ3年間は本校にとって大きな挑戦の日々であり、なぜプログラミングなのかとの問いに正対する答えはまだ見つけられずにいます」と、こういうことが冒頭に書いてあります。率直なお考えだと思うのですけれども、そこで伺いたいの、先ほど理科の例はあったのですが、国語、算数および理科の教員がプログラミング教育を授業に取り入れることについて、今どのようにお考えになって、どのように今対応をされているのか。電子黒板の活用するときにも教員の能力とか意欲、経験によって個人差が相当あるという議論もここであったと思うのですけれども、今後はそれ以上に、プログラミング教育やAI環境に対応できる、できないということによって、学習内容に差が出てくるかもしれない。子どもたちにとって、また教員ご自身にとっても大変苦しい状況に、もしかしたら今置かれているのかもしれないというところで、現状と今後どういうふうになされていくのか、お考えをお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 委員よりご案内いただいたように、各教科でどのようにプログラミング教育に取り組むかは、現場教員の悩みの1つだと私も考えております。今後、学習指導要領が改訂されたことに伴い、新たな教科書が出てくる際には、各教科の内容や単元が多分出てくると現在予想がされておりますが、それを待ってということではなくて、市民科の中ではまずどのようにやろうかという部分も現在検討を進めている最中でございます。

なお、例えば、デスクトップのパーソナルコンピューターが現在はラップトップ、そしてさらにはタブレット型端末に進化してきましたので、区内のパソコン教室のパソコンも全て今後はデスクトップではなくてタブレット型に変わってまいります。そうすると、各教室に何台か入っていて、例えば各教科の中で実際に子どもたちがプレゼン内容を考えて、それをパワーポイントに落とし込むときにはどうい

う図形でどのタイミングで文字をフラッシュさせるか、または出てくるというような指示を入れることも1つのプログラミング教育かもしれません。これは全ての学校でもう既に組み始めているところですので、実際に今やっている内容が直接つながっていくよう各教科検討部会の中で教育内容、単元を考える際に、プログラミング教育という視点も今後の研究の1つのテーマになっていこうかと思っております。

〇あくつ委員 非常に困難が伴うということは、今のご答弁からも私も感じとったのですけれども、先ほどのNHKの番組でも教育評論家の尾木直樹さんという、尾木ママという方が最後にこうおっしゃっていたのですが、「未来のためには教育は変わっていかねばならない。そのために先生は現場でどうしているのか、我々保護者はもっともっと関心を持っていかねばならない。」ちなみに土曜日にまた再放送があるみたいです。これは本当に、いわゆる保護者、区民、議会も含めてなのでしょうけれども、これは今、教育において激変が起きているということを理解をして、またこういうことについて心を寄せていかねばいけない、しっかりと見守っていかねばいけないということは、今後もまた議会質問等を通して確認をさせていただきたいと思っております。

続きまして、プラン21の推進事業でSDGsと教育について、ちょっと横文字が並ぶのでわかりにくいかと思うのですけれども、SDGsについて最近報道等でよく見かけるのですが、Sustainable Development Goalsの略称で日本語に訳すと持続可能な開発目標でございます。発音はエスディーディーズです。これは2年前の2015年9月の国連サミットで採択をされたもので、国連加盟の193カ国が2016年、昨年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。持続可能な開発目標という和訳がかなりわかりにくいので、解説を見ると、今、世界中に存在するさまざまな問題、例えば深刻化する貧困や飢餓、感染症など、国境を超えた脅威から人々を守り、問題を解決し、人間がずっとこの地球に住み続けられるように開発、発展していくにはどうしたらいいだろうかを世界の国連加盟国のみんなまで考えて、17の目標をつくった。それに対する細かい169のターゲットというのがあるみたいですが、17の目標について時間がなくて全部は言いませんけれども、例えば1番目は貧困をなくそう、2番目は飢餓をゼロに。これはただ、別に発展途上国の問題ではなくて、先進国も含むと。例えば産業と技術革新の基盤をつくろうとか、働きがいや経済成長みたいな目標も入っております。

教育ともまた関連をしてくるのですが、今後はこの国連ハイレベル政治フォーラムという場を定期的に設けて、このSDGsの達成に向けた進捗状況と課題を明らかにしていくのですけれども、今年7月にニューヨークで開催されたこのレセプションで、日本から岸田外務大臣が出席して、パフォーマーのピコ太郎さんという方も招待をされて、このSDGsをPRするパフォーマンスをされたということもニュースでも報道されていたと思います。誰一人取り残さないというSDGsの理念は広く未来を担う子どもたちの心に深く刻んでほしい重要な考え方であるということで、私どもの公明党の山口那津男代表は、今年1月の国会の代表質問で、教育の中に具体的に新しい学習指導要領に基づいて、SDGsに関する学習を進めることを安倍総理に強く求めました。これについて安倍総理が、誰一人取り残さないとの理念は、広く未来を担う子どもたちの心に深く刻んでほしい、2020年度から開始される新しい学習指導要領に基づく教育課程や教材の改善、充実を推進していくと答弁をしました。このやりとりを受けて内閣の方針として、次のことが決定をしております。「学校教育におけるSDGsに関する学習等を通じ、子どもたちに持続可能な社会や世界のつくり手となるために必要な資質、能力が育成されるよう、2020年度から開始される新しい学習指導要領に基づく教育課程の改善・充実や、学校

現場で活用される教材の改善・充実を推進する」と。2020年度ということはあと3年後ですけども、品川区においてもこの考え方についてまだ新学習指導要領が実施されておられませんがどうお考えになるかお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 新学習指導要領におきましても、持続可能な開発目標という部分は強く意識されているところでございます。各学校においてどのように取り組めるか、何をどう扱っていくのかは、多分それぞれの学校の特色ある教育活動の中に何が位置づけられるのかということにかかっていこうかと思えます。例えば5年生の理科の学習の中で、森を育てることで海がきれいになるという単元学習をやった小学校が昨年ございました。その中では、東北の3.11以降、カキの養殖が荒れてしまったけれども、漁師さんたちが森の中に木を植える活動を通じて改善して、これは環境保全にもつながっていく。そういった内容を5年生の子どもたちが環境保護の観点も持ちながら学ぶような学習がございました。そういった取り組みを、その学校の特に例えば環境学習に力を入れる学校であったり、あるいは国際貢献に力を入れる学校であれば、そのような国際的な経験をなされた方を講師に招いて、特色ある教育活動として行っていく、そういったことも可能かと思えますので、そういった学校裁量の市民科の学習の時間を現在新学習指導要領に基づいて品川教育要領のほうでは増やす方向で検討を進めているところでございます。

○あくつ委員 国に言われなくても、おそらく品川区は既にこういった環境教育であるとか、またこういう持続可能な開発教育というのは行われていると思えますけれども、今後またそれが2020年度から方針として出てくるところで、ぜひ拡充をしていただきたいと思うのですが、そこでこのSDGsを推進する国の方針の中に、ちょっとまたこれがややこしいのですが、ESDという、持続可能な開発のための教育ということが載っております。これはもう10年以上前から文部科学省が旗を振って我が国の小・中学校で取り組んでいるESD、Education for Sustainable Developmentの略なのですが、先ほど申し上げた環境、貧困、人権、平和、開発といったこういう将来の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む、こういったことを学校で取り組んでこようということを文部科学省が呼びかけた。これをやっている学校をユネスコスクールというふうに指定をして、ESDの推進拠点として位置づけてきた。現在、世界180カ国以上の国・地域で1万校以上のユネスコスクールがあって、日本国内の加盟校数は平成17年から飛躍的に増加をして、今年7月の段階では1,037校となっている。1カ国当たりの加盟校数としては世界最大であるというふうになっております。区立小学校、これは多摩地域が多いのですが、区立小学校でも何校か認定されているという現状です。品川区はこのユネスコスクールに登録はしていません。以前、指導課長とこのことについては話し合ったことがあるのですが、国連が言うところのSDGsと、まさにこのESDというのは同じ国連がつくった概念なので、非常になじみやすいというところがあるのですが、ユネスコスクールにまず加盟をしない理由というのを、加盟をしると言っているわけではないですよ。加盟をしない理由、ぜひ教えていただきたいと思えます。

それとこのESDに関する教育、先ほどもご答弁ありましたけれども、品川区としては既に行っているという認識でいるのか、それについて教えてください。

○大関教育総合支援センター長 現在、本区の公立学校においてESDの加盟はございませんが、例えば環境教育に関しましてはエコスクールの認定を受けている学校もございますし、あるいはごみ資源に関する指導等についてもさまざまな学校が、例えばリサイクル活動、ごみの分別等について学ぶほか、ビオトープがある学校ではそういった自然の環境保護、それをどのように維持していくか、そういった

ものを具体的に子どもたちが学んでいるところがございますので、特に加盟をしないということで考えているわけではございません。学校のほうで申請がある場合には、教育委員会としても応援してまいりたいと考えております。

○あくつ委員 特に教育委員会ですべてしているわけではないということがよくわかりました。環境教育をやったり、世界の貧困とか、そういうさまざまなことに思いをめぐらせて教育をするということは、おそらくどの学校でもやっている。加盟をすることによって何がいいかという、それをいろいろなところでやっているよという認識を子どもたちが持てるということ、連帯感が持てるということではないかと思っておりますので、機会があればそういうふうな加盟ということも考えたらどうかと思います。

最後に、関連して人権尊重教育推進経費というところで、子どもたちのアール・ブリュット展の鑑賞について伺います。私も民生費のところでも触れましたけれども、初日に行っていました。本当にすばらしかったです。時間がなかったのであまり感想は言えないのですが、ギャラリートークも拝見しましたし、すごい内容です。本当に感動しました。それで伺いたいのが、予算特別委員会のときに、学校のほうにぜひ声をかけてください、子どもたちに鑑賞の機会をお願いしますということを申し上げましたら、教育次長のご答弁では、「なるべく早い時期に情報提供をしていく」と、各学校にですね。「各教育委員会では障害者理解を推進していくことはとても重要なことと捉えておりますので、今後もより一層の充実を図っていきますという考えです」という趣旨の答弁がありました。

この前の民生費でもありましたけれども、折り鶴を子どもたちに折ってもらっていくような仕掛けを実行委員会のほうでしたというご答弁があったのですけれども、教育委員会として情報提供を行われたのかどうか、また、教育委員会でアール・ブリュット展をごらんになった方がいるかどうか、そして、子どもたちが鑑賞したのかどうか、もし子どもたちが鑑賞したのであれば、その反応はどうか教えてください。

○大関教育総合支援センター長 各校にアール・ブリュット展の案内のほうは人権啓発課より送っていただきまして、周知はしてございます。教育委員会といたしましてもアール・ブリュット展については話題とさせていただきます、日野学園の例えば美術部の生徒が今週部活動の一環として見に行くというような情報を得ておりますので、またその後の感想等については聞きたいと思っております。また、見に行った指導主事がございまして、非常にインパクトが強くて、こういう芸術活動がもっともっと区民に広まっていくのはいいことであるというふうに感想を聞いております。

○あくつ委員 教育委員会の方も行っていただいた方がいるということで、よかったと思います。これは多様な価値観そのものであります。全く標準化はされていない表現であって、多感な子どもたちがそれに触れることによって、こういう価値観が心にしみ入っていく、こういうことがやはり人権意識の高揚には非常に必要なことではないかと思っておりますので、今後もよろしく願いいたします。

○鈴木（真）委員長 次に、安藤委員。

○安藤委員 183ページ、図書館経費、185ページ、御殿山小学校西側敷地図書館建設工事費負担金および大崎図書館について伺います。

大崎図書館の御殿山小学校西側敷地への移転に関する条例があがっておりますが、文教委員会では区から現大崎図書館については平成30年3月末に閉館する予定であると、移転後の建物については時期は未定ですが安全面から解体の予定と答弁がありました。まず解体後の跡地活用について、区は補助29号線とする考えなのかどうか伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長 大崎図書館移転後の状況というところがございます。大崎図書館につきまして

は今ご案内がありましたけれども、閉館の後にはいろいろ擁壁等の課題もあります。解体に向けてというところで今準備の状況に入っているところでございます。その後でございますけれども、道路の関係で協力をと、東京都のほうからそういったお話もあります。そういったところに活用できるかについては考えているといったところでございます。

○安藤委員 教育施設を潰して道路の建設地にするというのは、本当にひどいなと思うのですね。私は代替施設を2カ所もつくった、ならばいいでしょうというふうにはならないと思います。そもそも大崎駅西側の大崎地域では、この図書館を潰すわけなので、図書環境自体も決して向上することにはならないことも指摘したいと思います。私は、道路のために理由がないのに無理やり移転の理由をつくって移転することが大問題だと、そのために地域で皆さんでつくった図書館が犠牲にされるということが問題だと言いたいと思います。それは区の教育委員会が移転の理由をまともに説明できないことにもあらわれています。老朽化は移転の理由になりません。文教委員会では、老朽化なら改修や建てかえこそという質問に対して、区は「改修でいいのかというご意見については改修と言ってもほとんど建てかえレベルの改修が必要ですので、その場合施設を一旦壊してまた立ち上げるのに1年、2年の期間がかかります、その間、また別の施設を用意して戻ってくるというようなりスクを考えますと、先ほど説明しましたように、北品川五丁目に新しい用地が取得できる見込みがあって、それと比較・考慮しますと、合理的には移転したほうが皆様のおためになるということで判断させていただいたところ」という答弁をしております。これはひどいなと思いました。区が勝手に、移転が地域のためになると判断をして、それを押し付けられた大崎駅の西側の地域にとっては、地域の声と運動でつくった図書館をなくされる、それが地域のためなのだ、この区の判断は地域を無視した上から目線の完全な余計なお世話だと思います。ならば建てかえればいいのではないのですか。大崎図書館より8年も前に開館したもっと古いゆたか図書館は現在改修工事で休館になっています。ゆたか図書館は老朽化だから改修、大崎図書館は改修も建てかえられもせずに移転・廃館とはどう考えてもおかしいのではないのでしょうか。伺います。この判断、建てかえでなく移転が地域のためになると判断したのはどこの部署ですか。教育委員会ですか、区長部局ですか、それとも区長自身ですか、お答えください。

また、今からでも建てかえて現地存続すべきです。建てかえは技術的に不可能なのですか。そういう検証をしたのですかどうかわかると伺いたと思います。

○横山品川図書館長 大崎図書館の建てかえにつきましては、以前に文教委員会でご説明させていただきましたとおり、老朽化がひどく、またビジネス支援図書館としても機能しておりました大崎図書館につきましては、産業支援交流施設SHIPの開設によりまして、多くの機能がそちらのほうに移りました。蔵書と機能が移ったことによりまして、大崎駅東口のほうに立地するほうがより機能を果たせるという状況がある中で、北品川五丁目に用地の確保の見込みが付きまして、先ほど申しましたように総合的に判断いたしまして、移転をするほうが地域のためになるというような判断がございました。その後、大崎駅西口地域の方からお声をいただきまして、図書に対する愛着をすごくお声としていただきましたところで、芳水小学校に分館と、分館が立ち上がるまでの間の機能を担うような図書の取次施設を設けることで、結果的に3カ所で図書機能を担うということにより、大崎地区におきましては以前よりも図書環境としては充実させるような見込みが付きまして、このような形になっております。

老朽化につきましては、1つ1つの機能については修理・工事が可能だと思います。ただそれを合わせて工事期間につきましては、それは建てかえとほとんど同レベルの大規模な工事になりますので、そういう意味では建てかえのほうが合理的という判断がございました。またその決定は区全体でさせて

いただいております。

○安藤委員 総合的に判断したとか、区全体というのは曖昧過ぎるのです。どこで判断したのか、誰の責任で判断したのか、しっかりとお答えください。

それと、私が聞いたのは、今、建てかえは可能だという意味なのですか。ちょっとわからなかったのです。技術的に建てかえは不可能なのですか、また、そういう検証をしっかりとしたのですかということをお伺いしたので、お答えください。

○横山品川図書館長 1つ1つの故障や改修につきましては個別で判断をしておりますので、総合的に建てかえは不可能ということでの検証はしておりません。1つ1つの工事を積み上げた結果、建てかえたほうが合理的だと判断させていただいております。

繰り返しになりますが、決定は区全体でさせていただいております。

○安藤委員 建てかえ、現地ですればいいのではないかという話なんです。なので、先ほど現地に建てかえ可能だって言いましたよね。ここで、ちょっと紹介しますけれども、もともと大崎図書館の土地は旧大崎町長を務められた松原伝吉さんのお屋敷で、それが図書館用地として売られたものです。大崎図書館を現地で存続してほしいという地域での集会がありましたけれども、小さいころ松原さんにかわいがられていたという方が参加をしまして、生前松原さんは繰り返し、この大崎に図書館が必要だと述べていたというふうにおっしゃっていたのです。今回の区の勝手な総合的な判断というのは、松原さんの思いも裏切る行為になるのではないですか。伺いたいと思います。裏切りではないのですか。伺います。ただでさえ貴重な公有地を、住民から望まれてもいない、あげくに今裁判も起こされていますけれども、大反対運動も起こっている道路建設のために東京都に売ってしまうというのは、区民全体にとっても大崎地域全体にとっても背信行為ではないのでしょうか。伺いたいと思います。

それと、現地での建てかえできるというならば、移転ではなく現地での建てかえを検討すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○横山品川図書館長 大崎図書館につきましては委員ご指摘のとおり地域の皆様の愛着のもとに建てられた図書館だということを承知しております。そういう意味では現地での建てかえというのを検討するのも1つの方策ではございますが、先ほど申しましたように、大崎図書館にはビジネス支援の機能もございまして、そちらにつきましては、これも先ほどご説明させていただきましたが、産業支援交流施設SHIPが大崎駅東口に開設いたしまして、そことの連携を考えますと近接の地にあることが合理的でございます。それと合わせまして、北品川五丁目に用地の確保ができるという条件がある中で、図書館の移転を決めさせていただきました。その後大崎駅西口の皆様のお声をいただいて、芳水小学校に隣接しまして分館の手配がつくことになりました。こちら分館とは言いながら立派に図書機能を果たせまして、なおかつ新しく移転する大崎図書館との関係も本館・分館というような形で連携を強化して、そういう意味では地域全体で図書の機能を上げるということで、今まで大崎駅西口に地域としては偏っていたところが大崎駅東口でも図書の機能を拡充することができるという形で、結果的には図書環境としてはレベルがアップするというので、そういう意味では、図書館を立ち上げた皆さんの思いもくんだ形で実現できたものと承知しております。

○安藤委員 くむと言うのであれば現地での建てかえを強く求めたいと思います。今からでも間に合います。ぜひ判断を変えてください。

○本多委員 関連。

○鈴木（真）委員長 本多委員。

○本多委員 関連で大崎図書館について伺います。松原さんのお話が出まして、感慨深いものがあります。松原さんが、土地を売るときに地域の方に相談をされました。その地域の方々が図書館を建てようという発案でつくられまして、その肝いりだった方々は、今回大崎図書館が御殿山地区に移る、これはもう本当に何とかならないかという思いがありました。そのような中で区政を進めていく中で、芳水小学校の中に機能が移るということで、その松原さんを取り巻く人たちが納得しているのですね。すばらしいということで。そういうご意見、少し紹介をさせていただきました。

質問なのですが、御殿山地区に移転という、その後の大崎西口に機能を残してくださいという議論を、私も何年もやらせていただきました。今の現在の場所に残してほしいという、それは気持ちは気持ちでわかります。ただ、何年も議論をやってきて、そういったことをもっとしっかりと目を背けないでほしいのです。積み上げてきたものを、もっと正面から見てほしいと思います。

それで、大崎図書館の利用者や周辺の方々、地域の方々から、私もものすごい問い合わせを受けます。どうなのですかと言われるので、その方たちはやはり御殿山は遠くて困る。私はきちんと説明しますが、これまで議論を深め、知恵を出し合い、床面積なども現在の図書館と同じ床面積、約150平米、同じ空間を、しかも充実をして、大崎西口に機能を残すということですね。そういう説明を私はするのですが、1人の方から聞いたり、また、何十人も人を集めたので説明に来てくれとか、あらゆる説明をしてきました。その中で1人の方が、知らなかった、ただ御殿山に移すことへの反対、現在の場所での図書館を残す署名集めが盛んで、まるで豊洲市場の移転反対を政争の具にするのと同じですね、機能がこんなに近くに残るならよかった、しかも新設されるのが小学校の敷地内であるしというご意見をいただきました。何年も議論をしてきて知恵を出し合い、移転と機能を残す芳水小学校の改築が約50億円で予算も成立して動き出しています。今定例会でも第63号議案で、大崎図書館の位置を変更するとともに、大崎図書館分館を設置する必要があるという条例が出されていて、今この定例会でやっているところですが、ここまで何年も積み上げてきた中で、本当に知らない人たちの署名は困るのですよね。

質問は、その積み上げてきた区政、取り組み、周知する工夫についての区の考えです。その区の考え方と、あと移転、図書館が移転になりますというもとの経緯とを説明するのが、区政運営に求められている事だと思うのです。その辺は責任ある方針をしっかりと打ち出す必要があると思うのですが、その点について教えてください。

○横山品川図書館長 今ご質問いただきました新しい大崎図書館の展開につきましては、現大崎図書館が1,325平米であるところ、今度新しい図書館は1,500平米、芳水小学校の分館は600平米、大崎駅西口に取次施設については150平米で、施設的にも充実し、内容につきましても従来の図書館が子どもを中心におはなし会を進めたり、行事を進めたり、またビジネス支援の事業などを展開しているということを含めまして、それを拡大・充実させていくような方向で、地域に愛される図書館として進めていきたいということ、委員の皆様にご承認いただきました後、地域の皆様に丁寧にご説明に回るつもりであります。

○鈴木（真）委員長 次に、筒井委員。

○筒井委員 私からは品川図書館運営費のうち、デジタルサイネージ導入費、184ページ、181ページの品川英語力向上推進プラン、182ページ、帰国児童・生徒等支援費についてお伺いをいたします。

まずデジタルサイネージについてなのですが、私も直接見せていただきました。品川図書館に2台設置されているかと思えますけれども、今回492万円余の費用が、デジタルサイネージ導入費と

いうことにかかっておりますけれども、この費用の内訳をお知らせください。そして、なぜ品川図書館に設置したのかという理由をお知らせください。

○横山品川図書館長 デジタルサイネージにつきましてご質問いただきました。まず導入の目的につきましては、利用者の利便性の向上、また図書館情報の発信の媒体を新しく探してありましたところから、試験的に導入させていただきました。品川図書館での検証を経て、各館に導入を拡充させていく予定です。また、支出金額の内訳でございますが、492万1,344円のうち、構築開発費用に376万9,200円、また委託保守経費としまして月額7万5,600円で、2カ月に一度メンテナンスを行いますので、ランニングコストとして45万3,600円、また品川図書館案内の画像を加工していただく費用で4万3,200円、また機器の使用貸借としまして年間30万6,504円、それとLANの配線経費で34万8,840円という内訳になってございます。

○筒井委員 いろいろとコストがかかったり、ランニングコストも45万円かかっているということですが、私も実際に利用させていただきまして、これは非常におもしろいなど、結構時間を忘れていろいろタッチパネルを押させていただきましてけれども、充実した情報量で非常に素晴らしいと思えますが、品川図書館の職員にお聞きしたところ、図書館に来られている方も興味深くて最初はずぐ利用されていたということなのですけれども、最近ではそれほど利用されていないような感じだとおっしゃってありました。ですから、せっかくいい情報端末ですし、費用もそれなりにかかっているのです、継続的に、そして飽きずに図書館に来ていただいた方に利用していただく取り組みというのをぜひしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。例えば、お知らせページなどは新しく更新されると思うのですけれども、そうしたお知らせのページを強調するなど、継続的に利用していただくような取り組みをぜひしていただきたいのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○横山品川図書館長 今、お知らせにつきましては、使い勝手について改良の余地がございまして、更新が月に2回しかできないような制約がございまして、これをリアルタイムに更新できるような形にできないかというようなところで改良を重ねてまいりたいとおもっております。

○筒井委員 ぜひともそうした工夫、仕組みづくり、よろしく願い申し上げます。款をまたがってしまうかもしれませんが、このデジタルサイネージを今は区役所の庁舎と品川図書館に設置していると思っておりますけれども、今後拡大のご予定というのはあるのでしょうか。

○横山品川図書館長 品川図書館での検証と改良の状況を見まして、各図書館に拡充していきたいと思っております。

○中元広報広聴課長 広報広聴課のほうでもデジタルサイネージについて、今システムの構築を今年度予算で行っているところでございます。来年1月末から2月頭を目処に本庁舎のほうの3階のあたりに置かせていただくということで、今計画、準備を進めているところでございます。

○筒井委員 ぜひとも有効な場所にそうしたデジタルサイネージ、設置をしていただきたいと考えております。ぜひともよろしく願い申し上げます。

続けて、品川英語力向上推進プランについてなのですが、1年生から6年生の英語科、そしてイングリッシュキャンプ、外国人英語講師など、相当品川区も力を入れられているのですけれども、これだけ英語に力を入れられていますが、その成果、いわゆる数字が客観的にはっきりあらわれる学力試験、英語のペーパーテストの成績というのは、成績向上が見られているのでしょうか。すなわち他区や他県と比べて品川区の英語力は高まっているのか、そうしたことをお伺いします。

○熊谷指導課長 平成18年度から1年生からの英語教育を行ってまいりました。その成果と申しま

すと、1年生からやってきた子どもが9年生になった平成28年12月1日、昨年度、文部科学省が英語教育実施状況調査というものを行いました。そのときに英検3級以上の取得率、全国では3級以上の取得が18.1%、東京都が全国で最も高く29.3%で1位でした。一方で、品川区はそれを大きく上回って37.9%で、東京都の中でもかなり高かったというのが1年生からの英語教育の成果であるというふうに思っています。また、区の学力定着度調査等におきましても、全ての学校が全国よりも上回っている状況でございます。

○筒井委員 23区ではどのぐらいの順位なのかということと、またこの英語力向上推進プランに当たって課題もあるかと思うのですけれども、課題は何かということと、あわせてその対策としてどういったことをお考えでしょうか。

○熊谷指導課長 残念ながら23区の中でどのぐらいの位置かということにつきましては、私どものほうで把握しておりません。と言うのも、それは示してはいけないということで都からも言われておりますので、都の調査の結果は申し上げられないのですけれども、ただ少なくともこの結果からは、かなりいい位置にいるのではないかというふうに思われます。

課題なのですけれども、そうは言ってもペーパーだけでははかれないものというのがございます。ですので、いわゆるコミュニケーションの部分、対話の部分、そういったところを児童・生徒に今後一層つけていきたいというふうに考えているところでございます。

○筒井委員 37.9%というのは大変すばらしい数字だと思いますし、ぜひコミュニケーションの部分についても力を入れていただきたいと思いますと考えております。

帰国児童・生徒等支援費なのですけれども、全体の児童・生徒数のうち、何人がそうした帰国児童・生徒なのか、その割合とどこの国から来られているのが多いのかということと、その支援内容、そして英語圏から来た児童・生徒さんは英語力が当然あると考えておりますけれども、品川区の英語教育において、一般の生徒との兼ね合いというか、関係性というのはどうなっているのでしょうかお伺いいたします。

○大関教育総合支援センター長 日本語指導が必要な児童・生徒でございますが、平成29年1月に調査を行ったときには、21カ国からで数としては小学校、あるいは義務教育学校前期課程において140名、中学校、義務教育学校後期課程において68名、合わせて208名の子どもたちが日本語指導が必要な児童・生徒として教育委員会では把握しております。

国別では一番多いのが中国、その次がフィリピン、韓国、インドネシア、ネパールという状況で、その次にアメリカが出てまいります。さまざまな国から、ロシアですとかモンゴルですとか、いろいろな国から品川には子どもたちが来ている状況でございますので、まずは日常生活において日本語で対応ができるよう指導をしているところでございます。

○鈴木（真）委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は178ページ、3目教育指導費の品川学校支援チーム経費に関連して、品川学校支援チーム「HEARTS」についてと、188ページの3目学校給食費に関連して、学校の食物アレルギー対応についてと、189ページの4目学校保健費に関連して、性教育についてお尋ねいたします。

まず、品川学校支援チーム「HEARTS」の活動についてお尋ねいたします。第三回定例会の一般質問においてHEARTSの活動についての質問に対する教育次長のご答弁は、HEARTSが訪問した家庭は延べ425件、対応したケース会議は129回あるということでした。不登校などにHEAR

T Sがかかわったことによる具体的な成果などはいかがでしょうか。事例等を示しながらご説明をお願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 不登校等にHEARTSがかかわった実際のケース等について事例をというご質問でございますが、まず子ども自身の課題が生じている背景にはさまざまな要因があると考えております。特に家庭環境は本人にとって登校渋り、あるいは不登校の大きな要因の1つになっております。例えば不登校の子どもへの対応においてですが、朝起きることがなかなか難しい、学校の時間に間に合うように登校できない、いわゆる昼夜逆転してしまって生活リズムが整っていない、そういった中学生のケースにおいて、HEARTSが介入してまいりますと、実は本人よりも保護者のほうが深刻な病を抱えていた、悩んでいるということが判明して、HEARTSが介入したことによって保護者から相談を受けて、そしてなかなか1人では相談機関につながらなかった保護者をHEARTSが同行して、例えば保健センターに同行し、まずは保護者の安定を働きかける、そういったことで本人の直接の支援だけではなくて、家族支援から取り組むことによって、課題の解決に至ったケースもございます。なお、その後つないただけで終わりということではなく、定期的な見守り等をHEARTSは家庭訪問を通じて行っております。

○鈴木（博）委員 いろいろと大変だと思いますが、事務事業概要によればHEARTSはスクールソーシャルワーカーが4名、教育心理指導員が2名、学校生活指導専門員が1名の体制のようですが、例えば臨床発達心理士だとか、元小学校の教諭などの職種の方もいらっしゃるのでしょうか。また、先ほどの教育総合支援センター長のお話を聞いていて、現在の人員体制で支援活動が十分に行えるのか、若干不安になってきたのですが、増員等の計画はあるのでしょうか。お答えをお願いします。

○大関教育総合支援センター長 HEARTSにおきましてはスクールソーシャルワーカー、教育心理相談員、警察経験者の生活指導専門員という3つの職種のメンバーがおりますが、対応件数が増加していることに伴いまして、昨年度より教育心理相談員を1名増員して人員の拡充をしているところでございます。この教育心理相談員でございますが、臨床心理士の資格あるいは準ずる経験・資格を持つ者を採用しているところでございます。なお、教員経験者につきましては、HEARTSの中で直接は雇用はしてございませんが、学校担当の指導主事がございますので、指導主事とHEARTSで連携して対応しております。

○鈴木（博）委員 最後に平成28年度から始まったマイスクール五反田の活動内容と現在までの実績についてお示しく下さい。

○大関教育総合支援センター長 これまで本区の適応指導教室は、マイスクール八潮が不登校になってしまった子どもの対応をしてまいりました。3学期末には30人を超えてしまうなど、定員がいっぱいになってしまうということもこれまでの悩みでございましたが、そうなる前にもっと未然防止、完全不登校になってしまう前の段階で、例えば登校渋りのあった段階で働きかけを行うという目的でマイスクール五反田を開設したところでございます。実際にマイスクール五反田のほうには週1回程度本人が登校して、1週間の生活リズムを一緒に相談して整える、そして必要な学習支援も行って、次の日には自分の学校に行って、その場にメンタルフレンドがアウトリーチで出かけていくような場面もありますので、完全に不登校になってしまう前の未然防止という形で行っております。現在も既に登録中以外に、相談中ということで見学段階の子どもも合わせますと、今年度は25名程度対応している最中でございます。

○鈴木（博）委員 私も実際にクリニックで不登校の子にかかわっているのですが、この問題に関し

ては今後も質問を続けたいと思います。

次に学校のアレルギー対応についてお尋ねします。この間一貫して取り上げている学校における食物アレルギー対応について、平成28年度の小学校・中学校・義務教育学校における食物アレルギーの事故ないしニアミスの事例はあったのでしょうか。お示してください。

○有馬学務課長 平成28年度の学校のアレルギー対応のヒヤリハット、ニアミスの件でございますけれども、昨年度は小学校で3件、中学校で1件、合計4件発生しております。きちんと配膳はしたのだけれどもおかわりのときに間違えて配膳してしまったとかいう例もございました。しかしながら、これら4件はいずれもアレルギーを持つ児童・生徒に対しての誤食はなしということで、ヒヤリハット事例ということで捉えております。

それと、エピペンの使用回数としては2回ございました。これはご家庭で朝、要するに経口免疫療法と言うのですか、少しずつアレルゲンとなる食品を食べながら治療するものですが、事例として朝食をとって、そのまま学校に来たら症状が出てしまったということで、エピペンを2回ほど打ったというようなことがございました。

○鈴木（博）委員 今、品川区の学校のアレルギー対応というのは、怪しいものは除去するというので、安全性を非常に重視してしまっていて、食べられるか食べられないか2つに1つということになっています。ところが、現在の小児アレルギー診療というのは非常に進歩してしまっていて、今現在は食べないということはアレルギーを引き起こすので非常に危険である。むしろ負荷試験をやって、少量でも少しずつ食べさせて体をならしたほうがいい。食べないのではなくて食べさせる。少量でもいいから食べさせるというのが、今現在のアレルギー診療のスタンダードになっています。したがって、そのように今背景が、バックグラウンドが変わってきているので、しっかりエピペンを常設していつでも打てる体制にしながら、負荷試験で食べられるものに関しては少しずつでも生徒に食べさせるというように、いずれ方向転換していくと思うのですが、それに対して今、教育委員会の認識というのはいかがでしょうか。

○有馬学務課長 確かに食物アレルギーを克服するというためには、そのアレルギー食を少しずつ食べるというような、そういう治療が広く行われているということは認識しております。ただし、まず学校では安全第一ということで提供していきたいというふうに思っています。該当者に卵を半分ならいいよですか、黄身は食べられるけれども白身はだめだとかというようなことで、個々にそれを対応していくということは、煩雑にもなりますし事故のもとになる可能性もまだ高いのではないかなということで、部分除去から今は完全除去に変えてきた経緯もあります。そういった点からも、いわゆる少しずつ食べさせるというようなことはまず家庭でやっていただくことを第一義的とし、今までどおり取り組んで、安全第一をまず考えていきたいということを現時点では考えているところでございます。

○鈴木（博）委員 それで先ほどの事例なのですが、家庭で食べさせたらエピペンを使うことになった事例もあったみたいなのですが、今すぐということはないのですが、今現在は完全除去による、安全性が非常に重視されているのですが、アレルギー対応に関してという文部科学省から出ている文献でも、余力があるところは少しずつ解除に、品川区も今すぐは無理と思うのですが、なるべく将来そういう方向で、少しでもアレルギーの子どもたちが他の子どもと同じように給食が楽しめる状態になるよう準備と提供ができるような体制がつけられることを期待して、この質問は終わります。

次に、性感染症予防教育についてお尋ねします。第三回定例会の一般質問で教育次長より本区における性教育の実施学年と学習内容についてご答弁をいただきました。まず性教育の重要性について区はど

のように考えているか、再度ご答弁をお願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 性教育について、その重要性をどのように受け止めているかというところでございますが、学習指導要領に位置づけられた内容であり、大切な教育活動の1つであると受け止めております。新しい学習指導要領においても、AIDS及び性感染症の予防について扱うことがしっかり明示されておりますので、引き続き対応してまいります。

○鈴木（博）委員 平成20年の中教審答申では、心身の成長・発達に対しての正しい理解という項目があり、ここから引用です。「しかし、近年、性情報の氾濫など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化している。このため、特に、子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようにすることが課題になっている。また、若年層のエイズ及び性感染症や人工妊娠中絶も問題となっている。」ここまでが引用で、そのように述べられています。すなわち、思春期の性行動の活発化は望まない妊娠、性感染症の罹患につながると警告されているのです。教育次長は先の答弁で、性感染症予防教育として9年生を対象に性感染症とその予防について、梅毒をはじめとする主な性感染症の特徴や予防の方法、具体的な内容を3時限学ぶと答弁されました。学校保健関係者は子どもたちが性行動をする前に、これらの性行動に伴う2つの問題についてわかりやすく性教育を進めていく必要があると考えます。性活動を始める前に、かけがえのない生命のすばらしさ、自分も相手も大切にできる異性との付き合い方、そのためには人間が成長する過程で出会うパートナーの大切さ、そのために自己抑制的な責任がある態度をまず教えることが大切であると考えます。AIDSと言えばコンドームというような短絡的で発達段階を踏まえない乱暴な指導ではなく、自分と他人を大切にする教育、安易に性行為に走らない指導が必要だと考えます。その上で学習指導要領に沿って、性行為を経験する年齢・時期になったら、性感染症の症状、予防法、避妊法などについての知識の提供を段階的には行うべきだと考えます。品川区では学級担任や保健体育課の教員及び養護教諭が指導しているというお話でしたが、その具体的な授業内容についてご説明ください。

○大関教育総合支援センター長 具体的な性教育、それから性感染症の予防等についてどのように取り組んでいるかについてでございますが、体育・保健体育の時間に扱う以外に、例えば市民科でいろいろな人への感謝の気持ちを低学年の段階から学んでいき、そして異性の尊重、人間関係の形成なども学んでまいります。その上で、例えば理科で5年生において生命誕生について学んでまいりますし、そして体育・保健体育の分野におきましては4年生ぐらいの第二次性徴期において、個人差があるけれども体が発達していくということを学んでまいります。その上で、7年生になりましたら具体的に思春期状態での生殖機能については個別具体的な内容を集団で指導する場合、あるいは男子生徒、女子生徒を分けて指導する場合など、適切に対応をしながら6時間行っております。その上で9年生では具体的に性感染症の予防について教科書にも載っておりますが、委員ご案内のコンドームが有効であるということ以前に、性的接触をしないことが最も有効ですというふうに教科書にも書かれている部分、自分を大切にする、身を守るということをまず第一に大切であるということを指導しております。

○鈴木（博）委員 養護教諭の研修として日本学校保健会等の主催する公開講座への参加をしていると先にご答弁がありました。公益財団法人「性の健康医学財団」は、性感染症出前講座を無料で行ったり、医療従事者と養護教諭のための性の健康基礎講座を開催したりしています。このような公益団体が主催する研修への参加もご検討すべきではないかということはお提案させていただきます。

梅毒の流行という状況の中で、性感染症予防教育の重要性はますます高まっています。今後も一層の性感染症予防、不幸な子どもをなくすための予防に関する教育の充実をお願いします。

○鈴木（真）委員長 次に、木村委員。

○木村委員 私からは178ページの下から13行目、いじめ防止対策費4,018万円余から質問します。いつの時代も学校でのいじめはなくなりません。しかし、昔のいじめは暴力がほとんどでしたけれども、それに比べて現代のいじめは大変陰湿になっていると言われていています。お聞きいたしますけれども、陰湿ないじめとは、例えば無視をし口をきかない、また仲間外れにするなどありますけれども、これはごく一部だろうと思いますが、それ以外の陰湿ないじめとはどのようなことがあるかお聞かせください。

そしてこのいじめは、4種類の人間で構成され、いじめられる人、いじめる人、はやし立てる観衆および無関心な傍観者と言われていています。いじめは子どもだけでは解決をすることはできず、放っておくと事件にまで発展するおそれもあります。早急に家族と先生、もしくは家族と学校とで話し合い、取り組んでいかなければならない問題と思います。いじめる側がいじめられる側に対してどのように対応していくのか、その解決策をお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 陰湿ないじめにはどのような内容が考えられるか、そしていじめの4層構造について、いじめる側の子ども、いじめられる側の子ども、その対応について学校がどのように対応すべきかというお問い合わせであったかと認識しております。

まずいじめの内容でございますが、昨今スマートフォン等のアプリであるLINEで仲間に入れてもらえないという悩みの相談というケースを、総合支援センターも受けておりますし、あるいは学校の担任のほうに、もしかしたらいじめかもしれないということで、子どもたちが相談をするようなケースがございます。学校にスマートフォンを持ってくることはできませんし、家庭ではルールをしっかり決めてほしいという働きかけはしておりますが、それだけでは足りない部分につきまして、東京都がSNS東京ルールを定め、SNS東京ノートを全児童・生徒に、対象学年の発達段階に応じて今年度も配布をしたところでございます。そういった中で、例えば何げない一言が相手にはどういうふうに感じられるのか、もしかしたら相手はいじめられていると受け止めるかもしれない、その一言がきっかけで、もしかしたら逆に自分がいじめられるかもしれない、自分はいじめる側にも、いじめられる側にもなるかもしれないということに気づかせるような指導を、各学校でしているところでございます。

○木村委員 お願いをしたいと思います。

次に180ページの上から6行目にありますけれども、特色ある教育活動経費5,509万円余からですけれども、特色ある教育活動経費についてお聞きいたします。この経費でさまざまな事業が行われておりますけれども、そもそも特色ある教育活動経費とはどのような目的で行われている事業なのか教えていただきたいと思っております。そして各学校において何らかの取り組みをしておりますけれども、各学校の生徒たちが話し合って、学校ぐるみでそういうものを決めるのでしょうか。

○熊谷指導課長 特色ある教育活動費についてですが、こちらについては各校の学校の規模に応じて配当される経常予算とは別に、学校の経営ビジョンに基づいて予算配当を追加したり、また人的な配置を行ったりすることで、各学校の特色ある教育活動を推進することを目的とした事業でございます。学校の申請に基づき、区の教育委員会で査定をして予算化しているため、さまざまな事業を行っております。予算執行の事務につきましては、内容に応じて所管課が行っております。また子どもたちの意見をもとにこういった事業が行われているかということですが、そういった部分もあろうかと思っておりますけれども、校長が我が校においてこういった形で、こういった人物に子どもたちを育てたいといった思いが特色ある教育活動経費として申請されてきているところでございます。

○木村委員 学校ぐるみで決めると思っていたのですけれども、校長先生が決めるということですが、それでは校長先生の趣味や考え方に偏ってしまうおそれがあるかと思えますけれども、それでいいのでしょうか。なぜこの生徒の声や意見が反映されないのか、そしてまた校長が変わるたびに事業内容も変わっていくのか、例えば1年毎に変わっていくのかについてもお聞きいたします。

○熊谷指導課長 かつてはそういったこともあったかと思えます。ただ、品川コミュニティ・スクールができて、校区教育協働委員会でどういうふうに子どもたちを我が校で育てていこうかということについて校長や地域の方も一緒になって考えていく中で、体験授業、体験学習、どれをとり入れていくかということが継続的に行われていくようになってきております。ですので、校長が変わったら内容、取り組みが変わるということではなく、これがつながっていくという方向になってきているところでございます。

○木村委員 それから、しながわドリームジョブですが、子どもたちが将来の自分と出会えるかもしれない大変よい事業だと思っています。この事業の概要と狙いはどこにあるのかについてお聞かせください。そして、生徒に夢を見せるわけですから、インパクトのある講師探しをしなければなりません、どのようにして選考していくのか、これもお聞かせください。そして、体験授業が小学校1校となっていますけれども、どのような授業を行っているのか、これもお聞かせください。

○熊谷指導課長 しながわドリームジョブにつきましては、委員ご指摘のとおり夢のある、将来の夢を持たせる事業でございます。子どもたちが、特に地域の方々を中心なのですけれども、さまざまな分野の職業についている方の話を聞くことで、さまざまな仕事について興味を持ち、自分の将来について考え、自分の未来を実現させるための最初の一步となる取り組みでございます。講師探しなのですけれども、子どもたちからこんな人に来てほしい、こんな人の話を聞きたい、こういった職業についてらっしゃる方の話を聞きたいというような要望のほか、また地域の方からぜひ子どもたちのために話を聞かせたいといったお話をいただく中で、特に品川コミュニティ・スクールになっている学校につきましては、学校地域コーディネーターが中心となって講師探しを行っているところでございます。

最後のご質問で、体験授業の小学校1校ではどのような授業を行ったのかというお尋ねだと思いますけれども、これは浜川小学校で行った授業でございます。今年度も実施しております。ジャズコンサートと陸上競技体験でございます。内容はジャズコンサートにつきましては、ボーカル、ドラム、ピアノ、ベース、ギター、サクスのジャズミュージシャンを招いて、保護者や地域の方々も一緒になって参加をするジャズコンサートを行ったと聞いております。また陸上競技体験ですが、オリンピック・パラリンピック教育と絡めて、シドニーオリンピック男子400メートルリレーで6位入賞した小島茂之さんを講師に短距離走の指導を受けたところでございます。

○木村委員 次に、この田植え体験学習ですけれども、田植え体験学習は立会小学校で取り組んでおりますけれども、何のための田植えの体験なのか、生徒には何を学んでほしいのか、また体験後に生徒にこのようなところが変わったなという変化があったかどうかについてお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 ご案内いただきました立会小学校の田植え体験学習はおよそ10年続いております。立会小学校の特色ある教育活動として、やはり本物に触れさせたい、本物に触れることで自分の学ぶ意欲を高めさせたいという発想から、東京近郊の農家にお邪魔いたしまして、実際に田植え、稲刈りまで体験をしております。5年生の社会科で農業について学ぶ学習と結びつけて、実際に毎年5年生が立会小学校では農家の方と交流しながら実際の活動を行うことによって、栽培に関する体験を通して農業への理解を高め、例えば給食の残飯率が低くなるというような成果もございます。

○鈴木（真）委員長　次に、塚本委員。

○塚本委員　私からは179ページ、教育総合支援センター運営費と、182ページ特別支援教育費に関連して特別支援教室等に絡めての話と、あとは180ページの学校地域連携推進経費、いわゆるコミュニティ・スクールについてお伺いしたいと思います。

初めに特別支援教育や教育総合支援センター運営にかかわるところなのですが、今品川区内の小学校には、学級に1人、2人の問題行動をする生徒が存在するので、なかなか落ち着いて学級運営できない、こういったことが散見されているかなというふうに思いますけれども、そういった今の学校の学級運営上でのいろいろな問題というのをどのように認識しておりますでしょうか。またその原因としてどこに、どういうことがあると考えておりますでしょうか。お聞かせください。

○大関教育総合支援センター長　特別支援教育としてどのように現状を捉えているかというご質問であると受け取りましたが、さまざまな子どもがいる共生社会を実現するために、現在ある通常学級の中にはいろいろな子どもがいるという実態がございます。これは今日始まったことではなくて、これまでさまざまな子どもがいたところにさらに近年で言う発達障害等に関する認識が、保護者あるいは地域の方にも徐々に高まってきているところがございますので、改めてここでその対応が求められる、その声が大きくなってきているところがございます。したがって、各小学校に特別支援教室を配置して対応したり、あるいは学習支援員を学校に一定の時間ごとに配置いたしまして、あとは校内の中で工夫をして、必要な学級に学習支援員を配置していただくというような対応を進めているところでございます。

○塚本委員　今、るるご答弁いただきましたけれども、まず、学級がなかなかうまくいかない、授業が進まない、授業ができないといったケースの相談を私も個別に受けたことが何回かございますけれども、そのときに教育委員会の方々にもご相談する中で、最初にやはり出てくるのは担任です。教員・担任の指導力というところをまず一義的な対応として言われることが多かったかなと思いますけれども、その意味でまずこの教員・担任の指導力強化、こういったことについてどういった対策が今されているかお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長　担任への特別支援教育に対する研修は年々充実させてまいったところがございます。管理職も含めまして、現在品川区では特別支援教育に関する研修会が複数行われており、特別支援教育コーディネーターだけではなく、通常学級を担当している担任についても校内研修で必ず特別支援においてどのようなポイントが必要かを、本区の巡回相談員が2週に1回各学校を巡回しており、学校に対する支援もしている最中でございます。今後とも研修とともに充実してまいりたいと考えております。

○塚本委員　それと、教員の指導力というところと、もう1つは先ほどご答弁もいただいた特別支援教室がこの平成28年度から全国的に展開をされておまして、その成果と言うのですか、通級指導が各学校で受けられるようになったということで、学級運営等を阻害する問題行動等への効果というか、解決に至っているような実態というか、その辺のことがどういうふうに成果として出てきているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長　特別支援教室を全校展開するようになりまして、当初のころは周りの様子を見てなかなか自分の学校の特別支援教室の利用をしなかった保護者の方もおいででしたが、現在はやはり自分の学校の特別支援教室で指導を受けられる、自立活動を受けることができるということで、従来ですと半日、あるいは1日ばかりで自分以外の学校に通う必要があったところから解放された

ため、クラスにいられる学習の時間が増えたということで、非常にいいという声をいただいております。その結果、特別支援教室の利用を希望する申請が非常に増えております。増えているのは、後期課程においてでして、実は前期と後期で年2回申請を受け付けておりますが、後期である2学期以降の申請の部分が昨年度は急激に増えた関係で、3学期ぐらいに予定していたよりも多くの児童に対応せざると得ないという課題がございました。今後、そういった部分を十分に踏まえまして、保護者に対する理解・啓発を深めるために、特別支援教育係で発達障害等に対する保護者の理解を深めるためのリーフレットを全校に配布をしたところがございます。

○塚本委員 特別支援教室が多くの方に利用されているというところをお伺いしたのですけれども、これがいわゆるさっき言った学級運営等にどのような効果が出ているかについてお伺いしたいのと、合わせて介助員のお話もありました。介助員についてはそういった大切な学級の運営に尽力していただいているところがございますが、これまで他の委員からも指摘があったと思いますけれども、人材難ということです。なかなか人材確保にご苦労されているところがあるかと思います。こういった通級指導、特別支援教室等がしっかりと運営されていく中で、こういった介助員のニーズは減ってくるのかと思っていたのですけれども、どうやらそうでもないような話も聞いております。そこで、この辺を踏まえて介助員の今後の区としての位置づけ、ますますやはり重きをなして増員していくという方向なのか、あるいは通級指導、特別支援教室等で一定程度抑制されていくと思っておられるのかということも含めてお聞かせいただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 まず、特別支援教室ができたことによる学級運営への効果でございますが、自分の学校の中で特別支援教室で自立活動を行っておりますので、その様子を校内の教員が共通理解をすることが、以前別の学校の先生とやりとりするよりも非常に進んでいると聞いております。具体的には特別支援教室で学んだことを自分のクラスで活用して、実際に子どもとのコミュニケーションに試してみた、役立ったというようなことで非常に成功につながったケースなども聞いております。

なお、介助員、あるいは学習支援員の部分は、これは品川区の人口が、子どもの人口が増える状況に応じて、やはりどうしても必要なある一定数が求められる状況もございますので、ここ数年は増えてきた傾向がございます。ただ、特別支援教室ができたから要らなくなるということには直結いたしません。が、そもそも支援というものはずっとということではなく、その子どもの成長に応じて少しずつ支援を軽くして、自分の自立する力を高めていくように、そのように考えているのが特別支援教育でございます。

○塚本委員 最後に就学前の幼稚園・保育園等、あるいはまた今度できます障害児者総合支援施設等との教育総合支援センターの連携によって、早い段階から情報を連携していく、これは前々からいろいろところで指摘されていることだと思いますが、この点も大変に重要なところであるというふうに捉えております。情報共有につきましてどのように図っていくのか、具体策等ありましたらお知らせいただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 小学校に入学する以前の就学前の段階での情報共有につきましては、これまでも就学支援シート、就学予定の全家庭に配布をして2割近くの回収率ということですが、各学校では情報を共有してきたところがございます。中でも特別支援教育に関連しますと25%ぐらい高い割合で情報提供をいただいているところがございます。今後障害者福祉課が中心になって立ち上げております本人ノートのところを共有していくことによって、さらに情報共有は進むものと考えております。庁内の療育支援ネットワークに、引き続き教育委員会としても参加して、関係各課との情報共有は進め

てまいりたいと思います。

なお、障害児者総合支援施設が、平成30年8月竣工に向けて準備を進めております。今後とも、例えば放課後デイサービスで発達に偏りのある子どもが、これまで品川ですとコンパスという事業で通われている情報などもいただいておりますが、これはなかなか本人・保護者が学校に情報を出していただけないと、学校側からなかなか、無理やり情報をもろうわけにはいかないという壁がございました。したがって今後の情報共有のノートが具体化していくことで、徐々に解決していけると考えますので、引き続き連携は深めてまいりたいと考えております。

○塚本委員 保護者の理解というところも含めまして、取り組みのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして学校地域連携推進経費ですけれども、予算の執行が大体60%台であったかと思っておりますけれども、一応実績としては当初予定の小学校6校、小学校3校、義務教育6校が実績としては出ておりますが、この辺の予算と実績の差についてお伺ひしたいのと、それから、学校地域支援本部の活動についてどのようなものが具体的にあるのか、幾つかご紹介いただければと思います。

○熊谷指導課長 まず、学校地域連携推進経費の執行率がよくなかったというご質問でございますけれども、実際に始まったのが昨年度で、1年目、最初の年ということで5月からというふうになりました。全体的に経費が想定よりも抑えられたということがございます。また、校区教育協働委員会の謝礼なのでございますけれども、始まったのが遅かったために年間を通しての開催が少なかった学校がございました。そういったことから支出である委員への謝礼が抑えられたということもございます。また、地域未来塾という放課後の学習教室ですけれども、これはコミュニティ・スクールと一緒に予算が計上されているものなのですが、それにつきましても実際には体制構築に時間がかかったということや初年度であったため、なかなか考えていた当初予算よりも執行率が低くなったということもございます。

次に、学校支援地域本部ですが、具体的にどんなことをやっているかでございますけれども、例えば品川カブについて教えていただいたりですとか、また品川音頭の指導をしていただいたり、そういった講師を見つけていただく。また、先ほどお話した地域未来塾ですけれども、大学生や地域の方が多数子どもたちの指導を行ってくださっています。そういった内容もございまして、また例えば図書館の整備・運営といったこともやってくださっています。また学校支援ということで、職場体験ができる事業所を見つける際にも学校支援地域本部が中心となって動いてくださっている状況でございます。

○塚本委員 今ご紹介いただきありがとうございます。それで、学校支援ボランティアの募集ということが今言ったような活動の1つの支えになるかと思うのですが、このボランティアの募集状況というのは比較的どうでしょう。順調に行っているのか、それともやりたい活動に比べて少し人手が足りないというような状況があるのかについてだけ最後確認をさせていただきます。

○熊谷指導課長 まずは学校単位でやってきたところでございますけれども、これからは中学校単位であったり横の連携ということでコーディネーター連絡会がございまして、そういった中でボランティアを共有していきましょうという動きをただいまとっているところでございます。

○鈴木（真）委員長 次に、のだて委員。

○のだて委員 私からは、187ページから188ページの就学援助費について質問します。

就学援助は親の経済力に左右されずに子どもの教育機会を保障するための仕組みの1つです。まず準要保護者の認定基準について伺います。準要保護者は要保護に準ずる程度に生活が困窮している方ということで、これまで生活保護を基準に1.25倍という係数を掛けて就学援助の対象にして支援をして

きました。全国では生活保護費の引き下げから、就学援助の対象を狭めるという自治体もありましたが、区は以前の基準を維持してきました。今後も生活保護費の引き下げに連動させないように求めますが、いかがでしょうか。

○有馬学務課長 まず準要保護者の認定基準でございますけれども、生活保護基準が平成25年度から3ヵ年かけて変わってきましたけれども、改定以前の基準を区のほうは維持しているということでございます。この基準をどう取り扱っていくかは、今後適切に検討・判断していきたいと思っております。今の段階で何か変えるとか変えないとか、そういうものを決めているものではございません。

○のだて委員 これまでも引き下げに連動されずにやってきましたので、ぜひ今予算組みもしていると思いますので、生活保護の引き下げに連動させて認定基準を引き下げないようにしていただきたいと要望いたします。

次は、いわゆる入学準備金の入学前からの支給についてです。この間も求め続けていますが、今回の決算、1日目の質疑の中で、就学援助の要綱が改正され、要保護の方については入学前からの支給が要綱上可能になったという趣旨の説明がありました。しかし区としては要保護の方については生活保護の教育扶助によって入学前からの支給をしていることは認識をしています。今重要なのは、この要保護に準じた準要保護の方への支援の充実です。準要保護者についても入学前からの支給をすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○有馬学務課長 確かにこの平成29年3月末で要保護児童生徒援助費補助金というものが改正をされて、今までの児童又は生徒の保護者に加えて、就学予定者の保護者も対象にするという改正がされたということでございます。このように、入学準備金や新入学学用品の取り扱いについて、少しものの考え方が変わってきたということは、こういう改正を見ても実感しているところでございます。これを受けて、では準要保護をどうするのかですけれども、これはあくまでも要保護者の部分ということではあります。ただし、準要保護者に対してもどうあるべきかということは、今後も検討はしていきたいと思っております。

○のだて委員 今後も検討はしていきたいというでしたので、ぜひ深めていっていただきたいと思えます。それで、区はこれまで中学校の入学準備金については検討を深めてきたと答弁されていましたが、小学校でも入学前からの支給にぜひ踏み出していきたいと思うのです。既に最近では新宿区でこの要綱の改正趣旨を踏まえて、小学校についても前倒しで支給をしていくということが発表されました。ほかにも八王子市、武蔵野市、府中市、狛江市など、多くの自治体で入学前からの支給が広がっております。今回の改正で要綱上も可能になりましたので、ぜひ進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。合わせて、先進事例については情報収集もしているのかどうか伺いたしたいと思います。

○有馬学務課長 今般の要保護の補助金の改正を受けまして、他の自治体で準要保護にも適用していいのではないかと動きがあるということは把握をしております。それで先進事例の把握ですけれども、自治体の名前は申し上げられませんが、私どもで調査したところでは、例えば、1年生に入学する前のところをどう扱うかというようなところはやはり課題になりますので、一応調べてみました。そうしたところ、例えば2月1日現在で居住をしていること、あるいは今で言うと平成29年度の所得要件を基準としていくのですとか、入学したら再度新1年生のときにはもう一度申請を行うなどというのが基本になっているようです。あと、転出してしまったらどうするかとか、そういったところはまた細かいところは今後詰めていこうですとか、そういった検討上にあるということで、私どもは今のところ

把握しております。

○のだて委員 さまざま研究もされているということで、私が調べた中でも、所得の認定についても八王子市では入学準備金について前々年度の所得で認定したりなどして柔軟に対応しているということですか、転出した際には入学準備金を支給しましたということで転出先の自治体にお知らせをしたりしているということで、そういった柔軟な対応をして、ぜひこの入学前からの支給をお願いしたいと思います。今まさにご説明されたとおり準要保護の方にも広がっておりますので、できるだけ早く実現していただきたいと思います。

それともう1つ私が危惧しているのは、生活保護を受けていないけれども保護基準にある方もいるかもしれない。本来受けられる支援が受けられないというこの制度のすき間に落ちてしまっている方がいるのではないかと考えております。そういった方への対応はどうしているのか伺います。

○有馬学務課長 所得の面から見て、例えば要保護の基準にあてはまるかもしれない方への対応というご質問だと思いますけれども、その方が生活保護に該当するのかどうかは、学務課のほうでは判断できません。学務課で準要保護というか就学援助を認定するのは前年度の所得というのがベースになっておりますので、生活保護に該当するかしらないかのような、財産や預貯金などを別に調べるわけではありませんので、そういう意味ではこちらからあなたは生活保護に該当しますよとか、そういったことは学務課では調べようがありませんので、その人に申請をいただくというような形で対応をしているというのが現状でございます。

○のだて委員 こういった制度のすき間に落ちてしまうような方たちを支援するためにも、入学前からの入学準備金の支給が必要だと思いますので、ぜひ実現していただきたいですし、実現するまでこの配慮もぜひしていただきたいと思いますので、要望しておきます。

次は、入学準備金の額の問題です。国会では低過ぎると、実態に合っていないという議論があって、要保護者については入学準備金の額が約2倍に上がりました。準要保護者についてもこの要保護者と同じように増額していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○有馬学務課長 このたび、要保護者の補助金につきましては2万6,000円程度だったものが小学校では4万6000円、中学校では4万7,400円というふうに金額が改訂をされております。この金額を準要保護に適用するかどうかということでございますけれども、他の自治体の動向も確認しながら、合わせて検討してまいりたいと思っております。

○のだて委員 周りの自治体と合わせて状況を把握しながらということでしたけれども、先ほどご紹介しました自治体でも、この増額についてもやっているところもありますので、ぜひ実施していただきたいと思うのですが、この間こういった質問をいたしますと、国の補助が準要保護についてはなくなったという説明をされますけれども、補助の復活を求めることも必要だと思うのです。品川区単独でもいいですし、他自治体と連携して準要保護者への補助金の復活を求めていただきたいと思っておりますし、これは国に対してです。あわせてこの間、準要保護の就学援助の額については都の財調で加算されているということでしたので、都へも加算してほしいということを求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○有馬学務課長 就学援助の補助金に関しましては、平成17年度の三位一体改革のときに税源移譲ということで準要保護のほうについては外されてしまったというような経過があります。これを新入学学用品の増のみでなかなか要求していくのはまだまだハードルが高いかなと考えております。まずは最初に、今ベースとなっております財調単価、こちらのほうの改定をまず都に求めていくということが先

決になるのではないかと考えてございます。

○のだて委員 入学準備金だけでは難しいということでしたけれども、この財調単価については求めていくことを検討するということですか、ぜひ求めていただきたいと思います。やはり準要保護を増額しないと、要保護と準要保護で差が出ることになってしまいますので、教育の機会均等という面からよくないと思いますので、ぜひ準要保護者の入学準備金、要保護と同額にするよう改めて求めたいと思うのですけれども、ご見解をお聞かせください。

○有馬学務課長 この準要保護の新入学学用品については、やはりこの1年ぐらいでいろいろと注目を浴びてきたというふうに捉えております。さまざまな動きが各自治体でもあるということ踏まえまして、検討は進めてまいりたいと思います。

○のだて委員 検討していきたいということなので、ぜひ検討していただいて、できるだけ早く実施していただきたいと思うのですけれども、次の問題に行きたいと思います。これまで区は公立に入学したことを確認してから就学援助を支給しているとの説明がありましたが、国の平成29年度要保護児童生徒援助費補助金についての通知には、国立や私立についても記述がありました。学校教育法第19条の趣旨を踏まえ、公立学校のみならず国立学校や私立学校に通う児童・生徒等に対する就学援助の実施についても適切にご対応いただくようお願いいたしますというようなことで書いてあったのですけれども、区要綱には公立学校に入学した児童・生徒を対象とするとあります。なぜ私立や国立を対象にしないのか伺います。

○有馬学務課長 区立学校のみを対象にしている理由ですが、品川区は自信を持って小中一貫教育をはじめとして区立の学校でしっかりとした学びを提供できるという自負が当然ありますので、そういったことで親が自由に選択するという範囲をどこまで広げるかという問題になろうかと思っておりますけれども、どこでもいいよという形ではなくて、ぜひ区立で学ぶ子というような学びの精神から、まず公立の学校というふうにしております。最近では、私立につきましては、この平成29年4月からですけれども、ある一定の所得以内の方には年額10万円の支給があるというようなこともございます。そういったこともありますので、今のところは私立は対象にはしていないということでございます。

○のだて委員 教育機会均等について考えれば、私立を除く必要はないと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長 次に、西本委員。

○西本委員 178ページの教育指導費に入るのでしょいか、政府がキッズウィークというものを示しているのですが、どういう内容なのかご説明をいただきたいと思います。そして2018年4月、もう来年から実施ということで進んでいるような状況であるとお聞きしているのですが、その状況を踏まえて区の考え方を聞きたいと思っております。

2つ目は、188ページの給食食材放射性物質検査費です。これは毎回言わせていただいておりますけれども、まだ必要なのですか。なぜこれをやっているのでしょうかお答えをお願いします。

○大関教育総合支援センター長 大人と子どもが向き合い休み方改革を進めるための「キッズウィーク」総合推進会議が開催されているという情報は得ておりますが、具体的な部分は国や都を通じて今後どのようにすべきか情報収集をしたいと考えているところでございます。なお、品川区におきましては2学期制はとっておりません。基本的には3学期制で学校は進んでおりますので、9月から登校してすぐにまた秋休みになってしまうという部分は新たな課題もあろうかと思っておりますので、もしそのような状況にせざるを得ないということであれば、どのように授業時数を確保して取り組んでいくべきなのかを

その時点で検討せねばならないと思っておりますが、現在は国や都の動向を見守っている最中でございます。

○有馬学務課長 給食食材放射性物質検査でございますけれども、この検査を行っている目的は、保護者から原発事故の後、食の安全性の担保を求められて、一層の安全確保のために検査をしようということで始めたものでございます。これまで5年間やってきまして検出されていないということもございまして、今年度につきましてはストロンチウムの検査回数を減らしてきたというような経過もあります。

○西本委員 キッズウィークですけれども、まだ具体的なことが出ていないということではあります。ただ品川区は3学期制ということで、この秋休みをとるという形で考えられるようになるのかなという思いがあるのですが、ただこれは非常に問題があるというふうに思っています。それでこれを導入するかしないかは、各地域で任せられているというような範疇のものでありますので、品川区独自の考え方によって、これはできるのではないかと考えているのですが、その権限がどこまで品川区に任せられるような状況になるのかということ、それからこれを国のほうが導入という形の方になってきますと、やはり現場の状況をしっかり調べないといけないのではないかと思います。今これが国から示された中で、保護者の方々にはすごくメリットもあることはわかるのですが、デメリットのほうがかなりあるということです。働き方改革の中の1つということもわかってはいるのですが、ただ子どもたちの教育という観点から見ると、本当にどこまで考えた政策なのかということ非常に私に疑問に思っている内容なのですが、その辺の品川区として現状の捉え方、そして考え方、進め方についてお考えがあればお答えをお願いしたいと思います。

それから給食食材の放射性物質検査ですけれども、これは5年行ってきた中で、震災からもう6年半ぐらいたって、現在まで何も出ていません。確かに原発事故があったときには不安感があったので、それを解消するためということだったと思います。ただ、それでも私は反対でした。なぜかと言うと、放射能のチェックとなりますと、やはりどこかとなると福島です。やはり、福島県が皆さん頭に浮かぶのだと思うのです。ですから今も後遺症が残っていて、風評被害ということに直結しております。例えばいろいろな農産物等々ありますけれども、いまだに市場価格は戻っておりません。市場の半分もしくは3分の2ぐらいにやっと戻ってきたところで、そのような状況を誘発するような検査は必要ないと思っておりますし、また市場に回っている食品等につきましては、そのチェックは品川区ではなくて国がしっかりとやるべきなのではないでしょうか。二重でチェックをしているというようなことになって無駄ではないのかというふうに思いますが、その考え方をお聞かせ願います。

○大関教育総合支援センター長 総合推進会議において、キッズウィークにつきましては都道府県、あるいは市区町村など、一定の地域単位で定めることができるというふうに定められております。その際に学校だけで決められることではなくて、当然、地域あるいは産業、その他まずは実現できる状況を整えることも必要かと思っておりますので、そこは教育委員会だけではなく区全体で考えていくべき内容と考えております。なお、現時点におきましては学習指導要領に定められた時間でしっかりと子どもたちに学ばせるために土曜授業も設定して学習を行っているところでございますので、次年度におきましても急激な変化等については現段階ではまだ予定してございません。

○有馬学務課長 放射性物質検査の件でございますけれども、確かに委員おっしゃるとおり、現在でも生産者、あるいは流通の各段階でモニタリング検査をやっておりますし、ものによっては全頭検査、全量検査などもやっておりますので、市場に出てくるものはまず安全だろうというふうに思っているところでございます。それらを踏まえながらも、厚生労働省が出している出荷制限の対象品目を毎月確認

している中で、いまだに関東甲信越をはじめ、一部の食品がまだ残っているという状況もあります。それらも踏まえつつ、また、さまざまなご意見を受けながら、次年度以降については総合的に判断してまいりたいと思っております。

○西本委員 キッズウィークの件ですが、いろいろこれから考えていきますよということなのですが、やはり考えていただきたいのは、教育機関ですから、子どもたちの教育に資するののかということです。そもそも出てきた理由が働き方改革ですから、やはり観光や経済をどのように循環していったらいいかなどというところから来ているのです。それはそれで1つの方法なのだろうけれども、しかしながらやはりこれは教育現場の中で子どもたちの教育のあり方、それから休みがとれるのかどうかは企業の考え方もあるでしょうし、全体的な社会の課題もいろいろありますので品川区だけで決められるようなものではありません。仮にそういう期間が設けられるとなれば、遊びに行ける方はいいと思うのですよ。でも、遊びに行けないなどと言った場合に、ではその子どもたちを誰が面倒見るのというふうになってくる。品川区の場合は、すまいるスクールがありますけれども、すまいるスクールで見なければいけないのかみたいな、またそこでお金がかかったりする、また秋の授業には非常にいろいろな行事があって継続的な指導をしていかなければならないということもありますので、そこは、本当に十分に現場の状況を捉えて、そしてそれに合わせた形の決断をしていただきたい。そして国のほうからいろいろな指針が来るかとは思いますが、それに対して品川区からノーと言うのであればしっかりとノーを突きつけていただきたいと思っておりますので、そのお考えを最後にお聞きしたいと思います。

また検査の件につきましては、まだまだ問題があるというところがあるかと思えます。ただ、生産者はしっかりと調査をしています。やはり海に対して、原発の近くの海のほうにまだ流出しているだろうということで調査を進めておりますけれども、本当にきれいになっているのですよ。検査にも引っかからない状況にまでなっている、改善されているという事実をやはり私は皆さんに知っていただいて、しっかりと支援をしていただきたいというふうに思っておりますので、その辺を踏まえて来年度の予算編成のときには考えていただきたいと思っております。

キッズウィークだけお願いします。

○大関教育総合支援センター長 品川の子どもたちのことを第一に今後も検討してまいります。

○鈴木（真）委員長 次に、大沢委員。

○大沢委員 お願いします。180ページの言語能力推進事業を質問させていただきます。

まず、昨今双方向ではなくて一方通行の携帯社会あるいはネット社会ということで、非常にコミュニケーション、対話能力が不足をしている。国のほうでも文部科学省で特別チームが編成され、この言語能力についてさまざまな話し合いが行われているということですが、ここについてまずこの起きてきた背景、今、話の初めに携帯社会だ、ネット社会だとお話をさせていただきましたけれども、まずこの特別チームができるに至った社会的な事情、背景について聞かせていただきたいと思えます。

○大関教育総合支援センター長 委員よりご質問のございました言語能力向上推進事業でございますが、東京都の事業として子どもたちの言語能力を高めていくという取り組みでございます。実際に学校現場でさまざまな取り組みが行われる中、品川区では平成28年度には京陽小学校で3年間続けて言語能力向上のための取り組みをしてございます。やはり子どもたちの会話能力という部分として、きちんと発信する力と受け止める力の2つが重要である、そのために取り組みを充実させていくという考えのもとにこの事業はこれまで取り組んでまいりました。

○大沢委員 それでは、言語能力とは一体何ぞやということで定義についてお願いいたします。

○大関教育総合支援センター長　言語を使うための語彙力も求められますが、その語彙に基づいて自分で相手に発信をする力、そして相手の意見を受けとめる力、受けとめて考える、また自分の発信にそれを生かすよう考える力、会話を交わすためにはそのどれも欠かすことができません。今申し上げた発信力、受信力、そしてそれに基づき考える力が言語能力として求められると考えております。

○大沢委員　その発信力、受信力の基礎となるものは何なのかお答えください。

○大関教育総合支援センター長　東京都が実際に本事業を進めるにおいて示している重点な課題として、言葉による発信力の例示といたしましては説明、比較、編集、討論、鑑賞等の言語活動を取り入れて効果的に進めるというふうにございます。またあわせて美しい日本語を身につけるという課題もございます。

○大沢委員　スキルの部分で今課長からお話をいただきましたけれども、発信力、受信力はそもそも言語を発するというは自らの経験、知識あるいは情緒に基づいて相手に対して自分をコミュニケーションする、要は対話をする、これが言語力だと思うのですけれども、先ほど別の説明をされていましたが、それを踏まえてもう1回説明してください。

○大関教育総合支援センター長　先ほど申し上げました例えば重点課題の発信力の中の例示で説明という部分のございました。この説明という部分は、例えば京陽小学校が取り組んでいた中ですと、自分を含めて3、4人で取り組んでつくった作品についてクラスの中で発表する、どのようにどういう工夫があるのかを説明する、周りにわかりやすく伝えるといった授業を実際に言語能力向上推進事業として取り組んできたような状況のございます。

○大沢委員　ただいま私がお話をさせていただいた、子どもたちの経験、知識、情緒に基づいてコミュニケーションをするということで、京陽小学校の取り組みということでこの180ページの予算49万円余の取り組みについて課長からお話をいただきましたけれども、では具体的なものに入っていきますか。相手にうまく自分の意思を伝える、要は会話力をより高めるためにはまず何が必要と考えますでしょうか。

○大関教育総合支援センター長　まず相手に自分の意思を伝えるため、その結果会話力が高まるために必要なことというのは、まずさまざまな表現力が必要かと思ひます。表現力としましては語彙もたくさんあったほうがさまざまな表現につながりますし、それを発信する、人前で話そうとする意欲がまず何よりも大事だと考えます。

○大沢委員　ちょっと話が私の伺いたいのかみ合っていないような感じなのですが、要は相手に聞くということ、それで話すということ、相手のことを的確に自分自身で理解して指摘をする、それは相手から聞くという以前に、聞いた上にメモをするという、聞き上手になるということ、その上で的確に捉えて相手に伝える、そのためにはメモすることが私は大事だと思うのですけれども、先ほどの京陽小学校においてそのような授業の中でそういう指導はされているのですか。

○大関教育総合支援センター長　実際に友達のグループの発表を聞く際には、他のグループの子どもたちはワークシートに要点をまとめて、自分が感じたことなどについても合わせて書いておくことで、後から感想を述べたり、お互いに意見を交換し合うような授業場面のございました。

○大沢委員　まさに文部科学省の特別チームの中でお話をされている中のこともおっしゃっているということなのですが、まず言葉というのは思考なくして言葉は出ないわけでありまして、思考をして初めて言葉というものが出るわけでありまして、この一連の作業において思考のないところには1つの言葉も出ない、具現化しないわけです。その思考をする上で、相手のさまざまなものを受け取る情緒を育

むことが大事だとは思いますが、では一体情緒を育むためには学校教育の中で、この京陽小学校でもいいでしょう。何が必要だとお考えになりますか。

○大関教育総合支援センター長 京陽小学校に限らず、他の小学校などでも聞く態度についての学びというものは低学年の段階から努めております。それを1段階さらに深めると、うん、うん、なるほどとうなずくことで、相手はもっと自分が発信をしやすくなる、自分も理解をさらに深めていくというような会話の話法についても小学校では学んでいるところです。

○熊谷指導課長 情緒ということでございますけれども、国語科の授業におきまして、この言語能力向上推進事業、平成23年度から始まった事業でございますが、情緒を育てることがまず根底でございます。そのために古典の暗唱、そして世界の名作、これは国語だけではなくて英語でも言語能力向上推進事業を高等学校で行っていますけれども、やはりさまざまな文化、残してくれた財産などを学ぶことで情緒力を育て、そして自分の考えを持ち、それを新聞や読書などさまざまなものと比較して判断していく、そういったことから次につなげていく授業でございます。

○大沢委員 まさに今課長がおっしゃったように、体で覚えるという、暗唱するというので、私もまだ15歳のときに習った詩吟の山川草木転荒涼をまだ覚えています。高校1年のときに大修館の漢文の国破れて山河在りという「春望」の句はまだ覚えています。これは最初読んだときに何が何だかわからなかったのですが、子どもたちに自身の能力以上の文書をこちらのほうから提供する、わからなくても通読させる、読ませるという作業が必要だと思うのですが、そのところはどのようにお考えになるのか。ただ現代文におきましては現代の作家ですから、こんなことを言ったら作家の方に申しわけないのですが、やはり、漱石なり鷗外なりの古典の文章に親しませるということがより効果的に言語能力を高めるものだと思うのですが、そのところはどのようなふうにお考えになりますか。

○熊谷指導課長 1年生から、実は現行の学習指導要領では、古典を重視しています。昔話や古典をととても重視してまして、森鷗外や夏目漱石、そういった明治時代の文豪と言われる方たちの小説を読んだり感じたり、味わったり、そういうことが重要だと感じています。ですので、今も三木小学校や浅間台小学校では暗唱をとり入れた授業を行っていますので、そういったことが子どもたちの情緒を育てる第一歩になると思っております。

○大沢委員 結論というか私のお願いをしたいことなのですが、今、この質疑の中でお話ししたことで2点お願いをして、それについてのコメントをいただきたいと思うのですが、古典に親しませる、古典を読ませるといふことと、あとは情緒を育む、体でまず覚えさせるという部分で古典を暗唱させる、通読させる、わからない文章でも読ませるといふことが1つ、それと情緒を養うために、今までどちらかと言えば受験に関係がないからと言われていた、例えば図画工作、音楽であったり美術であったりという分野は、いわゆる子どもたちの心の琴線に触れるような教科だと思うのです。そのところを、今まで以上に意識をして授業に取り組んでもらって、子どもたちの情緒が大いに育むような効果を上げていただきたいと思うのですが、今の2点についてご感想なりお考えをお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 情緒を育むためにというご意見をいただきました。各教科等でどのように取り組めるか、その中で実際に、例えば図画工作の中で子どもたちがいろいろな想像力を膨らませる、友達の作品を見る中で、自分はどのような所に感動しているのか、あるいは友達にはどのようにそれを伝えていくのか、そういった場面からも情緒を育める場面は、図画工作にもご案内いただいたとお

りございます。あるいは音楽等、国語や算数だけではなく、その他のさまざまな教科を通じて情緒を育めるように今後とも連合作品展の充実も含めまして、教育委員会としても進めてまいりたいと考えております。

○熊谷指導課長　小さいうちからいいものを見たり聞いたり感じたり、そして暗唱したり、そういうことをしていく中で、子どもたちの豊かな心が育まれるよう、学校教育を一層推進してまいりたいと思います。

○大沢委員　貴重な1分が残っているのでお願いだけ最後にさせていただきますけれども、181ページに英語向上についてのいろいろな事業があります。これから本当に国際化ということですので、国語科と外国語科、とりわけ英語になりましょう。それと外国語活動を通じていかに連携をとりながら、今度は181ページのほうに移りますけれども、自分の国以外の方とコミュニケーションする能力を養うかについては、この次のところの事業に出てまいりますので、そここのところも今お話しをしたことに加味をしながら、この事業がさらに飛躍するように進めていただきたいと思います。

○鈴木（真）委員長　次に、浅野委員。

○浅野委員　私からは183ページの図書館経費、185ページの非構造部材耐震化点検調査、同じく185ページの老朽体育器具取替について質問します。

まず図書館のほうですけれども、この中にカセットテープ1,210点とありますけれども、カセットをまだ使っている方は、特に年配の方に多いのかと私は思っておりますけれども、昔から使っているものを長年聞いていると、テープの場合ですとすり切れてしまうということもあって、そういう意味では保存は非常に難しいかと思えます。そのような中で、このカセットテープについてですけれども、図書館で保管をする場合にはそれなりの設備があって、保存できるような環境を整えているのかどうか、特別な対応をされているのか伺います。

また、映像資料では例えばビデオですと、ビデオテープで見るとということも多分あると思うのですが、このような媒体の保存はきちんとされていると思えますけれども、どのような形で行われているか教えてください。

○横山品川図書館長　カセットテープ、ビデオの保存についてお尋ねいただきました。カセットにつきましては、通常の個人の方とあまり変わらないのですが、ラックに保存させていただきまして、ただあまり振動などが加わらないような形で保存させていただいております。またビデオテープについても同様でございます。

○浅野委員　ご答弁ありがとうございました。カセットテープについてもビデオについてもまだまだ使えるというところもあるかと思えますので、今後ともできる限り保存できるようにしていただければと思います。

あと、非構造部材耐震化点検調査ということで、小学校が36校で中学校が15校となっております。非構造部材の耐震化につきましてはよく質問させていただいておりますけれども、具体的な調査の内容です。どのような形で調査をしているのかについて教えていただければと思います。また調査が終わった後、次の非構造部材の耐震化をやるまでの間なのでございますけれども、その間にまた検討するようなことがあるのかどうか教えてください。

○品川庶務課長　非構造部材の耐震化でございますが、平成27年度に体育館の天井を中心としまして非構造部材の工事を重点的に行ってまいりました。しかし平成27年3月に新たなガイドブックが出版して、その中で主なところとしては音楽室等にある折れ天井については耐震化をしていかなければな

らないという形でガイドブックに記載がございました。平成27年に工事を進めていたのですが、平成27年の工事は基本的には体育館を中心としてガイドブックが出る前に基本的なところを設計していたということで、なかなか平成27年3月に出たガイドブックへの対応というのがとれていない状況でした。ですので、平成28年度予算で調査をしまして、折れ天井の学校は20校が該当しました。教室数としては28教室ございました。ですので1つの学校に複数の折れ天井があったということになります。これを来年度以降対応していきたいと、このように考えております。

○浅野委員 この非構造部材の耐震化も随分と最初のころからは変わってきたなというふうに思うわけでありませうけれども、最初のころはもう目視から始まって、それで少しずつ進んでいったと記憶をしております。また全体的な目標と言いましようか、手順とかそういうのも出てきたというのは薄々感じておりましたけれども、ここまで来たかというところだと思えます。ただ、これだけはしっかりと対策をしていかなければいけない、まず守らなければならないのが小学生・中学生の子どもたちであるということ、また私も肝に銘じますけれども、区の職員の方もしっかりと今後も対応していただければと思えます。

それともう1つ質問をさせていただきますけれども、185ページ、同じですけれども老朽体育器具取替という項目がございます。この老朽体育器具取替をする理由は多分事故防止とかそういうことのためだということがぱっと思いつくわけでございますけれども、例えばこの体育器具につきましては、使える期間と言うのでしょうか。購入してから例えば何年使えるとか、そういうのが決まっているのかどうかについて教えていただければと思えます。種類によって違いがあると思えますけれども、何点か教えていただければと思えますので、よろしく願いいたします。

○有馬学務課長 体育館で用いる体育器具ですけれども、ものはいろいろございまして、例えば跳び箱ですとか卓球台、マット、バレーボールのネットや支柱というように、ものがかかなりいろいろあります。ですのでものによって年数の違いというのがありますけれども、一応メーカーで耐用年数は一定程度定めているものがあると認識しております。今ここで跳び箱は何年か、マットは何年かということは資料の持ち合わせがないので、年数というものは申しわけありませんがわかりません。

○浅野委員 今、データがないということを伺いました。私も小学校に通っていた時期がございまして、皆さんもそうですね。そのときに天井からつるしているロープ、これをのぼったりおたりする、なかなかスリリングでおもしろいと言うのでしょうか、そういうものがあつたのですけれども、私の友達がすべり落ちまして、ちょっとしたけがをしたということがございました。やはりそういうふうに考えると、安全の確保についてどう取り組むかということにもなってくるかと思うのですけれども、例えばそうやってけがをすることによって1つの経験という形で、ああ、こういうことをしてはいけないのだとか、やるときには慎重にしなければならないのだとか、そういうようなことで暗に育まれてくるのかなど、そのように思うわけでありませう。ただ大きなけがをしてしまえばそれはもう大変なことになるので、そうならないようにさまざまな器具と言いましようか、体育の設備などが検討されて、子どもたちが使用しているかと思えます。そのような中で、例えば卓球台では、プレーの仕方によって角に頭をぶついたりとか、そういったこともあつたと私は記憶をしております。そういうことについてもやはり子どもたちはその中で学んでいくのだらうなというふうに思えますけれども、その安全という部分をどこまで確保できるのかということになるかと思えます。何点かで結構ですので、安全な取り組みについて教えていただければと思えます。

○大関教育総合支援センター長　さまざまな学校器具等を体育で使用するために、当然教員は指導前に点検を行っております。例えばマットの耳の部分をきちんと折って使用すること以外に、破れはないかとかなどを日ごろから点検を行うとともに、学校では毎月1回安全点検日を設けておりますので、教員がチームを組んで安全な状況が確保できているかどうか、不備があれば改善の必要があるかどうかを管理職に毎年報告をするような仕組みをどの学校も行っております。

○浅野委員　毎月安全点検の日を設けてということで、これをぜひ続けていって、子どもたちの安全を確保していただければと思います。

また、小学校の校庭をどうしても思い出してしまうのですけれども、うんていや鉄棒などさまざまあると思いますけれども、私の記憶ではその下に例えばマットを敷いていたとか、砂場があったとかという記憶は全くないのです。コンクリートとは言いませんが、アスファルトですか、その上でいろいろ転がったりしながら、ときにははげがをすることもあったわけでございますけれども、最近では校庭の質もよくなってきているということですが、まだまだ子どもたちはそういう中で安全にスポーツをする、そしてまた遊んでいくという、このようなことをやはりしっかりと学んでいくのかなと思います。このような中で、例えば子どもたちの遊びというものについて、教員の方が指導する場合もあるのでしょうか、そのような取り組みというものは、少し質問から外れるかもしれませんが、あるのかどうかも含めて教えていただければと思います。

○大関教育総合支援センター長　多くの学校では、特に小学校では、例えば15分休み、それから昼休み等に子どもたちが実際に体育館、あるいはグラウンドに出て一輪車に乗ったりうんていで遊んだり、さまざまな体を動かす活動をしているところもございますので、どの小学校でも監護当番を決めまして、複数の教員が安全のため見守っているところでございます。

○浅野委員　安全を守る役割が学校の先生にある意味託されているということかと思います。これからも子どもたちが安全に遊べる環境、そして子どもたちから危険を感知する、そのような能力をこれからもつけていっていただきますようお願いを申し上げます、今回の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○鈴木（真）委員長　会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時20分休憩

○午後3時40分再開

○鈴木（真）委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

ご発言願います。飯沼委員。

○飯沼委員　成果報告書の177ページ、学事制度検討経費でお伺いをします。よろしく申し上げます。学事制度審議会中間答申がまとまりました。今後の取り扱いについてまず伺います。まずパブコメの日程が決まっていますけれども、本来ならば保護者・区民に説明を行ってから意見募集するのが私は筋だと思っていますので、説明会を開催してほしいのですがいかがでしょうか。また今後についてですが、パブコメを受けて区民意見が反映される最終答申になるのかどうか伺います。また、パブコメ期間が15日間しかありません。短いです。30日に延長を求めますがいかがでしょうか。また、最終答申の前には区民への説明会をぜひ行ってほしいのですがいかがでしょうか。

○篠田学校計画担当課長　学事制度審議会中間答申に関しまして、まず説明会のお話でございます

けれども、今回9月29日に中間答申が出されまして、こちらの内容につきましては10月2日にホームページにアップしました。中間答申本文と附随する資料につきましては、現在公開されているような状況でございます。パブリックコメントは10月21日号の広報しながわにおいて、こちらのほうで広く周知をしまして、ここから15日間という形で設定をしているところでございます。まず期間が短いということでお話がございましたけれども、既にもうこの中間答申につきましては広く公表がされているということで、実際にパブリックコメントが始まるまで3週間ほどの時間がございます。ですので、実際にその後のパブリックコメントの期間を含めると1カ月以上の期間、広くご意見をいただくこととなることから、パブリックコメントの期間をあえて延ばすような予定は今のところございません。それから、パブリックコメントを受けて、最終的に区民の声が反映されるような最終答申になるのかというお話でございます。こちらはもちろんパブリックコメントを受けまして、その内容を今後の審議会で、来年3月に予定されております最終答申に当たりまして議論を深めていくこととなります。説明会ですけれども、今回につきましては先ほど申し上げたとおり、もう既に一般にも公開されておりますし、期間も十分とっているというふうに考えておりますので、説明会を今回設ける予定はございません。また、最終答申におきましても、まだこれから検討する余地はございますし、検討していくこととなりますけれども、基本的にはきちんとした形で区民の方々に対しても周知をするという形で、説明会を開催するという方向性は今のところ考えていないところでございます。

○飯沼委員 委員長、済みません。ちょっと語尾がよく聞こえなかったので、考えていないとおっしゃったのですか。

○篠田学校計画担当課長 説明会に関しましては、今回、それから最終答申の場におきましても、きちんとした周知を図っていくことで説明会にかえていきたいというふうに考えているところでございます。

○飯沼委員 周知をしていくからしないと聞こえたのですけれども、私は折に触れて、やはりこの区民に説明をする、そして意見を求めるというスタンスに区は姿勢を変えていただきたい。区民の声が届く区政に変わっていただきたい、このことは強く求めていきたいと思っております。説明会は本当に大事です。わかっただけという立場にぜひ立っていただきたいと思っております。

審議会の議事録も読ませていただきましたが、さまざまな意見が出されてはいたけれども、諮問項目に対して問題点が整理をされていないと言うか、区教委の評価がないままに事務局の見直し案が出されているように感じました。特に単独小学校・中学校と異なった学校種、義務教育学校ができたわけですが、それを選ぶか選ばないか、矛盾も生まれている中、整理をされないままの先行きが見えない中間答申だと思っています。小中一貫教育、義務教育学校について共産党は学校の複線化に反対をしているところですが、今日は時間がありませんので限られた時間の中で学校選択制について絞ってお伺いをします。質問をします。

学校選択制の目的は何だったのかお知らせください。また、目的は達成をされているのかどうか伺います。また、選択制に対する区教委の評価と、特に子どもにとってどうであるのかという点において、4点お伺いをします。

○篠田学校計画担当課長 学校選択制の導入のそもそもの経過でございますけれども、こちらは学校が置かれている環境がそもそもございまして、その中で学校が切磋琢磨してより教育環境を高めていくということ、それから地域に対してもそれに伴いまして出ていくといったことで、要は学校における教育の質を高めていくということを目的としてそもそも導入したものでございます。合わせまして学校を

選択するという保護者、児童・生徒の方々へのそういった機会の提供ということもございました。

こちらに対する評価ですけれども、これまでさまざまなご意見をいろいろいただいているところではございますけれども、基本的にまず1つは学校のあり方が大きく変わったというのがございます。これまで学校というのがなかなか地域との結びつきに関しては、外に出ていく機会があまりなかったというふうに言われておりましたけれども、それがこの選択制導入に当たりまして、それぞれの学校の特色を活かしてそれをPRしていくといったことが当然必要になってくるということで、学校の管理職、教員、全ての職種・職層が外に対して出ていって、アピールをしていくということ、それから当然、中での学校の特色を出していく上で、切磋琢磨しながら、他の学校との違いを明らかにしていくということで、中でも質的な向上が図られたといったようなことがございます。こちらのほう、学校が大きく変わったと、これは学事制度審議会の中で地域の皆様からも学校選択によって大きく変わったところが見られますねといったご意見もいただいているところでございます。そういった意味では、この学校選択に対する評価といったところでございますけれども、確実にそれまでと比べて学校は大きく変わっていると、地域との結びつきも強くなっておりますし、各学校もただ単に児童・生徒の方が来るのを待つのではなくて、積極的に呼び込むための努力をしているというところで大きな変化があったというふうに考えているところでございます。

○飯沼委員 子どもにとってどうだったかというお話なので、後で答えてください。

学校の特色づくり、この間PRをしています。各学校の特色とは一体どういうものなのか、具体的に幾つか挙げていただきたいと思います。あと、保護者の方々が7割が学校選択制を肯定しているとアンケート結果が出ておりますけれども、なぜよいと思っているのか、保護者の意見を直接聞いているか、そこを聞かせていただきたいのと、保護者の皆さんは個々の学校の特色を選んで学校選択をしていらっしゃるのか、つかんでいるところで教えてください。

○篠田学校計画担当課長 まず、子どもたちにとってはこの選択制によって、1つは例えば友人関係です。仲のいいお友達と同じ学校に行けるですとか、あるいは自分のやりたい部活の強い学校を選べるといったことで、学校選択によってそういった部分で選択の幅が広がった、自分の個性を生かせるような環境を選べるようになったということで非常に喜ばれているというふうに聞いているところでございます。あと、保護者の方々にとりましても、先ほど委員からお話あったとおり、肯定する声が7割ということで、非常に好評を得ているものでございます。また、各学校の特色につきましては、それぞれ学校において、例えば英語に関して力を入れている学校ですとか、あるいはクラブ活動で力を入れており、そして結果を出している学校などそれぞれさまざまな形で個性が発揮されているものと認識しております。

○飯沼委員 特色ですが、英語やクラブ活動、私はこれを特色とは言わない。どこの学校でもこの部分はぜひ充実をしていただきたいものであると思っています。選べることはよいことかもしれませんが。しかし選択制導入で壊されるものがあればしっかり見極めて見直していかなければいけないと思っています。共産党はこれまで選択制の弊害を幾つも指摘をしてきましたが、本日は2点指摘いたします。まず、1点目は学校と地域のつながりの分断、教育の力を弱めている、これは再三言っています。一般質問でも取り上げましたけれども、選択制によって地元の児童の3割、小学校で3割が地元から転出をしています。中学校では何と6割の生徒が他の学校に転出をしている、このことが明らかなように、地域での子どもの集団が壊れています。保護者のつながりもなくなってきています。地域のコミュニティーが壊されているという地域からの声の訴えの裏づけがここにあると思っています。地域の子どもは地域

で育てる、学校と力を合わせて育てていきたい、これに対して妨げになっているのが選択制であると思っています。ところがこの見直しの案では、小学校のブロック制はやめ、近隣校の中から選ぶ、中学校は現状のままというとても中途半端なものとなっています。理解できませんので見解をぜひお伺いしたいと思います。

○篠田学校計画担当課長 まず先ほど委員からのご指摘の中で、小学校で3割が選んでいると、それと中学校で6割というお話ではございますけれども、おそらくこれは私立に行かれています子どもたちも含めてではないかというものでございます。一般的に中学校の場合は3割が私立に行かれて3割が学校選択をしているという状況でございますので、必ずしも学校選択により6割が転出しているわけではないということをご説明させていただきたいと思います。

今回、学校選択のやり方について、小学校に関しましてはブロック制から近隣校選択という形に変更するという形で審議会から中間答申をいただいております。また中学校に関してましては原則として現行の区内全域からの選択という形で、中途半端ではというご指摘でしたけれども、まず、小学校の選択に関しましては、これまでブロック制を敷いていることによりまして、そのブロック内でかなり遠距離の通学をされるお子さんが出てきているという中で、これは先の東日本大震災を受けて、特に災害時に遠い距離を通学する子どもたちの安全性の確保が難しいのではないかと、これは保護者の方からもそういうお話が出ていたということでもございましたので、できるだけ通学距離を短くしようということ、それから、先ほど地域コミュニティ絡みのお話もございましたけれども、こちら地域コミュニティの話というのは町会からも確かに意見としてはいただいているところでございます。そういったことを踏まえまして、今回品川教育ルネサンスの中で地域とともに歩む学校という形で、要は地域との結びつきをより一層強めていこうということがございますので、遠距離の学校に通うようなことがなくて、本来の自分の学区ではないとはいえ、お隣でコミュニティのつながりのある範囲内で学校を選んでいただくという形で、小学校の学校選択をしたものでございます。また中学校に関しましては、こちらのほうもさまざまなご意見はあったのですけれども、やはりこれまで認めてきたさまざまな選択理由をきちんとしていくという中で、一貫教育の実効性を高めるために、さまざまな方策を合わせて考えていくといったような形で答申をいただいたものでございます。

○飯沼委員 今回載っている見直し案は、根本の改善にはなりません。大きな問題がもう1点あります。選択制は学校間の競争を生み出して、大規模化、そして小規模化を進め、学校に格差をつくっています。これもたびたび訴えています。小規模校は統廃合の危機にさらされています。校舎が新しい、教員の配置が十分、部活動の種類がたくさんあるといったことは明らかに私は学校の格差だと思っています。格差を特色ある学校と言って選ばせるのではなく、学校選択制はきっぱりやめるべきと思います。憲法や教育基本法に基づく教育の機会均等に反すると思いませんか。ぜひここを答えてください。教育委員会がやるべきことは、建物、校舎の格差をなくす、好きな部活ができるように、中学生なら近隣校との連携を組むなど教育環境の整備を行っていくことが教育委員会に求められることと思いますが、いかがでしょうか。

○篠田学校計画担当課長 今、結果的に小規模校になってしまっている学校に対しては、これまでもICTの優先的な導入ですとか、さまざまな形で援助をしております。そういった形で教育環境が劣ることがないように、教育委員会としても最善の努力をしているところでございます。これは今後とも行っていくことでございます。

○鈴木（真）委員長 次に、高橋しんじ委員。

○高橋（し）委員　よろしく申し上げます。180ページの学力定着度調査経費、それから2番目に義務教育学校について、時間があれば179ページのステップアップ学習経費、それから教員の人事についてです。

まず180ページの学力定着度調査経費については、平成28年度は4年生と7年生で、特色ある教育活動経費の中で学力テストを実施されました。他自治体でも多学年で実施された学校が多いと伺っています。その結果を見て学校でさまざまな方策をとったりして成果があったということ、それから経年変化を見なければいけないということで平成29年度、本年度は2年生から9年生で実施することになったと、これは大変素晴らしいことだと思っています。そこで平成29年度はそれとともに、区の学力定着度調査が実施されています。全校でやったということです。これは文部科学省の調査とは別にやられた、この結果についてお尋ねします。ただ時間がありませんので、点数などは結構ですので、実施されたのが民間のテストだと思いますが他の学校等と比較して平均点よりも非常によかった教科、逆にちょっと足りなかった教科をお尋ねいたします。

○熊谷指導課長　今年度の学力定着度調査は全国規模のものでございます。その中で全体を通してよかった教科は国語、算数、数学、英語でございます。反対に残念ながら社会、理科について課題が各学年で見られました。

○高橋（し）委員　今、理科についてやや少し届かないというところがあるとお伺いしましたが、理科教育に関しては東京都教育委員会のほうも小・中・高と力を入れております。そこでこの理科の点数がどうしても他の自治体より低かった原因として考えられるのは、1つは理科のという教科の特色にあると思います。算数や数学などと違って、あるいは国語と違って、例えば算数であれば足し算からやり直そうねと、掛け算からやり直そうねと戻ってできる。それから廊下等に小テストを置いておいて児童・生徒が独自に勉強ができる、そういったことでフォローしていくことができると思います。しかし一方で理科は学年で学んだことを次の学年でもう一度やらない、新しい知識が入っていくというところがあって、その復習などを本人がやりづらい、それから算数みたいな形で少しずつ戻りながらということや学校でやるのも非常にやりにくいというふうに思っています。それからもう1つは、小学校5年生、6年生で行っている教科担任制にも、いい面もあるのですが逆に課題があるのではないかと考えています。これは小学校の担任の先生が社会と理科を持つときに、やや経験の浅いほうの先生が理科を持ちがちであると。ベテランの先生が社会科を先に持つことにして、若い先生には、あなたやってねということで、理科をお任せする。そうすると残念ながら教員経験が少ない、理科の経験が少ないという方がその学年の、小学校であれば3クラス、2クラスの理科を持つことになるということで、その点で理科の定着が少し弱いのではないかとこの2点についてどうお考えでしょうか。

○熊谷指導課長　理科につきましては、1つは例えば体験が少ないということが挙げられるかと思えます。例えば植物や虫にさわった経験が少ない。ですので、自然体験の乏しさということで、植物の分類や生物・動物の体のつくりがわからない、そこが全国に比べて低いといったこともありました。また、ひなたの温度のはかり方がわからないということで、実際にはやっていると思うのですが、観察・実験は委員ご指摘のとおり1回限りのものなので、それが定着していなかったということも原因ではないかと思えます。また9年生は炭酸水素ナトリウムの分解における実験手順、全国日本どこでもやっている実験なのですが、これもやっているはずなのですが、定着しなかったということで、その辺のところについてこれから見直しを教育要領でもしていきたいというふうに思っているところで

それから教科担任制と言いますか、若い人が理科を持つというような傾向が見られるのではないかと、確かにそういったことも学校によってはあろうかと思えます。ベテランが社会を持つ。準備等が必要なので少し、理科のほうが大変ということもあろうかと思えますが、そういったことにつきましても教育会を通じて、若手であったとしてもやはり理科教育をこれから進めていかなければいけませんので、しっかり研修を行っていくと同時に校内事情も加味しながら、管理職がしっかり管理監督していくということも必要ではないかと思えます。

○高橋（し）委員 体験が少ないというのは、確かに学習指導要領のほうでもそういうことをもっと体験しようという形で随分記述が増えているということですので、ぜひ学校では扱っていただきたいと思えます。

今の、若い先生が理科をやるということは悪いのではなくて、その先生がやることをぜひとも教育会や社会を担当している先生がフォローしてあげるとか、あるいは義務教育学校では中学校の先生がフォローするなどのことが可能だと思いますので、ぜひとも先ほどの結果を生かして、さらなる学力の向上に努めていただきたいと思えます。理科教育については今後も少しお話を伺っていきたいと思えます。

次に、義務教育学校のほうです。義務教育学校では中学校籍の方が小学校、つまり5、6年生などの授業を持つ例があるでしょうか。

○熊谷指導課長 実際のところは配置を中学校にするか小学校にするか、前期課程にするか後期課程にするかということがございますので、そのまま持ちあがりであるというのは1年間の中ではあまりありません。ただ、実際に固有教員等も活用しながら中学校籍の教員が小学校で教えたり、また小学校籍の教員が中学校の音楽を持ったりというようなことはございます。

○高橋（し）委員 済みません。私の説明があれだったのですが、例えば先ほどの理科の先生が5年生、6年生の、あるいは6年生、7年生の理科の授業を持つということが行われているのでしょうかということです。

○大関教育総合支援センター長 そのように持ちあがりであるということはやっております。

○高橋（し）委員 持ちあがりではなくて、1年間の中で6年生の理科と7年生の理科を持ちますかということです。それで持っていることが大変少ない、あるいはないのではないかと思えます。それは中学校の理科の先生が小学校の理科を科目として持ったとしても、その授業時間数はカウントされないもので、中学校のもう1人の先生がその分の中学校の理科の授業をしなければいけないか、あるいは区費教員の方がその分を担当するか、それとも区のほうで講師の手当をしていただくか、あるいはその先生がボランティアでやるかということになるのだと思えます。要するに中学校の先生が小学校の理科を持ったとしても、その授業数はカバーしていただけないということになります。それをカバーするために、1つは東京都教育委員会に、こうやっているのだからその手当を東京都のほうから講師の先生を充ててほしいというふうに要望していただきたいということが1つ、それからもう1つは、それが無理ならば区費教員の方を活用してぜひやっていただきたいということです。それも無理だったら、区費で講師をそこに充てて、中学校の理科の先生が小学校6年生の理科と中学校1年生の理科を担当して、その円滑なつながりをやるということを実現していただきたいというのですが、いかがでしょうか。

○熊谷指導課長 まずは都への要望でございますけれども、これにつきましては小学校・中学校でも義務教育学校については要望を行っているところでございます。ただ、残念ながら現段階では品川区の6校のみということですので、今後講師も含めて手当ということをお願いしているところでございま

す。

それから2つ目としましては、固有教員でも実際にはやっているところがございますが、例えば授業として英語等では一緒にやっていくということもございます。ですので、中学校籍の教員が小学校の英語の授業の中に入って一緒にやっていくというようなことはとり入れているところがございます。

最後に区として何とか指導助手や講師の配置ができないかというご意見だと思いますけれども、それにつきましても指導助手の配置等を学校からの要望に応じてつけているところがございます。

○高橋（し）委員 せっかくの義務教育学校で小学校・中学校の連携を行うために、そういった現行の課題は、義務教育学校になっても解決されていないのですね。そこをぜひカバーして、貴重な小中一貫校の教育の仕組みを活用するようにぜひ東京都のほうにも要望していただきたいし、その足りないコマのところの対応をお願いします。

○鈴木（真）委員長 次に、伊藤委員。

○伊藤委員 私は成果報告書178ページ、教職員等人材育成経費に関連をして、それから185ページ、学校管理費、それから179ページの教科書等検討部会経費等、それから182ページの人権尊重教育推進経費に関連して質問します。

初めに教職員等人材育成経費ですけれども、現在、成人している区立小学校を卒業した方の話をたまたま聞く機会がありました。その方が小学1年生当時、6歳のときにピアノの発表会に向けた練習をしていたそうで、あまり上達しなかったらしいです。当時の担任の指導が、お前はできないのだから吹くまねをして本番に向かえという指導があったということ、それから整列ができないときに足を蹴られて早く並べという指導があったということ、こういうことは品川区の言う1人1人の個性に合ったきめ細かい指導とは遠い内容であったということ、結果としてこの方は担任に対して恐怖をおぼえて学校に不信感を持ちながら、小学校を卒業したということを知りました。この当時の担任の指導が適切であったのかということの確認と、それからこれからの大切です。また今後、保育園・幼稚園等を卒園して希望を持って入学してくるであろう新1年生に対して初めて指導される小学校教師の指導の内容、人格、言葉、非常に重要です。ですからこういうことについて今現在どのような指導を行っているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 まず担任の子どもへの丁寧な指導の内容についてでございますが、担任が子どもに対して適切な場面で適切な声かけを行う、そういった部分はまず基本中の基本として大切な教員の指導力だと考えております。したがって初任者研修では子どもへの対応の仕方についても必ず指導しているところがございます。あわせて初任者に関しましては、学校担当指導主事が月2回訪問した際に、初任者の授業の様子等も見ながら指導・助言を行っているところがございます。

なお、1年生の指導につきましては、当然入学前の段階と学校では状況が変わっておりますので、例えば就学支援シートを通じて、就学前の段階でどのような声かけが適当であるかなどの情報を小学校は収集を行っているところがございます。100%ではございませんが、知り得た情報につきましては、指導者がしっかりと共有をするため校内委員会の中でどの教員も、1年生の担任も当然ですが、教員間でそれぞれ声かけなど、特別な配慮について共通理解を持てるように各学校へは指導をしているところがございます。

○伊藤委員 幼稚園・保育園とは全く違った環境に子どもが来るわけですよ。だからそのとき初めて会う担任の先生の指導や人格や言葉の内容というのは非常にその子の成長に影響を及ぼし、その後の生活にも影響を与えるのではないかということを確認したかったので、今の答弁も正しいですけれども、そ

ういうもっと具体的なことに対して、どう指導していいかということについての答弁をお願いいたします。

○熊谷指導課長 初めて出会う小学校の先生、その先生の言葉遣いだったり態度だったり人格だったり、そういったものは子どもたちの一生を左右するといっても過言ではないと思います。ですので、やはりそういった教員を育てていくというのが教育委員会の使命であると思いますし、また研修等も通じて、また体罰等もしっかり見過ごさないというところでやっていきたいというふうに思っております。

○伊藤委員 ぜひうまく、小学校1年生の対応をしていけばその子は伸びる可能性が十分あるわけだから、そこは間違いない対応をよろしく願いをしておきます。

それから監査の指摘についていろいろありました。私は平成12年に監査委員をしたときの事を思い出したのですけれども、監査委員として、薬品の管理がおかしいのではないかとということ、高橋区長と若月教育長の時代に同じことを言っているのです。現に学校現場に私が行ってこの目で見て、そういうずさんな管理をしているのはおかしいだろうということ指摘させていただいたのが平成12年です。あれから17年たっても同じことが繰り返されているわけです。だからこれは構造的な問題なのかな。しっかりとPDCAサイクルをやって、問題点を把握をした上で再発防止をしていかないと、また同じことになりますよという思いを大きくしたのだけれども、改めて学校の薬品の管理について、17年間たっていまだに改善されていない現実についてどう考えていますかということと、それからPDCAについてどうお考えですかということをお聞かせください。お願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 過去の指摘を受けまして、しっかりと薬品簿を必ずつけること、それを必ず担当者だけに任せるのではなくて、管理職も必ず毎月確認をすることを徹底してまいったところでございます。残念ながらそれが徹底できていない学校がございましたことを、我々も重く受けとめ、全校に対して指導を行い、さらに確認にも行っている最中でございます。

○伊藤委員 今の答弁は、正しいです。だけどそれでも現状改善されなかったわけだから、だからそのことについてやはりきちんと問題点を洗い出して、それから結果として今までのやり方では改善しなかったわけです。監査で指摘されているのだから。なので、そのことに対して何が問題なのかをさらにもう一歩原因を追究して行って、具体的な改善プランを立案し行動していくところまでしないとこの問題は解決していかないと、最終的な解決にはならないと思うので、もう一言答弁をお願いいたします。

○品川庶務課長 何度も同じ答弁になってしまうところはあるかもしれませんが、これは校長連絡会を通じてしっかりと、まず学校長に意識を持たせるところが大事かと思っております。そこで学校長の管理下のもとで理科教員に指示をし、徹底をさせていきたいと考えております。また、チェックのほうですが、指導主事が適宜学校のほうを回っておりますので、そういう段階でしっかりと確認をしていくという体制をとっていきたいと考えております。

○伊藤委員 それは正しい答弁です。だけど人事異動があるので教員が変わっていくわけではないですか。3年から5年もしくは10年と時期はわからないけれども、だからそのときの引き継ぎがどうなのかということと、それから教職員というのは東京都の職員です。一部品川区の職員もいらっしゃるけれども、東京都の職員に、品川区の指導が行き届かないのではないかと不安になるわけです。だけど薬品の管理というのは、先生が変わろうが、やり続けなければいけない話であって、だからそういう人事異動の体制の中で指摘がされてきた、一方で指導もしてきているけれども変わっていない現状があるので、そこはさらに検討していくべきではないでしょうかということ指摘をしております。さらに前に

進んだ原因究明と対応策の検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○品川庶務課長 監査の内容自体が非常にケアレスミスの点を指摘されたものであります。例えば、薬品を使用して、基本的には使用した分を記載しなければいけないのですが、授業の中で忘れてしまうということがあって、監査で指摘をされている部分かと思えます。また学校も十数校監査を受けた中で、1校、2校というところで、それもほんの1行書くのを忘れたという点での指摘もあります。こういったところは当然徹底していかなければいけないところではありますので、しっかりと学校教員間の引き継ぎを徹底していくということを教育委員会からも十分指導していきたいと、このように考えております。

○伊藤委員 他の質問もあるのでこれでこの質問は終わるけれども、でも問題は根深いと思えます。しっかり対処をお願いしておきます。

それから教科書等検討部会経費等に関連して道徳教育です。来年4月から小学校で全面实施、それから平成31年4月から中学校で全面实施。自民党子ども未来の一般質問の答弁で、品川区は市民科の中で道徳の教科書も使って学習をさせるという答弁がありました。確認したいのは、この市民科の授業の中でどう展開していくのかということ、それから住み分けと整合性をどうしていくのでしょうかというのを確認いたしますのでお願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 市民科教育に関する検討部会を教育委員会が主導いたしまして、現在新たな道徳の教科書も活用しつつ、品川区としては市民科の教科書をしっかりと学ばせながら、その中で従来と変わりなく道徳の内容も扱うという方向でございます。したがって道徳教育に関しましては、道徳的価値の理解、自分を見つめながらどのように生き方について考えていくか、どのように実践していくかという部分は、これまで市民科の中で行ってきた内容そのものでございますので、市民科と道徳が別なものとして扱うということではなくて、市民科の中で道徳的な項目を従来どおり扱っていく考えでございます。

○伊藤委員 それは一部理解できる場所はあるのですけれども、ただ道徳の教科書が、検定を合格したものがあって、それを使うように文部科学省に指導されていますよ。もうご承知のとおりだと思いますけれども。内容は確かに同じことなのかもしれないけれども、道徳の教科書があって、それも活用しながら併用して市民科を展開していくというのは、少し整合性についての理解がすんと落ちてこないのですよ。確かにやるべきこと、目標は同じになるかもしれないけれども、でも文部科学省の方向性としては道徳をやれと言っている。これに対して品川区は道徳は市民科の中で展開していくという、それは一部理論的に合うことはあるのかもしれないけれども、では道徳の教科書の扱いはどうなのかということ、それから評価の形態、数値での評価はしないことを確認できたのだけれども、やはりその整合性について少し疑問があるので、また改めて別の機会に聞こうと思うのだけれども、今現在で品川区の考えている範囲で結構ですから、お伺いをください。お願いいたします。

○大関教育総合支援センター長 これまでも、今年度に入りまして文部科学省の担当者のほうと調整は進めてきておりますが、市民科の教科書と、そして道徳の教科書を両方併用していくことに何ら問題はないという部分は確認がとれております。なお、内容が重なる部分等がございますので、そういった部分につきましては市民科の教科書は今後改訂をしていき、さらに両方を品川としてはより活用しやすい方向に改善していけるよう検討を進めている最中でございます。

○伊藤委員 もう時間があまりないので、これは結構大きなテーマです。教科書を2つ使っていくなどじっくりこない部分もあるので、また別の機会に質問していこうと思えます。

それから最後に人権教育尊重についてです。これはLGBTのことだけがどうも先走っているので指摘をさせていただきますけれども、例えば国籍、学歴、職業、外見、障害の有無、それから生活環境等々、さまざまな観点で、やはりいろいろな思いを抱えていらっしゃる方はたくさんいらっしゃるわけです。人権の問題として。これはLGBTに特化する事を否定するわけではないのだけれども、やはりいろいろな物事を総合的に見ていかないと、こればかり先走って考えていくと、どうもおかしくなるのではないかという気がするので、ぜひ品川区の人権尊重についてはいろいろな、差別と言葉をあえて使いますけれども、いろいろな差別に対して正しい価値観を持って、それこそ道徳的な価値観を持って指導をしていくことが必要だと思うのだけれども、改めて品川区の方向性、考え方をお聞かせください。お願いいたします。

○大関教育総合支援センター長　さまざまな人権課題を扱いながらLGBTだけではなくて障害者差別、あるいは高齢者に対する対応等も含めまして、さまざまな角度から子どもたちにはいろいろな人がいる、それがこの世の中だということは指導してまいりたいと思います。

○鈴木（真）委員長　次に、石田しんご委員。

○石田（し）委員　よろしく申し上げます。177ページ、教職員出退勤システムに関連して、教職員の働き方について、178ページ、生徒指導対策費について、181ページの英語教育の中の効果検証テスト実施についてと、ページがわからないのですが先ほどの人権に関連してダイバーシティ教育についてお伺いをいたします。

まず初めに教職員の働き方ですが、連合総研の調査結果が出まして、週に60時間以上働く小・中学校の先生の割合が70%から80%にのぼるということがわかりました。これは他業種より格段に高い割合でありまして、特に小・中とも50時間未満の教諭はいなかったという調査結果であります。その中で特に中学校の運動部の顧問をされている方が非常に長時間労働だということでありました。そこでまず平成28年度の小・中の教職員の労働時間の現状、それと業務改善としてどのような取り組みをされているのか、また運動部の顧問の負担軽減は非常に必要だと思います。外部指導員等も活用されているとは思いますが、どのようなお考えを持っているのか、あわせて今後、平成30年度から英語やプログラミングの授業が必須となる中で、いわゆる専門性がますます問われることになり負担が大きくなっていくのかなと思いますが、その点についてもそれぞれお答えをください。

生徒指導対策費ですが、以前も提案をさせていただきましたが、今まで多くが電話等での相談だったかと思いますが、文部科学省が来年度からSNSを活用したいじめ相談を行う方針を固めたという新聞報道がありました。そこで、メールだったりSNSによるいじめの相談等を品川区としてどのように考えていくのかお答えください。

それと午前中に私の会派の松永委員からも質問があったかと思いますが、いわゆる生徒が教師に対して暴力をふるったという事件があって、そのうちの1つが現行犯逮捕までに至ってしまったというものであります。他の委員からもいろいろ体罰の話とかもありましたけれども、今、あまりにも体罰、体罰などと言われていて、では実際に生徒がいろいろ知恵も今インターネット等で持っていて、例えば教師に、教育委員会に言うぞとか、そういうことを言って挑発をするケースというのが実はあって、この間の動画もそうですけれども、あそこまで教師がやられて黙っているというのは、私は教育委員会というのは子どもたちを守るところでもありますけれども、一方で教師を守るその責任もあるのかなと思いますけれども、そういった点について、幾ら言っても言うことを聞かない生徒に対してどうやって指導をするべきなのかというのをぜひお答えをいただきたいなと思います。我々の世代のときは、それを体

罰と言うのかどうかわかりませんが、そういった指導が実際に行われていて、大人になってから、あのときは自分がやったことが悪いのだからというのを理解もして、よかったとは言いがたいですけども、一定の理由のある指導だったのではないかなと思います。その点についてお答えをいただければと思います。

英語教育についてですが、効果検証テストが実施されたということで、どのような結果が出たのかお知らせください。それといわゆるダイバーシティ教育について、現在品川区としてはどのような取り組みをされているのかお知らせください。

○熊谷指導課長 まず教員の勤務時間、出退勤状況の把握についてでございますけれども、8月29日に学校における働き方改革に係る緊急提言が中教審から出されました。その中で業務改善として、教職員の勤務時間を把握しなさいということが出されたわけなのですが、タイムカードであったりICTなどで勤務時間を客観的に把握しているシステムをとっているのが、全国の小学校で10.3%、中学校で13.3%ということで、品川区は、この中に入っております。ただ、品川区立学校は平成19年4月1日からこのシステムをとっているのですが、そもそもこれが効率化のためにシステム化したものでございまして、タイムレコーダーに打刻した時間がそのまま勤務時間ではないということと、それから打刻時間により学校滞在時間を統制処理するシステムが今のところついていない状況なのです。ですので、どのぐらいいたかということをおもて把握することができない状況です。ただ、各学校では管理職が翌日、何時までどの教員が残っていたのかというのがわかる状況になっていますので、そういった中で管理職から聞き取りを行いまして、過重労働にならないよう徹底してきているところでございます。また、80時間超えは本当に過労死にもつながるものでございますので、まずは管理職の意識を変える、そして勤務時間を意識した働き方改革をということで、せんだって広報しながらでも学校の教職員の勤務時間を掲載し、保護者や地域の方のご理解を求めたところでございます。

○大関教育総合支援センター長 私からはSNS、メール等でのいじめへの対応の状況、それから対教師暴力についてどのように学校、教育委員会は対応すべきか、まだ教員をどう守るべきかというお問い合わせ、それからダイバーシティ教育の現状についてお答えいたします。

まず、SNS、メール等でどのようにいじめへの対応ができるかというご質問でございますが、昨今新聞報道等でSNSの会社と自治体が連携をして、試行的にいじめ相談をSNSを使ってできるという取り組みを8月に2週間行った自治体、それから11月から行う自治体等があるという情報は得ておりますので、その状況等を見守ってまいりたいと考えております。なお、東京都ではそちらのSNSの会社の協力を得て、SNS東京ノートの中に、実際に相談をする形ではなくて、こういう書き込みをしたらどういうふうにつけられるかというものをカード形式で考えるような取り組みを導入したところでございますので、区内の全ての学校においても配布をして、各学校が今取り組んでいるところでございます。なお、本区の場合にはアイシグナルを使って、中学生以上に関しましては相談はできるシステムはございますが、件数はなかなか伸びていないという実状はございますので、今後とも動向を見守ってまいりたいと思います。

なお、対教師暴力の部分でございますが、当然、犯罪なのかどうなのか、その行為は犯罪行為としてやはり許されるものではないのかどうかという部分での対応もあろうかと思っておりますので、当然学校はスクールサポーター等に定期的に学校に来ていただいておりますので、地域の警察署とともに連携しながらなかなか言葉だけでは理解してもらえない生徒への指導に関しましては、生活指導主任会を毎月警察

署とも連携を図って、どのように本人に働きかけるか、過去のケースですと例えば生活指導主任とスクールサポーターが一緒になって、何が本人の中で今フラストレーションがたまっているのか、それでは地域で見守り活動をしようではないか、あるいは警察署に行って柔道をやろうではないかという形で改善したようなケースもございますので、1人1人の状態に応じて対応していくという考えでございます。決して全てを、子どもだからということで抱え込むということではなくて、当然どうあるべきかというスタンスで学校の相談に教育委員会も応じてまいりたいと考えております。

次にダイバーシティ教育についてです。東京都が言葉として進めてきておりますが、本区におきましてもさまざまな子どもたち、さまざまな地域の方、さまざまな外国籍の方、あるいはお年寄りの方も含めて住んでいるのがこの品川区であって、共生社会であるのだということを基本として、全ての指導を行っておりますので、とりわけダイバーシティ教育という言葉掲げている学校はございませんが、さまざまな学習活動の中で取り組んでいる内容だと考えております。

○熊谷指導課長 英語の効果検証でございますけれども、GTECと呼ばれる4技能テストを行っているところでございます。平成26年度から聞く・読む・書く・話すというところで行ってまいりますが、全国に比べて10ポイントぐらい高くなっているのが聞くと話すでございます。平成28年度と平成29年度を比べましても、話すにつきましては本区の中で2ポイント上がっているということで、やはりこれも聞く力、そして話す力、そういったものを重点的にやってきた結果であると思っております、特に音声を中心に授業を行ってきたことが結果につながったというふうに思われます。

それから部活動の顧問の大変さということでございますけれども、本区におきましては部活動外部指導員を配置しておりますので、そういう意味では他の自治体に比べて支援体制が整っているのではないかと思います。また、英語やプログラミング教育に関する負担というのはゼロとは言えません。ですが、やはり今求められている必要な学力をつけるための授業でございますので、教員については研修等を行いつつ丁寧に取り組んでいるところでございます。

○石田(し)委員 教職員の働き方、いわゆる業務改善についてはそれこそICTを活用してできる限り負担を軽減させるとか、先ほどもお話があったとおり部活動では外部指導員を活用して負担を軽減するとか、またいわゆる事務が多い中で事務員を増員させるとか、英語、プログラミング教育においてはいわゆる専門員の活用をしっかりと行っていくことによって、できる限り教員の負担を最小限にしていくということをぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。これは要望です。

教師と生徒の関係ですけれども、本当にちょっとしたことで体罰だ、体罰だと言われてしまうと、本当にその教師が指導をどこまでできるのかということで、委縮をしてしまうことが、実は逆に子どもたちにとってマイナスになってしまうのかなと思います。事件性があるかないかというのはありますけれども、それだけではなくて、先ほど紹介した事例はSNSで出てしまったから発覚したけれども、実際に例えば何かあったとしても、では先生がそれを他の先生などに言うのかと言ったら、私はやはり大人として我慢をしてしまうということもあるのかなというふうに思います。そういった部分に関してはぜひ教育委員会が、そこは教師を守るのだという思いでぜひ取り組んでいただきたいと思っております。私が決して体罰がいい悪いではなくて、やはり指導をするに当たってどのようにしていくかというのは、いわゆる保護者ともしっかりと話をすべきなのかなと思います。現に保護者の方で、自分の子どもがたたかれて、先生ありがとうと言う方もいるのですよ。やはりそういったことに関しても、決してたたくことがいい指導とは思わないですけれども、一定のラインを越えたときには、やはり大人としての威厳というのもしっかり、教師としての威厳というものも保たなければいけない中で、そういう考えも持って

いかなければいけないのかなというふうに思いますので、今こういう時代でいろいろと報道もされてしまいますけれども、その辺はぜひしっかりと教育委員会として、子どもたちを守るとともに、教師の方たちを守るという立場で、しっかりと仕事をしていただければというふうに思います。

○鈴木（真）委員長 次に、南委員。

○南委員 178ページの教育指導費に関して、品川区立学校教育要領について質問したいと思います。私はこの品川区の教育要領というのは詰め込み過ぎているのではないかというふうに考えています。そこで3点にわたって質問したいと思います。1点目は漢字の問題です。学習指導要領では6年生までに習う漢字は1,006文字だというふうに思っていますが、その点の確認をしたいと思います。それで品川の子どもたちは1年生で80字、2年生で160字、学習指導要領とこの文字数は同じでありますけれども、3年生になると85字多い285字、4年生で100字多くなって300字、この4年生で既に180文字以上も学習指導要領より多いという状況です。しかも読めることだけでなく同時に書けることも達成させるというところが品川区の指導の内容になっています。この点で、学習指導要領では読めることと書けることの間、1年の差があり得るというふうな考え方をとっているわけですが、やはり国以上に詰め込みを求めているのではないかというふうに思っておりますが、その点についてまず伺いたいと思います。

○熊谷指導課長 今、漢字ステージ、漢字の配当についてのご質問だと思います。確かに漢字ステージでは国の学習指導要領の学年別漢字配当表よりも多く配当されております。特に3年生、4年生が多くなっておりますけれども、その理由は、早い段階で漢字の読み書きができることで、その後の読書等で読めない漢字がない、そして書けない漢字のないということをしてできるだけ早い段階でということをつくってきた経緯がございます。ただ、次の学習指導要領では20字、新しい漢字が小学校段階で増えます。また、実際に中学校段階においても漢字が増えていくという状況がございますので、現在、品川区立学校教育要領の改定に伴い、国語部会等でこの漢字のあり方についても、他の言語事項と同様に、どうしたら子どもたちにとってよりよいものになるか、教材の開発等も含めて検討しているところでございます。

○南委員 早く読み書きができるようになることがいいことだということで時期を早めた指導をしているということですが、子どもへの負担はないのか、またなかなか覚え切れずに苦労している子ども、少なからずそういう方々が存在していると思うのです。そういう方たちに対してはどういうふうに教育委員会としては捉えているのか、その辺についても伺いたいと思います。

2つ目に、算数のカリキュラムの問題についても見てみたいと思います。算数でも上級学年から下の学年に学習項目がおろされてきているというふうに聞いています。例えば1年生の時点で既に3桁の足し算と引き算をする、これはくり上がり・くり下がり、当然できなければいけないですよ。そういうことが求められるわけです。3年生になると分数が出てくると、小数点以下の足し算や引き算が出てくる、これも数の認識、こういうものがきちんと捉えられないといけない、そこが求められると思います。この他にも、もっと他学年においてもあるのですけれども、算数の部分での状況というのは、品川区が実施しているというところなので、改めてこういう事実があるのかどうかの確認をしたいと思います。そして、脳の発達というか、国の学習指導要領では3年生に対してはここまで求めていないわけですよ。品川区が求めているというのは、やはり先ほど言ったような、数の認識をすることができる能力などは、脳の発達も含めた成長の速度に合っていないのではないかと私は思うのです。過度な負担、過度な詰め込み、こういうものによって子どもの成長・発達、脳だけではなくて子どもの発達にも大き

なゆがみを生じさせるのではないか、そういう問題意識は持っていないのかどうか、この点についての認識を伺います。

○熊谷指導課長 まず最初に漢字についてのご質問ですが、子ども、それから保護者によってもさまざまなのですが、漢字が読めてうれしい、書けて楽しいという子どももいれば、反対に漢字はもう大変だということで泣く泣くやっている子どももいるというふうに聞いています。ただ、いつやるかというところもあるので、漢字の学習については国語の中で実際にどこでやっていくかというのはそれぞれの子どもの発達段階にもよると思うのですけれども、ただ必ず覚えなくてはならないものでありますので、今、漢字ステージの中で丁寧に行っているところです。それは、国語の授業であったり、放課後の地域未来塾であったりというようなこともございますけれども、一方で忘れてしまうということもあります。早くやってしまったので忘れてしまう。そうならないように7、8、9年生では繰り返し繰り返し漢字ステージに取り組んでいくということをとっております。ただ、実はローマ字やことわざといったものもなかなか定着していない傾向がありますので、次の教育要領の改訂ではそういったところも踏まえていきたいと考えております。

○大関教育総合支援センター長 算数につきまして、例えば4年生での小数の内容、5年生ではパソコンを活用した統計処理、角錐、円錐、図形の問題です。それから6年生では正の数、負の数につきまして、品川区では独自に、通常の教科書にプラスアルファで教材を配って学べるようにしております。算数につきましては習熟度別に、子どもの発達段階だけではなくて、習熟度にも焦点を当てまして、単元ごとに理解をした場合には発展的な内容に取り組めるよう学習の集団を編成して、学習を進めております。それは東京都よりその分講師の加配をいただいているほか、区の独自の講師も活用しながら、習熟度別により丁寧に行っております。スパイラルで何度も何度も重ねていくことで、確実に算数的に物事を考える力、計算をしていく力、あるいは図形を捉える力というものを育てたいというふうに考えております。

その中で委員よりご指摘ありました子どもへの負担はどうかという部分でございますが、これはその他の教科も含めまして、これまでもご意見頂戴したこともございますけれども、それがその子どもの発達の偏り、あるいはまだつまづいている段階なので読みづらいという子どももクラスに15人に1人程度いると言われておりますので、その子に対して同じように漢字ステージを、できるまで帰れませぬよ、あるいは明日まで100回書いてきなさいというのは過度な負担になるかという部分は担任のほうも十分承知しておりますので、個々の実態に応じて必要な配慮をしていく、それと同時にその子に応じた別の教材の提供なども工夫をしているところでございます。

○南委員 なかなかついていけない子どももいると、しかしそういう子どもに対して必要な配慮、別教材も含めて対応するというような話なのですけれども、私は子どもの気持ちを考えたときに、やはりみんなと同じように学んでわかるようになりたい、これが原則だと思うのです。これは新聞に出ている記事なので必ずしも品川のことではないですけれども、しかし今どこの学校も残念ながら習熟度別学習というのをやっていますよね。そういう中で子どもが自分はお母さんたちが授業参観日に来ると、下のクラスにいるところを見られるのが恥ずかしい、見られないような離れたところにある少人数教室で授業をしてほしいという声を出したりとか、あるいは5年生は机の上に教科書をたたきつけて、この発言はこの記事に出ているから誤解していただきたくないのですけれども、「また馬鹿クラスだよ」こう言った子どももいるというのですね。こういう言葉を発せさせる、そういう教育のあり方でいいのか、学校教育の中でこういう自分を卑下する、あるいは自尊心を持たない、このような教育になってきてい

るという事実があるわけですよ。1人いたとしてもそれは失敗だと思うのです。こういう教育はだめだというふうに思うのです。そこについての認識を伺いたいと思います。

それから3点目です。授業時間の問題、時間数の問題です。1年生の国語の授業は学習指導要領より品川区の場合は12時間も多いですよね。市民科は2時間多く、英語科は丸々35時間多くやっている。トータルすると1年間で127時間も多いわけです。2年生は128時間、3・4年生は113時間、5・6年生は151時間も多くなっているのです。やはりこれは詰め込み教育、あるいはそういう状況にあると言えるのではないかというふうに思っているのですけれども、やはり子どもの受けとめられるキャパ、発達に応じた教育と指導のあり方、内容の設定の仕方を本当に考慮するべきだと、私はこの点でも思っているのですけれども、授業時数が増えているのは、品川区で実際にしているわけですから事実なのですから、この増加しているということについての認識を伺いたいと思います。

それと同時に、もう時間もないので次に行きますが、平成23年度にとった保護者アンケートで、家庭学習の実態というところを見ると、3時間以上勉強していらっしゃる子どもも1年生からいるのは事実です。9年生になれば受験が控えているから当然多くいるわけですからけれども、しかし圧倒的に多いのが1時間以上2時間未満、全くしない子どもも学年が増えるにつれて増えてきているのです。これは品川区の現状で、私は品川区の教育委員会が求めている教育内容とこの実態はやはり大きな乖離があるのではないかなというふうに思っているのです。やはりこういう状況をつくっている要因の1つに詰め込み教育、こういうものがあるのではないかなというふうに思います。したがって子どもに学校での授業が嫌だ、もう勉強は嫌だ、家庭までも勉強したくないと、そういうふうに思わせること自体は、私はこれは大問題で教育の目的を達していないと思っているのですけれども、そこについての見解もお願いします。

○熊谷指導課長 まず最初に少人数クラス、いわゆる習熟度別学習指導についてでございます。中には恥ずかしいなと思う子どももいらっしゃるかもしれないのですけれども、2学級3展開、1学級2展開で算数、数学、そして英語の授業をしているところでございます。ただ、反対に一斉授業の中で、自分だけわからないというつらさもあると思うのです。ですのでわかるようになるためにはやはり自分の習熟度に応じた学習をしていくということも大事だというふうに考えています。またこの習熟度別のクラスですけれども、固定学級ではなくて随時クラスを変更して、上に上がったり、またはそのまま留まったりさまざまですので、そういった中で切磋琢磨していくことも重要なのではないかというふうに思っています。

2点目の授業時数でございますけれども、時数が多い、詰め込みではというご意見でございますけれども、今度は新学習指導要領が策定されましたけれども、時数が多くなりまして、品川がやってきたことに追いつきました。ですので、反対に今までやってきたので、品川区としてはどちらかと言うと今のまま、それよりも他の自治体の小・中学校等はこれから1コマどうやって増やしていきましょうというところで、今大変なところだとは思っています。ですので、反対に多かった分、詰め込みというよりは繰り返し、またはゆっくりやれたというよさもあったのではないかというふうに考えています。

また、平成23年度の家庭学習の実態状況調査ということなのですが、これにつきましてもやはり家庭学習は重要ですので、保護者と連携しながら進めてまいりたいと思います。

○南委員 私は、できない子どもを引き上げるというのは教師として当たり前のことだというふうに思うので、しかしやり方、そこの工夫は必要だと思います。劣等感を持たせるようなやり方はやめていただきたい。それから詰め込みはやめていただきたいということ、そして勉強ができないとかやりたく

ないという子どもをつくらぬような工夫をお願いします。

○鈴木（真）委員長 次に、こんの委員。

○こんの委員 私からは177ページ、教職員福利厚生費に関連して、教員の働き方改革について、それから187ページの学校運営費に関連して、学校防犯対策、不審者対策について、もし時間がありましたら186ページの空調改修工事費に関連して、学校避難所の観点から体育館の空調設備設置についてをお伺いしたいと思います。

まず、教職員福利厚生費に関連して、教職員の働き方改革ですが、先ほど石田しんご委員からもこの質問がありましてご答弁をいただきましたので、大体品川区の取り組みなどはわかりました。やはり教職員の方々の時間外労働、そうした過酷な勤務実態というところでは、こういう状況が続いたならば教員の方の心身の健康が損なわれるとともにやはり教育の質の低下というところが懸念されると思います。そこで、先ほども品川区でも業務改善などはしているというところで、教員の意識の改革、タイムカードでの勤務実態の把握などということですが、改めてもう1回確認ですけれども、今後さらに働き方改革を進められていくと思いますが、今後の改善として今どのようにお考えでしょうか。

○熊谷指導課長 委員ご指摘のとおり、今学校は大変だというような、学校に対する追い風、教員の働き方に対する追い風が吹いていると思います。ですので、品川区として今何ができるか、また何をしなければいけないかということを考えまして、校務システムについてはもう既にやってきております。出退勤システムもしかりです。そして、やはり意識の改革ということで、9月5日に学校働き方改革、品川働き方ルネサンスの実施についてという通知を教育長名で出しました。そしてここで定時退勤日を設けましょうということで、まずは始めるにあたって、各学校で既に保護者宛てに働き方改革の実施についてという通知を出させていただいております。定時退勤日を設けておりますけれども、部活動等で定時退勤ができない、また生活指導できないという場合もありますので、その場合は他の日に振りかえる。また実施開始日につきましても10月からスタートということで、できるところから始めていこうというふうに思っています。また今後部活動をどうしていくかですとか、それから地域や保護者の皆様にも伝えていくこと、さまざまあるかと思いますが、まずは知っていただくところから、そしてできることから始めるということでスタートしたところでございます。

○こんの委員 いろいろな対策をとられているということで、それを進めていくということがよくわかりました。そこでやはり教員の方の働き方改革というのは、私ども公明党としても大事な重要な問題、課題であるというふうに捉えておまして、国の公明党のほうでは、教員の働き方改革検討プロジェクトチームを立ち上げて、有識者とそれから行政等からヒアリングを行い教員の長時間勤務の実態を含めてそうしたことをどう改革していったらいいのかについて検討をしてきました。そこで今年の5月に安倍総理に直接教員の働き方改革を求める緊急提言を申し入れいたしました。また8月には平成30年度の概算要求に関する緊急要望としてとりまとめまして、文部科学大臣に申し入れをいたしました。具体的にどういうことを申し入れたかと言いますと、教員定数の抜本的拡充、教員の事務作業を補助する業務アシスタントの充実、チーム学校の実現に向けた専門スタッフの増員、部活動の指導員の配置の支援拡充、および教員の健康管理体制の充実などを要望してきました。その結果、8月末に発表された来年度平成30年度の予算概算要求には、教員の定数の改善を図るということや、英語や音楽などの小学校の専科教員の2,000人増を含めた3,000人増員、部活動における外部指導員の配置事業の推進、また教員のかわりに印刷など事務作業を行うスクールサポーター、スタッフの配置促進などが盛り込まれたという報道が出ております。

このほか、私ども公明党として提案してきたことがさらに盛り込まれまして、8月29日にこの文部科学省中央教育審議会の中の学校における働き方改革特別部会の緊急提言の中に、先ほど課長が少しご説明をされましたが、勤務時間の客観的把握システムの構築、それから時間外問い合わせ対応のための留守番電話の整備、それから長期休暇期間の学校閉庁日の設定、それから給食費など学校徴収業務の改善やスクールロイヤーの活用促進などが盛り込まれてきたということで、今、国では本当にこの働き方改革を進めようということで、概算要求の段階ではありますけれども、かなり具体的に進めようとされてきております。ですので、こうした国の動きをぜひ注視していただいて、ぜひこの概算要求が通った暁には、品川区として国からの補助金に手を挙げて使っていただいて、働き方改革を推進いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○熊谷指導課長　さまざまな働き方改革に向けた支援を国としても考えているということがよくわかりました。そういったものを活用しながらぜひ取り組んでいきたいというふうにも思いますし、また私どものできることは何なのか、品川区としてできること、例えばコミュニティー・スクール等を通じた学校支援なども含めながらやっていきたいと考えております。

○こんの委員　ぜひよろしくお願いたします。

次にまいります。学校運営費に関連して、学校の防犯対策、不審者対策についてお聞きしたいと思います。現在、学校における防犯対策や不審者対策としてどのような対策をとられていますでしょうか。また、防犯設備などをいつごろからどのような設備を整備されているのか教えていただきたいと思います。あわせて、現在の防犯対策、不審者対策の設備についてはこれで十分と思われているのか、それともまだ不十分で、今後も対策をしていかなければいけないと思ってらっしゃるのか、その辺の評価はどのようにしてらっしゃるのでしょうか。

○品川庶務課長　学校の安全対策でございますが、まず通学時においてはもうご存じのまもるっちを各小学生には配布しております。そしてこれも通学時になりますが、児童通学確認業務、いわゆる旗振りです。交差点、横断歩道等で旗振りをしてらっしゃる方で子どもの通学・帰宅時の見守りをしている状況です。それからPTAでは83運動等もやってございます。それから学校内ですと、まずは学校の施錠のほうを今しっかりと日中もやっているような状況でございます。ですので基本的には不審者が黙って入るということはないという形に体制はできているかと思えます。また、学校内に防犯カメラ等も設置をしっかりとさせていただきますし、昨今通学路等にも防犯カメラを設置している状況でございます。この警備体制でどうかという評価でございますけれども、現在のところは学校においてこの警備体制で十分な体制がとれているのではと感じます。ただ、事例等によって今後新たに加えていくもの等もあるかもしれませんが、現在のところでは十分ではないかと考えております。

○こんの委員　現状はわかりました。今ご説明いただいた内容のほかに、各学校で校内にさすまたが設置をされていると思えますけれども、それは現在どのような形で使われているのでしょうか。少しご紹介をさせていただきますが、委員長に先ほど許可をいただきましたので、少し資料を出したいと思います。現在、このようなU字型のさすまたが設置をされていると思えますけれども、これは押すことしかできない、いわゆる機能としてこのU字の側を犯人の方に向けて押すことしかできない、暴漢などを押さえるには相手の背後に壁などがないと困難かつ逃げられてしまうと言うのが弱点です。取り押さえるには複数のさすまたを必要として、たとえさすまたが複数あったとしても暴れている者を取り囲んで押さえるには困難という弱点があるものです。なかなか取り押さえるには取り扱いに非常にデメリットが多いというものです。一方、今いろいろなものが開発をされてまいりまして、今のさすまたはこう

いうタイプの新型さすまたがあります。防犯、防災、水難救助などにも使える1台で2役、同じU字なのですがちゃんと開閉をするという、いわゆる手錠型のものなのですけれども、押し当てると犯人をがちゃんと取り押さえるというこういうタイプのものです。バックに壁がなくても、女性でも使えると、複数あればより強力になりますし、さすまたの形状が相手を囲み逃さない構造なので1本で取り押さえることも可能だと。いわゆる暴漢などを手錠式で囲んでしまうというところがメリットになっておりまして、さらにこれを突きつけて囲んで、そしてこの原理で反対側に押そうとすると相手が倒れるというような、そうしたさすまたであります。非常に長いものですが重さは非常に軽く2キロぐらいの重さのものです。そうした新型のさすまたが開発されてきております。いろいろなタイプのものがあると思いますが、こうしたさすまたも出ている中で、今学校に設置をされているさすまた、いわゆる校内での防犯対策が十分とはなかなか思えない感じがしますが、その点はいかがでしょうか。

○品川庶務課長 さすまたにつきましてですが、大体各校で数本さすまたを置いております。時期によっては訓練等も行ったりしまして使っているものでございます。通常、先ほど委員のほうから提示されました最初のさすまたにつきましてはU字型になっておりまして、何本も使わないと取り押さえられないというような事例も確かにあります。効果としては後に出されたさすまたのほうが高いのではないかとこのふうには感じるのですが、コスト面等いろいろ考えますと、そのあたりの導入については少し検討をしていきたいというふうを考えております。何分、各学校に多く入れていかなければいけませんので、そういった面も考えながらやっていかなければいけないと思っております。

○この委員 今のご答弁で、確かに財政的なことは考えてしまうのでしょうかけれども、子どもの安全が第一でございますので、ぜひその点を念頭において考えていただきたいと思っております。要望で終わります。

○鈴木（真）委員長 次に、石田秀男委員。

○石田（秀）委員 私からは、177ページ、学事制度審議会中間答申について、今回、中間答申が出された中で我が会派で勉強また議論をさせていただきました。会派の中でいろいろ議論をしていく中で、これは地域地域で、品川の中でもこんなに地域の中で事情が違うのかという事を改めて我々会派の中で感じたところもあります。その中で、一応我々会派の中で6項目について質問させていただきます。ゆっくり言いますので、答弁をしていただければと思います。

1つ目は、出た意見の中では、なぜ今なのか。何を目的としているのか明確には、我々あまり感じられなかった。この辺は目的をしっかりと明確にしていくべきではないかと思っておりますが、それが1点目です。

2点目はスケジュール感が現状出ていない。もちろん地域への周知があつて、最終答申がある、それからもちろん経過措置等もこれから考えていくのだろうと思っておりますけれども、その辺の情報提供は必要と思っておりますけれども、その辺はどうお考えなのかということです。

3点目が中学校というか一貫教育連携校グループが位置づけられてきたということでもありますけれども、これはどう考えたのかあれですが、人口だけという形ではなくて、これまでの歴史や地域のつながりをもう一度再度調査研究していただいて、中学校の学区等を考えるべきだろうと思っておりますが、この部分もどのような考えでこうしたのかということでもあります。

4点目がもちろんコミュニティ・スクールはそれはそれで位置づけられているわけでもありますけれども、もちろん中学校単位もわかるけれども、コミュニティ・スクールではやはり小学校単位のコミュニティ・スクールを優先するべきだろうと、それ以降、中学校の位置づけを含めて、コミュニティ・スクールは再考していくべきではないかなと思っておりますけれども、その辺も教えていただければと思

います。

5点目が特色校や兄弟校、それから中学校の選択というのももちろん引き続き議論をするとなつてい
るわけでありますけれども、あまり個々の対応をするあまり、全体の目的、これは全体の目的が必ずあ
るわけですが、それが達成されないなど、本末転倒なことにならないように注意してほしいな
と思っております、その辺もどうお考えかということです。

最後にこういう議論もありました。教育理念というのは必ずあるわけで、だけれども学校というのは
児童・生徒が教育を身につける場所であることが大前提であります。そう考えると、地域というのはさ
まざま出るのだけれども、地域とのあり方、これについては教育理念等あれば、それはやはり各学校で
はなく、教育委員会がやはりそこは再度明確にしていくべき必要があるのではないのかという話も出ま
した。これについてお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○篠田学校計画担当課長 お尋ねのございました点、6点でございます。まず1点目なぜ今なのかと
いうこと、何を目的にしているのかということでございます。学校を取り巻く環境というのがここ最近、
例えば就学人口が急増しているですとか、あるいは法制度の改革によって義務教育学校といった新たな
学校種が位置づけられるなど非常に教育環境が激しく変化しているのが今の時代だというふうに考えて
おります。また品川区の教育のあり方ということで、品川教育ルネサンスとして新たな方向性を打ち出
しているということがございますので、この機に合わせまして、これまでの学校を取り巻くさまざまな
学事制度について、今回改めて考える機会を設けさせていただいたということでございます。

それからスケジュール感でございます。スケジュール感につきましては、今回の学事制度審議会の最
終答申は今年度末、来年3月を目処に出していただくと考えているところでございます。

最終答申を出していただきますと、これはあくまで審議会の答申でございますので、この後、教育委
員会がその答申の内容を引き取りまして、具体的に施策として落とし込んでいくという作業が必要に
なつてまいります。そうしますと、実際には、今回は学区域の問題ですとか、地域との関係も非常に深
い問題の部分で見直しがございますので、なかなか簡単に教育委員会からこう変えましょうという形で
動かしていくのは難しいのかなと思っております。それはあくまで地域の皆様方ともいろいろ話をさ
せていただきながらということもあると思いますので、答申が出てからすぐ、施策を具体化し、制度
変更へという流れにはなかなかならないかなと思っております。逆にそれがまたあまりにも長くなつてし
まえば、なかなか施策として出していくタイミングは難しいと思っておりますので、こちらのほうはまだ確定
はしてございませんけれども、答申をいただいた後にできるだけ速やかに事務局として施策として具体
化をしていく中で、おそらく平成30年3月に答申をいただいたとしましても、実際の制度の変更とい
うのは翌年のそのまた次ぐらいになるだろうと、平成31年度の入学に関しましては平成30年度中に
学校選択とかありますから、その辺に間に合わせるのはおそらく難しいだろうということで、どんなに
早くも翌年の当初にはならざるを得ないのかなと思っております。こちらはこれから先の地域との話
し合いですとか、さまざま経過措置の設定ですとか、考えていく中で、見直しの期間について考えてい
く必要があるのかなと考えているところでございます。

2点目の一貫校との連携の関係でございます。いわゆる地域との結びつきですとか、あるいは歴史的
な関係で今まで出ている、検討している内容がそのまま行くのかということでありますけれども、あく
まで今までの審議会の中では人口だけを見たのかというお話もございましたけれども、いろいろ制度
を見直す中でシミュレーションをとっていかなければいけないところがございますので、そういった部分、
必ずしも地域特性ですとか地域的な背景というのを細かく見た上でシミュレーションをしたものではご

ざいませので、この先の最終答申に向け、またそれが具体的に施策化されていく中では、そうした部分も深く考えながら、そごのないような形で整備をしていきたいというふうに考えております。

3点目のコミュニティ・スクールに関しまして、中学校のまとまりではなくて優先すべきは小学校ではないかというお話でございます。私どもも決して小学校段階でのまとまりを軽視することはございません。今回、小学校と中学校の一貫教育の中でグループ化をしていくということがございますので、最終的にはそのまとまりの中でのコミュニティ・スクールの形成というのが最終的な目標になってくるのかなという思いがございます。したがって小学校でのまとまりについても配慮しつつ、全体の中の整合性をとっていくというような形で、コミュニティ・スクールについては整備をしていくのかなというふうに思われるところでございます。

5点目の兄弟枠とかさまざまな部分で、細かいところにこだわり過ぎると全体が崩れてしまうのではないかということのお話がありました。こちらに関しましても、最終的には今回の学事制度審議会で学事制度の見直しに当たりまして、最終的には要は地域とのつながりですとか、教育委員会として大きく考え方を持った中で整備していくものでございますから、あまり細かいところにとらわれて全体が崩れるようなことがないように、そちらに関しましては最終的にきちんと整備がしていけるように私どもも心したいというふうに考えているところでございます。

6点目の教育理念と地域のあり方とに関しまして、教育委員会としての考え方を明らかにしていく必要があるだろうということでご指摘をいただきました。私どもも地域の皆様方との結びつきというのは非常に重要だと考えておりますし、今回品川教育ルネサンスの中で地域とともにある学校づくりといったものを掲げてございますので、地域の皆様との関係というのは非常に重要だと思っています。ただ一方で、そのことにあまりにもとらわれ過ぎて、教育委員会としての考え方がおそろかになってしまうといったことがないようバランスよく整備していきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○石田（秀）委員 この件については我が会派もさまざまな意見があるというのは事実でありまして、これからも我々も再度会派の中でも議論をしていきますし、地域の中でも議論をしていきながら、本当に児童・生徒にとってよりよい方向になるようにしていきたいと思っておりますので、こうしばし決めていってこれだよというのはやめてほしいなと言うだけ言っておいて、これは終わります。

それから、190ページの障害児保育介助員費で、これは間違っていたら言ってください。先にこういうふうに言います。気になる子の介助員、幼稚園では多分診断書がないと言っても集団生活に支障があるというのであれば介助員はつけているのだろうと思っております。それで、気になる子は私立幼稚園にもいるわけでありまして、そこについては例えば診断書など疑いがあるということがあれば、区立では疑いの部分でも診断書があれば108万円の補助があると。ところが私立はそれがなければ補助は出ない。でも区も一生懸命やってくれていて、カウンセラーなどいろいろ巡回指導もしてくれていて、これはありがたいと言っています。だけれども回数を増やしてほしいとか、カウンセラーを増員してほしいという要望があるのも事実です。しかしながら、ここは108万円対ゼロということになっているので、そうするとどういふ話が来たかという、全園児の診断をやってほしいという話もあった。そうすると、診断がなくても疑いで診断書は書けるので、だけれどもその部分はずちの会派には医師がもいらっしやるし、これはやめたほうがいいでしょうと、幼児のためにもということで、それはお断りした。そういう対応を我々の会派もさせていただいているのだけれども、今、例えば私立保育園等において職員を増やしたり、パートで対応したりとかいろいろなことをしているのだけれども、その中で、

今そういう対応をしようとする、保育園等には非常に今待機児童対策でいろいろな補助等があって、大体が時給1,700円ぐらいまでどんどん上がって来てしまったのだと。そうすると幼稚園も1,700円ぐらいで出さないと、そういう人も手当てできない。そう考えてくると、非常にその部分の気になる子の介助員については費用もかかる。だけれどもそこに対する108万円対ゼロみたいなところがあるわけで、だけれども区として頑張っている。確かに巡回員等も配置してくださっている。それは確かにありがたいことなのだけれども、公立幼稚園との違いの部分にあまりにそういう意味であるので、ぜひその辺は何らかの形で支援をしてあげたほうが、私ども会派としても、そういう思いなのだけれども、そこについてもし支援ができればそういう形をとっていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○佐藤保育課長 特別支援に関するご質問です。区立の幼稚園と保育園に関しましては委員ご指摘のとおり事業スキームで行っております。私立幼稚園に関しましては、委員ご指摘のとおり心身障害者手帳をお持ちの方とか、医師の診断があれば区から直接30万円、国や都から直接約80万円の補助金が出ております。こういった診断がない、いわゆる保護者の方々がなかなかお認めにならない場合に関しましては、委員ご指摘のとおり108万円対ゼロということで、補助は出ていない部分があります。この辺に関しましては我々のほうとしても特別支援の関係で、保護者に対する相談業務をやっていますので、その中で保護者の方とまず第一義的に話をして理解をしていただいて、早期発達を促す点について頑張っていきたいというところを基本と考えております。ですので、問題といたしましては、国と都は独自の要綱を持って、独自で80万円を出しているというところが、なかなか区としては変えられない部分はございます。

○石田(秀)委員 ぜひこの部分は、本当に108万円対ゼロみたいなところがあると、やはりそこは大変ご苦労されている、今も保育園の部分もそういう介助員などいろいろ含めると時給がすごく高くなっている部分も考えると、やはりもちろんカウンセラー等の増員、巡回も回数も増やしていただくのはもちろんそうなのでありますけれども、その辺についてぜひ再度お考えをいただきたいと思いますので、もう一段最後答弁いただいて終わりにします。

○佐藤保育課長 区内の全ての乳幼児が健全に健やかに育っていけるようにする事が私どもの使命と考えておりますので、私立幼稚園協議会とも相談して、さまざま検討していきたいと考えております。

○鈴木(真)委員長 以上をもちまして、本日予定の審査は全て終了いたしました。

次の会議は、10月16日午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時19分閉会

委員長 鈴木真澄